

令和3年度

包括外部監査結果報告書

環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について

令和4年3月

宮崎市包括外部監査人

税理士 甲斐 敬浩

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第1 監査の種類	1
第2 選定した特定の事件	1
第3 特定の事件の選定理由	1
第4 監査の対象期間	2
第5 監査の対象部署	2
第6 監査の方法等	2
1 監査要点	2
2 主な監査手続き	2
第7 監査の実施期間	2
第8 包括外部監査人および補助者の氏名・資格	3
第9 利害関係の有無	3
第10 報告書の表示、表記等	3
第2章 包括外部監査対象の概要	4
第1 環境部における事業の概要	4
1 環境部の構成及び職員配置等	4
2 環境部の事務分掌	7
第2 環境部における予算規模の推移	16
第3 宮崎市環境基本計画に基づく具体的事業の策定過程	16
1 総論（第三次宮崎市環境基本計画について）	16
2 「長期的目標」と「取組の方向性」について	18
3 具体的施策の概要	21
4 監査対象事業	24
第4 契約締結に関する規律	24
1 総論	24
2 契約締結方法の原則と例外	25
3 宮崎市における実務の状況	28

第3章	包括外部監査対象の事業概況及び監査結果	29
第1	環境保全課の事務事業	29
1	太陽エネルギー利用機器導入促進事業	29
2	COOL CHOICE（賢い選択）普及啓発事業	33
3	水質汚濁防止対策事業	36
4	河川浄化対策事業	43
5	ホテルの里づくり事業	45
6	大気汚染防止対策事業	51
7	公害防止対策事業	55
8	自動車交通騒音対策事業	56
9	ダイオキシン類対策事業	58
10	住宅騒音防止対策事業	61
11	共同利用施設管理事業	63
12	共同利用施設整備事業	65
13	こども5R学習事業	66
14	みやざきエコアクション認証制度事業	70
第2	環境業務課の事務事業	74
1	一般廃棄物収集運搬事業	74
2	ごみ減量啓発事業	78
3	家庭系生ごみ減量促進事業	80
4	ごみ関連チャットボット事業	84
5	資源物（衣類・古紙）収集運搬事業（資源物等収集運搬事業）	88
6	資源物（衣類）処理事業	90
7	古紙売払金	91
8	資源物集団回収推進事業	92
9	資源物持ち去り防止対策事業	96
10	生活系一般廃棄物の適正排出管理事業	98
第3	廃棄物対策課の事務事業	103
1	エコクリーンプラザみやざき新運営体制移行事業	103
2	4町域処分場早期閉鎖事業	108

3	事業系一般廃棄物適正処理推進事業.....	110
4	PCB含有安定器処理推進事業.....	111
5	災害廃棄物処理対策推進事業.....	112
6	佐土原一般廃棄物埋立処理場再構築事業.....	114
7	たらのき台不燃物処理場ガス安定化事業.....	114
8	不燃物埋立場維持管理費事業.....	116
9	旧焼却設備維持管理事業.....	147
10	産業廃棄物適正処理推進事業.....	151
11	産業廃棄物処理監視指導等事業.....	154
12	ごみのぽい捨て・路上喫煙対策事業.....	159
13	不法投棄未然防止事業.....	163
14	資源物処理事業.....	166
15	し尿収集運搬事業・し尿収集手数料徴収事業.....	175
16	し尿処理施設管理費.....	179
17	浄化槽管理事業.....	184
18	単独処理浄化槽転換促進事業.....	189
19	公設合併処理浄化槽事業.....	191

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について

第3 特定の事件の選定理由

宮崎市では、平成9年4月に施行した「宮崎市環境基本条例」に基づき、「宮崎市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、社会経済情勢や市民意識の変化、本計画の進捗状況を踏まえ、平成30年3月の「第三次宮崎市環境基本計画」では、目指す環境像を『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市（まち）「みやざき」』と定め、その実現のため、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「環境教育の推進」という5つの長期的目標を掲げ、市民・事業者・行政それぞれの役割や行動の方向性が示され、宮崎市が取り組む施策の内容や、市民・事業者の皆様に配慮してもらおう取組みについて明らかにされている。

令和3年度の環境部の当初予算は約70億円となっている。

計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進していくために環境部が担う事業は、市民生活に密着した非常に重要な事業であり、市民が長期に渡って快適に生活するために不可欠なものである。

そこで、宮崎市環境部を監査対象とし、平成15年度の包括外部監査「環境部の財務に関する事務の執行について」で扱った内容のフォローも含め、財務事務の執行が関係法令等に基づき実施されているか否かを確認し、また、行政の管理視点である経済的、有効的、効率的な運営がなされているかなどを監査することが有意義と考え、特定の事件として選定した。

第4 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(但し、必要に応じて過年度及び次年度も監査対象とする)

第5 監査の対象部署

環境部、環境業務課、環境保全課及び廃棄物対策課(ただし、必要がある場合は関連事務を行うその他の部署も対象とする)

令和3年度からは環境業務課、環境指導課、環境政策課、環境施設課に組織編成されている。

第6 監査の方法等

1 監査要点

- ・ 歳入、歳出及び委託契約の事務の執行は関係法令、条例、規則等に沿って処理されているか。
- ・ 契約方法及び相手方の選定方法は適正であるか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 財産の管理運営は適切に行われているか。
- ・ 各事業は法規性、合理性、経済性、有効性、効率性を考慮して適正に行われているか。

2 主な監査手続き

- ・ 会計情報の比較分析、関係書類、証憑書類等の閲覧及び突合等と担当者へのレクチャーやヒアリングを実施した。
- ・ 宮崎市廃棄物処理施設の中で、不燃物理立場維持管理費事業における施設を現地調査した。

第7 監査の実施期間

令和3年5月12日から令和4年2月16日まで監査を実施し、令和4年3月15日に最終的な意見をまとめたものである。

第 8 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

包括外部監査人	税理士	甲斐敬浩
補助者	税理士	國生哲哉
補助者	税理士	兒玉恭明
補助者	弁護士	金丸由宇

第 9 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 10 報告書の表示、表記等

監査実施の結果において、合法性、合規性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から、速やかな是正や改善が必要であると考えたものについては「指摘」、速やかな是正や改善が必要とまでは言えないが、組織及び運営の合理化の観点から是正や改善を検討することが望ましいと考えるものについては「意見」として記載した。

本報告書に記載の数値・金額等については、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。従って、文中引用した数値と一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 環境部における事業の概要

1 環境部の構成及び職員配置等

環境部は、宮崎市において①環境保全及び環境衛生に関する事項、②清掃に関する事項、を取り扱う部であり、環境保全課・環境業務課・廃棄物対策課の3課により構成される。令和2年4月1日現在の、環境部全体の職員数は合計117名である。職員配置の詳細については、次頁の職員配置表のとおりである。

なお、令和3年度には、宮崎市がエコクリーンプラザみやぎの運営主体となったことや部内の業務分担の見直しを行ったこと等の理由により、環境部の組織再編が実施された。その結果、環境部は環境政策課・環境業務課・環境指導課・環境施設課の4課により構成されることとなった。このうち環境施設課が、エコクリーンプラザみやぎの施設を所管する。職員配置の詳細については、次々頁の職員配置表のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

課係	職名	部 長	課 長	課主 長 補 佐 幹	副係主主副 主 主 主 主 主 主 幹 長 査 任 任	主任 主任 主技 事師	主技 事師	主任 技士	技 士	任用 職員	会計 年度	計
		1										1
環境保全課			1									1
	管理係			1	1	1						3
	環境企画係				3	2				1		6
	大気騒音係			1	2	1	1			3		8
	水質保全係				2		1			1		4
	小 計		1	2	8	4	2			5		22
環境業務課			1									1
	管理係			1	1		1					3
	リサイクル係			1		2	1			2		6
	業務係				2	2	2	3		8		17
	南部事務所			1	7			9				17
	小 計		1	3	10	4	4	12		10		44
廃棄物対策課			2									1
	管理係			1	1	1						3
	審査係			1	2	4	1			2		10
	監視指導係				2	2	1			8		13
	生活排水係			1	2	2				4		9
	施設係			1	1	3	1					6
	廃棄物広域 処理対策室		1		3	3						7
	小 計		3	4	11	15	3			14		50
合 計	1	5	9	29	23	9	12	0	29		117	

(令和3年4月1日現在)

課係	職名	部 長	課 長	課主 長 補 佐 幹	副係主主副 主 主 主 主 查 任 任 幹長 査任任	主任 主任 主技 事師	主技 事師	主任 技士	技 士	任用 職員	会計 年度	計
		1										1
環境政策課			1	1								2
	管理係			1	2		1			1		5
	環境企画係				2	4						6
	廃棄物企画係			1	1	3				2		7
	衛生係			1	3	5	1					10
	小計		1	4	8	12	2			3		30
環境業務課			1									1
	管理係			1	1		1					3
	業務第一係			1	1		1			4		7
	業務第二係			1	3	3	1	1		10		19
	南部事務所			1	6			7				14
	小計		1	4	11	3	3	8		14		44
環境指導課			1									1
	審査係			1	2	2	1			1		7
	監視指導係			1		2	2			8		13
	環境対策係				3	2	1			3		9
	小計		1	2	5	6	4			12		30
環境施設課			2									2
	管理係			1	3	1	1					6
	施設第一係				3	4						7
	施設第二係			1		3	1					5
	浄化槽係			1	1	2				3		7
	小計		2	3	7	10	2			3		27
合計	1	5	13	31	31	11	8	0	32		132	

2 環境部の事務分掌

(1) 監査対象とした令和2年度における環境部の事務分掌

ア 環境保全課

(ア) 環境保全課の主な業務内容は、以下のとおりである。

- ① 環境保全のための総合的施策及び調整に関すること。
- ② 自然環境の保全に関すること。
- ③ 大気汚染の防止に関すること。
- ④ 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- ⑤ 水質汚濁の防止に関すること。

(イ) 環境保全課には、管理係、環境企画係、大気騒音係、水質保全係の4つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

- ① 部内事務の連絡調整に関すること。
- ② 課内の庶務に関すること。
- ③ 深夜における花火の規制に関すること。
- ④ 部内の他課及び課内の他係に属さないこと。

・環境企画係

- ① 環境保全のための総合的施策及び調整に関すること。
- ② 環境審議会に関すること。
- ③ 環境基本計画に関すること。
- ④ 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- ⑤ 環境学習に関すること。
- ⑥ 自然環境の保全に関すること。

・大気騒音係

- ① 大気汚染の防止に関すること。
- ② 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- ③ 公害に係る苦情処理に関すること。(水質汚濁および土壌汚染に係るものを除く。)
- ④ 空地の雑草枯草等の除去に関すること。

⑤ 航空機の騒音対策に関すること。

・水質保全係

① 水質汚濁の防止に関すること。

② 河川浄化対策に関すること。

③ 土壌汚染に関すること。

④ 公害に係る苦情処理に関すること。(水質汚濁及び土壌汚染に係るものに限る。)

⑤ 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。

イ 環境業務課

(ア) 環境業務課の主な業務内容は、以下のとおりである。

① リサイクル及びごみ減量事業に関すること。

② ごみ収集運搬の基本計画及び分別収集計画の策定及び実施に関すること。

③ 一般廃棄物の不法投棄対策に関すること。

(イ) 環境業務課には、管理係、リサイクル係、業務係、南部事務所の4つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

① 施設の管理運営に関すること。

② 車両の修理及び資材器具の総括に関すること。

③ 安全衛生及び労務に関すること。

④ 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

・リサイクル係

① リサイクル及びごみ減量事業の企画立案に関すること。

② リサイクル及びごみ減量事業の実施に関すること。

③ リサイクル及びごみ減量意識の啓発に関すること。

・業務係

① ごみ収集運搬の基本計画及び分別収集計画の策定及び実施に関すること。

② 一般廃棄物処理手数料(ごみの収集運搬に係るものに限る。)に関すること。

- ③ ごみ収集に係る住民指導及び苦情処理に関すること。
- ④ 生活環境保全の普及啓発に関すること。

・南部事務所

- ① ごみ収集運搬の実施計画に関すること。
- ② ごみ収集運搬に関すること。
- ③ ごみ収集車両及び器材の使用保管に関すること。

ウ 廃棄物対策課

(ア) 廃棄物対策課の主な業務内容は、以下のとおりである。

- ① 一般廃棄物処理業及び処理施設に関すること。
- ② 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び指導に関すること。
- ④ ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関すること。
- ⑤ 浄化槽に関すること。

(イ) 廃棄物対策課には、管理係、審査係、監視指導係、生活排水係、施設係、廃棄物広域処理対策室の6つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

- ① 一般廃棄物処理施設に係る管理及び処分に関すること。
- ② 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

・審査係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② 廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。
- ③ 廃棄物の減量及び適正処理に関する指導及び啓発に関すること。
- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律次に基づく許可等に関すること。
- ⑤ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉に限る。）の届出等に関すること。
- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出に関すること。

・監視指導係

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び指導に関すること。
- ② 廃棄物の不適正処理及び不法投棄対策に関すること。
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく立入検査及び指導に関すること。
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉に限る。）への立入検査及び指導に関すること。
- ⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく立入検査及び指導に関すること。
- ⑥ ごみのぼい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関すること。

・生活排水係

- ① 浄化槽の設置届に関すること。
- ② 浄化槽設置整備事業に関すること。
- ③ 公設合併処理浄化槽事業に関すること。
- ④ 浄化槽維持管理の指導に関すること。
- ⑤ 宮崎県浄化槽普及促進協議会に関すること。
- ⑥ 浄化槽清掃業の許可に関すること。
- ⑦ 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- ⑧ し尿収集に関すること。
- ⑨ 一般廃棄物処理手数料（し尿に係るものに限る。）に関すること。

・施設係

- ① 一般廃棄物処理施設の維持管理並びに構内の保全に関すること。
- ② 一般廃棄物処理施設に跡地利用に関すること。
- ③ 一般廃棄物の処分に関すること。
- ④ 宮崎県中部地区衛生組合に関すること。

・廃棄物広域処理対策室

- ① 一般廃棄物処理施設に係る企画及び調整に関すること。

- ② 一般廃棄物処理施設周辺の環境整備に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理手数料（し尿及びごみの収集運搬に係るものを除く。）に関すること。

(2) 令和3年度に行った組織再編後の事務分掌

ア 環境政策課

(ア) 環境政策課の主な業務内容は、以下のとおりである。

- ① 環境についての総合的な施策に関すること。
- ② 宮崎市環境学習交流施設の管理運営に関すること。
- ③ 太陽光発電システム等導入促進補助金に関すること。
- ④ 宮崎空港の住宅騒音防止対策（防音工事）に関すること。
- ⑤ 共同利用施設の管理運営に関すること。
- ⑥ 市営墓地、葬祭センターの管理運営に関すること。

(イ) 環境政策課には、管理係、環境企画係、廃棄物企画係、衛生係の4つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

- ① 部内事務の連絡調整に関すること。
- ② 課内の庶務に関すること。
- ③ 深夜における花火の規制に関すること。
- ④ 航空機の騒音対策に関すること
- ⑤ 部内の他課及び課内の他係に属さないこと。

・環境企画係

- ① 環境保全のための総合的施策及び調整に関すること。
- ② 環境審議会に関すること。
- ③ 環境基本計画に関すること。
- ④ 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- ⑤ 環境学習に関すること。
- ⑥ 自然環境の保全に関すること。
- ⑦ 河川浄化対策に関すること。

・廃棄物企画係

- ① 廃棄物の処理に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（部内

の他課に属するものを除く。)

- ② リサイクル及び生活系廃棄物減量事業の企画立案及び啓発に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ④ 生活系廃棄物収集運搬の基本計画及び分別収集計画の策定に関すること。
- ⑤ 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

・衛生係

- ① 環境衛生に関すること。
- ② 衛生思想の普及向上に関すること。
- ③ 市営墓地及び葬祭センターに関すること。
- ④ 改葬の許可に関すること。
- ⑤ 小規模給水施設に関すること。

イ 環境業務課

(ア) 環境業務課の主な業務内容は、以下のとおりである。

- ① 生ごみ処理機器の支給・補助に関すること。
- ② 資源物集団回収に関すること。
- ③ ごみ、資源物の収集運搬業務の委託に関すること。
- ④ ごみ集積所の不法投棄に関すること。
- ⑤ し尿収集運搬及び手数料徴収業務の委託に関すること。

(イ) 環境業務課には、管理係、業務第一係、業務第二係、南部事務所の4つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

- ① 施設の管理運営に関すること。
- ② 車両の修理及び資材器具の総括に関すること。
- ③ 安全衛生及び労務に関すること。
- ④ 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

・業務第一係

- ① リサイクル及び生活系廃棄物減量事業の実施に関すること。
- ② 一般廃棄物処理手数料（生活系廃棄物の収集運搬に係るものに限る。）

に關すること。

③ 生活系廃棄物の排出日時及び排出方法の周知に關すること。

・業務第二係

① 生活系廃棄物の収集運搬に關すること。

② 生活系廃棄物の集積所の総括に關すること。

③ し尿の収集運搬に關すること。

④ 一般廃棄物処理手数料（し尿に係るものに限る。）に關すること。

⑤ 一般廃棄物の減量及び適正処理に係る指導に關すること。

・南部事務所

① 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬に關すること。

② 廃棄物収集車両及び器材の使用保管に關すること。

ウ 環境指導課

（ア）環境指導課の主な業務内容は、以下のとおりである。

① 廃棄物処理業及び処理施設の許可等に關すること。

② 廃棄物の処理及び清掃に關する法律に基づく立入検査及び指導に關すること。

③ ごみの不法投棄および野外焼却に關すること。

④ 橋通り等でのごみのぼい捨て対策・路上喫煙制限に關すること。

⑤ 大気汚染の防止、水質汚濁の防止、騒音・振動、悪臭等の規制に關すること。

⑥ 空地の雑草、枯れ葉等の除去に關すること。

（イ）環境指導課には、審査係、監視指導係、環境対策係の3つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・審査係

① 廃棄物処理業及び処理施設の許可等に關すること。

② 産業廃棄物の減量及び適正処理に關する指導及び啓発に關すること。

③ 使用済自動車の再資源化等に關する法律に基づく許可等に關すること。

④ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉に限る。）の届出等に關すること。

⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法に

基づく届出に関すること。

⑥ 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

・監視指導係

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び指導に関すること。

② 廃棄物の不適正処理及び不法投棄対策に関すること。

③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく立入検査及び指導に関すること。

④ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（廃棄物焼却炉に限る。）への立入検査及び指導に関すること。

⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく立入検査及び指導に関すること。

⑥ ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関すること。

・環境対策係

① 大気汚染の防止に関すること。

② 水質汚濁の防止に関すること。

③ 土壌汚染対策に関すること。

④ 騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。

⑤ 公害に係る苦情処理に関すること。

⑥ 空き地の雑草、枯れ草等の除去に関すること。

⑦ 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。

エ 環境施設課

(ア) 環境施設課の主な業務内容は、以下のとおりである。

① エコクリーンプラザみやざきの管理運営および同施設へのごみの持ち込みに関すること。

② 市が管理運営する一般廃棄物処理施設に関すること。

③ 浄化槽に関すること。

(イ) 環境施設課には、管理係、施設第一係、施設第二係、浄化槽係の4つの係が設置され、それぞれが以下の事務を行う。

・管理係

- ① 一般廃棄物の広域処理に係る企画及び調整に関すること（課内の他係に属するものを除く。）。
- ② エコクリーンプラザみやざきの周辺地域の振興事業に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理手数料（生活系廃棄物及びし尿の収集運搬に係るものを除く。）に関すること。
- ④ 再生化した物品の提供に係る諸収入の収納に関すること。
- ⑤ 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

・施設第一係

- ① エコクリーンプラザみやざきの運営の企画及び調整に関すること。
- ② エコクリーンプラザみやざきの維持管理及び構内の保全に関すること。

・施設第二係

- ① 一般廃棄物処理施設（エコクリーンプラザみやざきを除く。）の維持管理及び構内の保全に関すること。
- ② 一般廃棄物処理施設の処分及び跡地利用に関すること。

・浄化槽係

- ① 浄化槽の設置届に関すること。
- ② 浄化槽設置整備事業に関すること。
- ③ 公設合併処理浄化槽事業に関すること。
- ④ 浄化槽維持管理の指導に関すること。
- ⑤ 宮崎県浄化槽普及促進協議会に関すること。
- ⑥ 浄化槽清掃業の許可に関すること。
- ⑦ 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。

第2 環境部における予算規模の推移

環境部において、過去5年間の一般会計予算は以下のとおり推移している。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	5,768,921	5,972,356	6,341,637	6,479,654	5,977,978

なお、宮崎市全体の過去5年間の一般会計予算は、以下のとおり推移している。

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	160,560	158,310	157,640	160,480	165,860

環境部の一般会計予算は平成28年度以降徐々に増加していたが、令和2年度には8%程度減少した。

なお、令和3年度の環境部予算は6,980,625,000円となっており、過去5年間と比較して最大となっている。全体的には、環境部の一般会計予算額は若干ではあるが徐々に増加していることが認められる。

また、宮崎市全体でみると、予算額はほぼ横ばいで推移しているといえる。

そうすると、宮崎市の予算に占める環境部の予算の割合は、全体的にみて徐々に大きくなっているという傾向が認められる。

第3 宮崎市環境基本計画に基づく具体的事業の策定過程

1 総論（第三次宮崎市環境基本計画について）

(1) 第三次環境基本計画の概要

宮崎市は、平成30年に第三次宮崎市環境基本計画（以下単に「環境基本計画」という）を策定した。環境基本計画は、環境の保全に関し市民・事業者・行政がそれぞれ連携して取り組むべき目標や方向性を定めた基本的な計画であり、宮崎市環境基本条例第8条に基づく法定計画である。

<参考>

・宮崎市環境基本条例第8条（抜粋）

- 1 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全に関する配慮の方針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

環境基本計画の計画期間は2018年度から2027年度までとされているが、社会情勢の変化、科学技術の進展、環境問題の変化、計画の進捗状況等をふまえて、2022年度に一部見直しが予定されている。

環境基本計画策定の背景には、第2次宮崎市環境基本計画の期間中（平成20年度～平成29年度）に起きた国内外の事象が存在する。すなわち、国内では東日本大震災や豪雨災害等の自然災害を契機とする防災、環境・エネルギー問題への意識の高まりが挙げられる。また、国外では「持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」の発効が挙げられる。

（2）環境基本計画の推進体制及び基本的枠組み

環境基本計画の推進体制として、宮崎市においては環境審議会と環境基本計画推進庁内会議が存在する。

このうち環境審議会は、環境基本条例22条に基づき設置された第三者組織であり、計画の実効性を確保するため必要な提言を行うほか、市長から諮問があった場合において計画の見直し等について調査・審議のうえ答申する。環境審議会の構成員は、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が適当と認めた者とされており（環境基本条例23条）、現在は大学教授や宮崎県職員、自治会連合会役員などが含まれている。

環境基本計画推進庁内会議は、各部局から構成される宮崎市の内部組織で

あり、施策の実施状況や達成状況等を点検・評価するものである。

環境基本計画には、目指す環境像として、

『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」』
が掲げられている。

そのうえで、目指す環境像を実現するため5つの「長期的目標」と14個の「取組の方向性」が定められた。「長期的目標」及び「取組の方向性」の具体的な内容については、以下のとおりである。

2 「長期的目標」と「取組の方向性」について

(1) 概要

・「長期的目標」

環境基本計画において掲げられた長期的目標は、次のとおりである。

I

低炭素社会^{*}の構築

～再生可能エネルギー^{*}の利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしい都市^{まち}～

●考え方

再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進、環境への負担が少ないグリーン購入^{*}など、市民や事業者の環境に配慮した日常行動や事業活動を推進します。

II

循環型社会の形成

～ごみの減量やリサイクルを推進し、限りある資源を大切に^{まち}する都市～

●考え方

廃棄物の発生抑制・減量化の推進や廃棄物の適正な処理の推進など、循環型社会^{*}の形成や安全・安心の観点からの取組を推進します。

III

自然環境の保全

～自然と人が共生し、豊かな恵みを未来につなぐ^{まち}都市～

●考え方

多様な生き物の生育環境や自然とのふれあいの場を保全・創出する取組を進めるとともに、地域の自然環境や生態系の維持に向けた取組を推進します。

IV

生活環境の保全

～花と緑に囲まれ、健康で快適に暮らせる^{まち}都市～

●考え方

市民の良好な生活環境を保つため、魅力ある景観形成や公害・汚染の未然防止の取組を推進します。

V

環境教育の推進

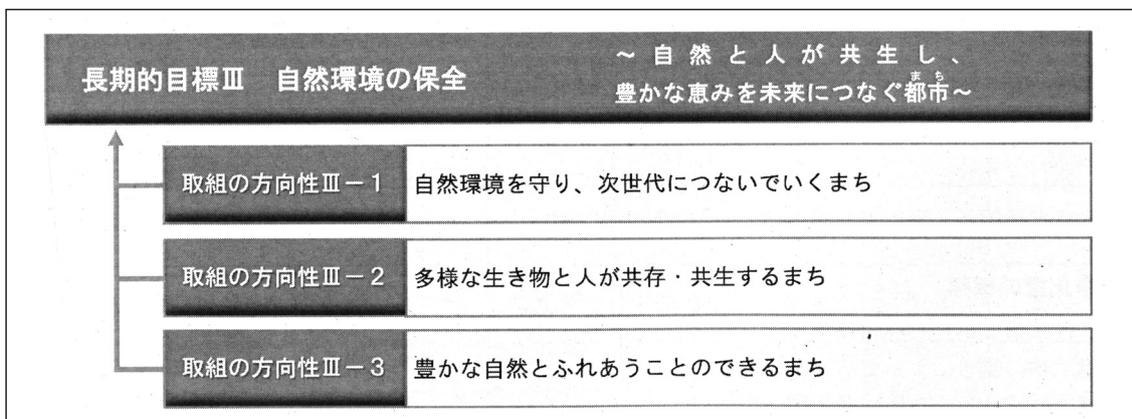
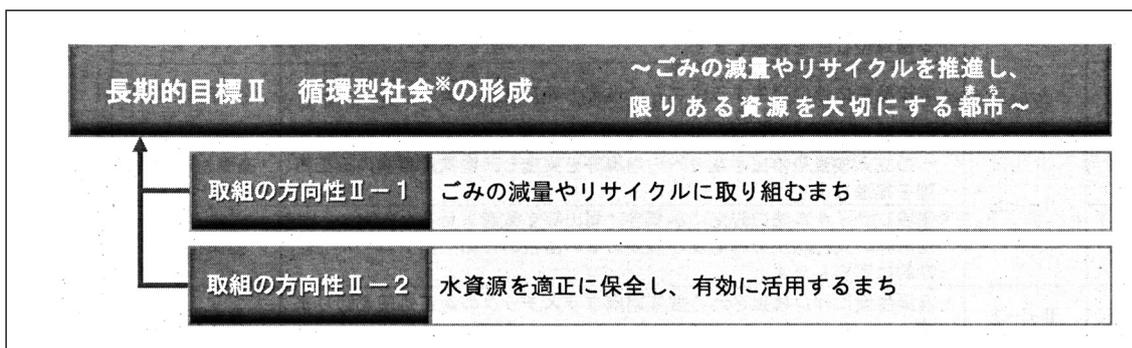
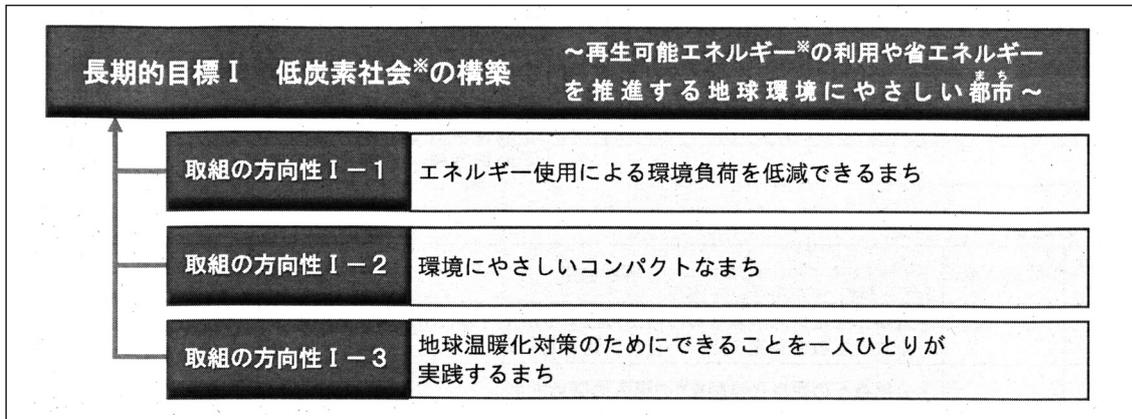
～豊かな自然を守り育み、未来につなぐ人材を共に育成する^{まち}都市～

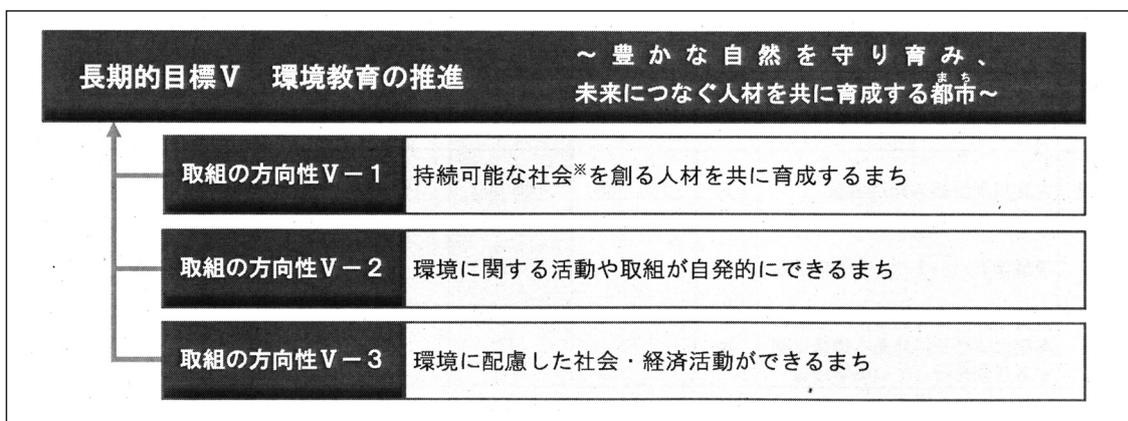
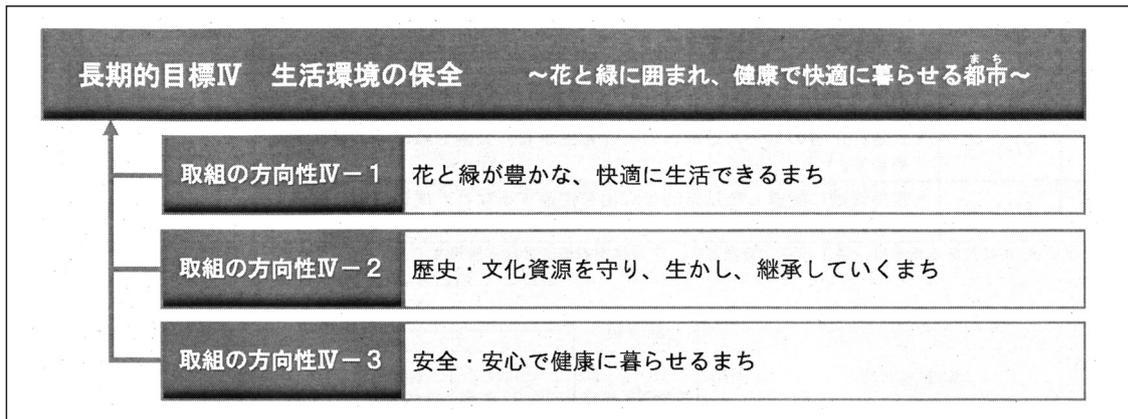
●考え方

恵み豊かな環境を将来世代に継承するため、自然や歴史などの地域資源を活用しながら、環境保全のために行動する人づくりに不可欠である環境教育^{*}を推進します。

・「取組の方向性」

それぞれの長期的目標に対して、以下のとおり取組の方向性が定められている。





(2) 取組の方向性をふまえた施策の実施

環境部の個別具体的施策は、上記の環境基本計画の「取組の方向性」を具
体化する形で実施されている。その施策の概要については、以下で述べる
とおりである。

3 具体的施策の概要

環境基本計画の「取組の方向性」ごとに、宮崎市の個別具体的施策を整理
する。なお、以下では環境部に関連する施策に限定して記載している。

(1) 取組の方向性Ⅰ-1 エネルギー使用による環境負荷を低減できるまち関
連

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に関する市民・事
業者意識の啓発を進め、普及促進を図る。

(2) 取組の方向性Ⅰ-3 地球温暖化対策のためにできることを一人ひとりが実践するまち関連

ア 次世代自動車の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、導入促進を図る。

イ 温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画である「宮崎市地球温暖化対策実行計画」を推進し、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む。

ウ 多様な主体で組織する「宮崎市地球温暖化対策地域協議会」を通じて、日常生活に起因する温室効果ガスを削減・抑制するための具体的な対策を実施する。

エ 環境にやさしい賢い選択の普及・定着を図る。

(3) 取組の方向性Ⅱ-1 ごみの減量やリサイクルに取り組むまち関連

ア 循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進する。

イ エコクリーンプラザみやざきに搬入されたごみを選別・処理し、適正な最終処分を推進する。

ウ 5R運動の取組の周知に努め、家庭ごみの減量化、資源化を推進する。

エ 家庭から出る生ごみの自家処理を進め、生ごみの減量化と堆肥化による循環型社会を推進する。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(4) 取組の方向性Ⅱ-2 水資源を適正に保全し、有効に活用するまち関連

ア 公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質測定を行い、事業上への立入検査を実施するとともに、市民・事業者・関係機関が一体となって、河川浄化の取組を推進する。

イ 浄化槽管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査（水質検査）を行うよう啓発・指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。

ウ 下水道や農業集落排水への接続及び公設浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図る。

- (5) 取組の方向性Ⅲ-2 多様な生き物と人が共存・共生するまち関連
ホテルが生息する地域をモデル地区及び保存地区とし、豊かな水辺環境づくりを支援する。
- (6) 取組の方向性Ⅲ-3 豊かな自然とふれあうことのできるまち関連
子どもたちの「生きる力」を育むため、気軽に参加できる自然体験や自然レクリエーションの場を設ける。
- (7) 取組の方向性Ⅳ-3 安全・安心で健康に暮らせるまち関連
ア 大気汚染防止法、悪臭防止法や宮崎市公害防止条例など、それぞれの基準を超過しないよう未然防止に努める。
イ 特定粉じん排出等作業現場における立入検査を実施する。
ウ 市民の快適な住環境を保全するため、騒音の状況把握に努める。
エ ダイオキシン類対策特別阻止法に基づき、大気、河川、地下水、土壌の汚染状況を把握するため、定期的に環境測定を行う。また、対象施設への立入検査を実施する。
- (8) 取組の方向性Ⅴ-1 持続可能な社会を創る人材を共に育成するまち関連
ア 環境学習指導者養成講座を開催し、地域の環境活動を推進する人材を養成する。
イ 地域住民や市民団体、事業者等との連携を図り、気軽に参加できる環境学習の機会の拡充や支援を行う。
ウ 小中学校における環境教育を推進する。
- (9) 取組の方向性Ⅴ-2 環境に関する活動や取組が自発的にできるまち関連
市民参加により、日頃清掃の行き届かない公共の場所などの清掃を実施し、地域環境の美化を推進する。
- (10) 取組の方向性Ⅴ-3 環境に配慮した社会・経済活動ができるまち関連
市独自の事業者版環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の自主的な環境保全活動を促進する。

4 監査対象事業

環境部においては、上記 3 の具体的施策に関連して各種事業を計画し、実施している。

また、各課では年度ごとに主要事業を定めている。令和 2 年度の主要事業については、以下のとおりである。

- ・環境保全課

- (1) 地球温暖化対策事業
- (2) 環境学習推進事業
- (3) 大気汚染防止対策事業
- (4) 水質汚濁防止対策事業

- ・環境業務課

- (1) ごみ関連チャットボット事業
- (2) ごみ集積所の適正管理対策

- ・廃棄物対策課

- (1) エコクリーンプラザみやざき運営委託事業及び新運営体制移行事業
- (2) し尿処理施設運用基本設計事業
- (3) 公設合併処理浄化槽 P F I 事業
- (4) P C B 含有安定期処理推進事業

本監査報告書は、上記の主要事業を含む令和 2 年度の宮崎市環境部における各種事業について監査を行い、その結果について記載するものである。

第 4 契約締結に関する規律

1 総論

本監査報告書の対象となった事業は、団体や企業等と契約を締結した上で進められたものや、宮崎市の独自事業として補助金等の交付を行ったものなどがある。

このうち、契約を締結した上で実施された事業に関しては、そのいずれ

にも適用される地方自治法及びそれに関連する政令、規則上のルールが存在する。この点について、以下で詳述する。

2 契約締結方法の原則と例外

- (1) 地方公共団体が売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合の方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4種類が挙げられる。各種契約締結においてどの契約締結方法を採用すべきなのかという点に関しては、地方自治法以下で規律されている。

地方自治法第 234 条

第 1 項 売買、賃借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第 2 項 前項の指名競争入札、随意契約、又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法第 234 条第 2 項によれば、契約締結の方法については一般競争入札が原則であり、それ以外の 3 種類は例外であって政令で定める場合にのみ採用できるということになる。例外に関して定める政令等については、以下のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条（指名競争入札）

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

第 1 号 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

第 2 号 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

第 3 号 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

地方自治法施行令第 167 条の 2（随意契約）

第 1 項 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることが

できる場合は、次に掲げる場合とする。

第 1 号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第 3 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地

域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

第 4 号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号所定の「地方公共団体の規則」については、以下のとおりである。

宮崎市財務規則第 133 条

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する意足で定める額は、次の各号に定める契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

第 1 号	工事又は製造の請負	130 万円
第 2 号	財産の買入れ	80 万円
第 3 号	物件の借入れ	40 万円
第 4 号	財産の売払い	30 万円
第 5 号	物件の貸付け	30 万円
第 6 号	前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

地方自治法施行令第 167 条の 3（せり売り）

地方自治法第 234 条第 2 項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。

3 宮崎市における実務の状況

原則と例外に関する枠組みは上記のとおりであるものの、宮崎市においては、地方自治法施行令第 167 条第 3 号、同第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、同第 2 号にあたる場合であるなどとして、指名競争入札や随意契約を採用する事業が数多くみられる。むしろ、宮崎市の事業全体でみた場合、一般競争入札を採用する事業は少数であるといえる。

第3章 包括外部監査対象の事業概況及び監査結果

第1 環境保全課の事務事業

1 太陽エネルギー利用機器導入促進事業

(1) 概要

低炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしい都市を目指し、もって地球温暖化対策に資するため、太陽光発電システム等を導入した市民に対して、要した費用の一部を宮崎市が補助する事業である。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金等交付規則

宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金交付要綱

第三次宮崎市環境基本計画

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	28,000	27,200	26,400
決算額	20,446	27,070	26,399

(4) 宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金

ア 補助対象者（要綱第2条）

(ア) 自ら（又は自らと生計を一にする者）が現に居住する市内の戸建住宅（店舗等との併用住宅を含む）又は共同住宅（以下「補助対象住宅」という。）に太陽光発電システムまたは定置用リチウムイオン蓄電池（以下「補助対象機器」という。）を導入した者。

(イ) 自ら（又は自らと生計を一にする者）が居住するために補助対象機器が導入された市内の建売住宅を取得した者。

(ウ) 市内に住所を有する者で、自らが所有する市内の共同住宅に補助対象機器を導入し、発電した電力をその共用部分に使用している者。

イ 補助対象事業（要綱第3条）

補助金の交付の対象となる事業は、補助対象住宅もしくは自らが所有する市内の共同住宅への補助機器の導入又は補助対象建売住宅の取得とし、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (ア) 補助対象機器は、別表 1 に定める要件を満たしているものであること。
- (イ) 市内に事務所、事業所等を有する者が販売又は設置工事を行ったこと。
- (ウ) 別表 2 に定める事業完了日が当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までであること。

別表 1

補助対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが 10kW 未満であること。なお、増設分の場合においては、既設分を含めて 10kW 未満であること。 2 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター (JP-AC) に登録されている機種であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 未使用品であること。 2 リース品でないこと。
定置用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請を行う日の属する年度において、国の実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化支援に係る補助事業を行う者が補助対象として登録している機種であること。 2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか 10kW 未満の太陽光発電システムと連携していること。 	

別表 2

補助対象機器	事業完了日
太陽光発電システム	当該機器と電力会社との電力需給の開始日（但し、自家消費の場合は、当該機器の保証開始日）
定置用リチウムイオン蓄電池	当該機器の保証開始日

ウ 補助金の額（要綱第 4 条）

- (ア) 太陽光発電システムの場合、太陽電池モジュールの公称最大出力 1kW あたり 2 万円とし、7 万円を上限とする。
- (イ) 定置用リチウムイオン蓄電池の場合、蓄電容量 1kWh あたり 3 万円とし、上限を 10 万円とする。

エ 補助金の申請期限（要綱第 5 条）

補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、別表 2 に定める事業完了日から（事業完了日が補助金の交付申請受付開始前の場合は、受付開始日から）起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに申請書に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(5) 事業評価

ア 事業の評価方法

(ア) 目標値

まず予算額の範囲内で、太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池の設置件数が最大になるようなそれぞれの件数を算出する。それに前年度の導入容量の平均値を乗じたものを各々の太陽光補助合計出力（kW）として年度ごとの目標値としている。

(イ) 評価結果

令和 2 年度の目標値は太陽光が 931kW、蓄電池が 961kW であったが、実績値は太陽光が 912.28kW、蓄電池が 1,162.02kW であり、蓄電池は目標値を上回ったが、太陽光の方は目標を若干下回っている。

(6) 監査結果

【意見1】

第三次宮崎市環境基本計画（以下単に「環境基本計画」という）においては、太陽光発電設備導入容量を平成39年度（令和9年度）までに106,681kWにすることを最終目標としており、令和2年度には71,325kWが目標値となっている。担当課によると「この値は国の目標値から算出されたものであり、本事業によるものと民間の自然増を合わせた導入容量」とのことである。

一方、各年度における本事業の目標値は、予算額の範囲内で太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池の件数を最大化するように決定されており、その値は環境基本計画とは全くリンクしていない。また、宮崎市において太陽光発電システムの導入容量に関わる事業は本事業のみである。そうすると、環境基本計画における太陽光発電設備導入容量を達成できるかどうかは民間の自然増次第ということになる。ところが、この点について担当課は「民間における太陽光発電設備導入容量は把握していない。」とのことであった。

とすると、現時点で環境基本計画における太陽光発電設備導入容量目標がどの程度達成されているかは全く分からない状況であるといえよう。環境基本計画の目標値が本事業とそれ以外の民間による太陽光発電設備導入の自然増の和だとすれば、後者について全く把握していない状況では全体の実績値を算出できない。

しかし、本事業が補助事業である限り、その事業の最終的な総補助金額の基礎となる最終目標値は設定されるべきと考える。最終的な目標値がなければ、補助金をこれからどれだけ出さなければならないかの計画が立てられない。そうなれば、本来必要とされるべき補助事業が予定よりも早期に終了したとしても、その後も漫然と補助金が交付され、市民に不要な税負担を強いることになるであろう。反対に、必要な補助金を交付できないために、十分な成果を上げられない可能性もある。

よって、民間による太陽光発電設備導入容量を調査し、その結果を基に環境基本計画における目標値を勘案した本事業の適正な各年度の目標値及

び令和 9 年度における最終目標値を検討されたい。

また、定置用リチウムイオン蓄電池についても最終目標値が設定されていない。この点について担当課に尋ねると「蓄電池については、基本計画に目標は盛り込まれていないが、卒 FIT（固定価格買取制度）への対応や災害時活用を目的に補助している。」とのことであった。環境基本計画の策定段階では蓄電池が考慮されていなかったため、そこに目標値が設定されていないのは当然のことといえるが、定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助事業についても、合理的な計算に基づく最終目標値を設けていただきたい。

2 COOL CHOICE（賢い選択）普及啓発事業

（1）概要

環境省は、「平成 42 年度（令和 12 年度）の温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 26%削減する」という目標を達成するため、「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」（平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年度）を第 1 期とする。）を策定し、脱炭素社会に貢献するような製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの転換など、地球温暖化対策に貢献するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始した。

宮崎市では、平成 29 年に策定した環境基本計画において「COOL CHOICE」の普及・定着を宮崎市の取り組みの一つとして掲げ、市長を中心に宮崎市が一丸となって取り組んでいる。

平成 30 年度は、小学校向けの環境啓発アニメーション上映会、ラッピングバスの運行を行った。

平成 31 年度は、街頭ビジョン等で啓発動画を放送したり、宮崎市地球温暖化対策地域協議会と連携したイベントにおいて「COOL CHOICE」への賛同を呼びかけたり、運送会社や自動車学校へ啓発チラシの配布等を行った。

令和 2 年度は、啓発音声を作成し、宮崎市立小中学校の校内放送を活用することで、児童・生徒への啓発を行った。併せて、宮崎市立小中学校用啓発チラシを全児童・生徒に配布し、家庭で地球温暖化や「COOL CHOICE」について話し合ってもらうように呼びかけた。

宮崎市はこれらの活動を国の補助金を活用して行っていたが、国の第 1 期計画の終了に合わせて、令和 2 年度で本事業を廃止している。

(2) 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業実施要領

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	9,670	9,670	2,000
決算額	8,607	6,798	2,000

(4) COOL CHOICE 普及啓発事業

令和 2 年度 COOL CHOICE 普及啓発事業の活動内容は以下の通りである。

ア 小・中学校校内放送及びアンケート

イ 小・中学校用チラシを小・中学校で配布

ウ A3 サイズ 2 つ折りパンフレット印刷、小・中学校で配布

エ 啓発ポスター、チラシの作成、掲示、配布

オ 街頭ビジョン放送（宮崎駅前）

カ デジタルサイネージ（宮崎市役所本庁舎）

キ 取りまとめ・実績報告

宮崎市はこれらの事業を民間に委託し、その費用の 3/4 を環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」で賄っている。

(5) 事業評価

事業評価表によると、本事業の評価は COOL CHOICE 新規賛同登録個人累計数によっている。令和 2 年度においては目標値 2,437 人に対して実績値 2,730 人となっており、目標を上回っている。

(6) 監査結果

【意見 2】

街頭ビジョンとデジタルサイネージの業務による波及効果の測定については、交通量による推定のみでなく、アンケートによって認知度の実態を把握されたい。

受託者の見積書によると本事業の委託料 2,000,000 円のうち当該業務の費用は 540,000 円（街頭ビジョン 240,000 円、デジタルサイネージ 300,000 円）と全体の 4 分の 1 もの金額を占めており、これらによる波及効果はできるだけ正確に把握されるべきと思われる。もし十分な効果が得られていないとすれば、そのような業務に高額な費用をかけ続けることに市民の賛同は得られないであろう。

これらの周知活動の効果について宮崎市の担当課に尋ねてみると、「通行量を基準に数値を算出した。」とのことであった。しかし映像がどの程度歩行者の印象に残っているのかを調べるのであれば、放送の前後において映像が見えない場所でのアンケートを行うべきであろう。実際にどの程度の人がこれらの映像から「COOL CHOICE」を認知しているのかを確認し、その波及効果を測定していくべきと考える。メディア媒体を使った周知活動の成果や費用対効果はなかなか把握しにくいいため、実態をより把握できる測定方法を採用されたい。

【意見 3】

令和 2 年度「COOL CHOICE（賢い選択）」普及啓発事業企画・運営委託については、公募型プロポーザル方式により事業者を選定して随意契約を行っている。この公募型プロポーザルに対して平成 30 年度は 6 者の応募があったが、平成 31 年度以降は 1 者しか応募してこなかった。

本来、事業者の選定は複数の事業者に競わせることが基本であり、宮崎市の方でもそのための努力は行われている。平成 31 年度に 1 者の募集しかなかったため、令和 2 年度の公募の際には平成 30 年度に参加した 6 者に対して電話による参加の呼びかけがなされている。しかし、「予算額が下がったことや多忙を理由に断られ、複数の業者による競争は行えなかった。」ということである。

このようにやむなく1者のみによるプロポーザルになってしまった場合、複数の事業者の参加を前提として作成された採点基準とは前提条件が異なるため、失格点をもうける等採点基準を見直し、安易な随意契約とならないような配慮をすることが望ましい。この点について担当課に尋ねてみると、「見直し等はしていない。」とのことであり、通常通りの採点基準で審査していた。

また、採点基準については募集要項で公表しており、「公表した採点基準を変えることはできないのではないか。」という担当課からの意見もあった。確かに、採点基準をあらかじめ知らされていた事業者はその基準に合わせて企画をしてくるため、直前で採点基準を変更されると混乱するであろう。

とはいえ、やはり複数参加の場合と1者のみの場合の採点基準が同じであることは望ましくない。本事業は令和2年度で終了するとのことだが、この点は今後の他の事業におけるプロポーザル方式による募集にも関わることもあるため、十分に検討される必要があると思われる。よって、募集が1者のみの場合の採点基準を検討し、複数の場合の採点基準とともに募集要項に載せるよう再考していただきたい。

3 水質汚濁防止対策事業

(1) 概要

生活環境の保全を図るため、公共用水域及び地下水の常時監視を行う。

また、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場の監視、指導を行う。

(2) 根拠法令等

水質汚濁防止法

水質汚濁防止法施行令

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	3,700	3,900	4,100
決算額	3,557	3,729	3,669

(4) 公共用水域及び地下水の水質調査

ア 公共用水域

宮崎市では、公共用水域及び地下水の水質状況を把握するため、河川及び海域の 35 地点において人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）等の調査を行っている。また、国及び宮崎県においても宮崎市内 6 地点（宮崎市実施地点と 3 地点重複）で調査が実施されている。

地下水については、30 地点で環境基準項目等の調査を行っている。

その結果、健康項目については、8 地点（相生橋、柳瀬橋、梁川流量観測所、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋、一ツ瀬橋）で測定した結果、すべての地点において環境基準を達成していた。

生活環境項目については、環境基準の類型指定がされた 10 水域（大淀川下流、本庄川下流、境川、浦之名川、清武川下流、清武川上流、加江田川、石崎川、一ツ瀬川下流、日南海岸）において、水質の程度を判断する BOD および COD の 75% 値は、すべて環境基準を満たしていた。

要監視項目については、調査を行った 6 地点（相生橋、柳瀬橋、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋）において、すべて指針値に適合していた。

また、水浴場における水質の現状を把握するため、3 カ所の水浴場（青島海水浴場、白浜海水浴場、サンビーチーツ葉）で開設前と開設中において、2 回の水質検査を行った。その結果、3 水浴場とも水質は AA と判定された。

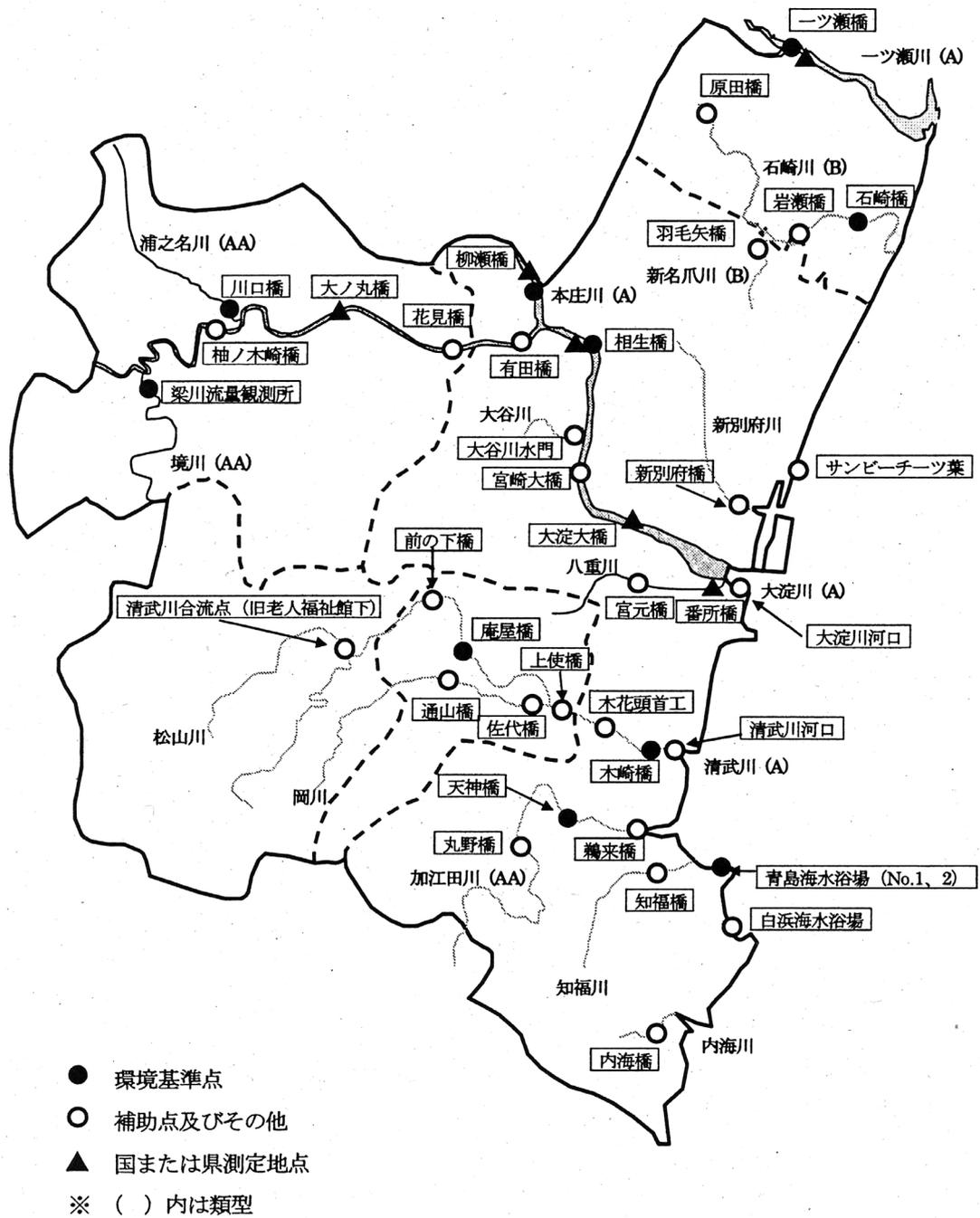
イ 地下水

宮崎市内の地下水質を把握するため、地下水測定計画に基づき、年度ごとに新たな地点を調査する概況調査と、過去に判明した汚染の推移を監視するための継続監視調査を実施している。令和 2 年度は、概況調査 12 地点、継続監視調査 18 地点の計 30 地点の井戸を調査した。

その結果、概況調査の井戸はすべての地点で環境基準に適合していた。また、継続監視調査の井戸では砒素が3地点、テトラクロロエチレンが6地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については2地点が環境基準未達成であったが、これまでと大きな変動は見られなかった。

なお、要監視項目についてはすべての井戸で指針値以下という結果であった。

令和 2 年公共用水域水質測定地点



ウ 水質事故調査

河川等の公共用水域で油の流出、魚のへい死等の水質事故が令和 2 年度に 12 件発生している。宮崎市では、通報があった場合直ちに調査を行い、発生源の特定及び河川等の管理者に対する原因物質の除去等の指導を行っている。

エ 委託業務

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により作成された「令和 2 年度公共用水域水質測定計画」に基づき、受託者が公共用水域水質測定業務を行う。測定項目及び測定地点については公共用水質測定計画に従い、測定回数は測定項目及び測定地点ごとに年間 1 回、2 回、4 回、6 回、12 回のうち計画で指定された回数を実施する。また、採水の方法は原則として「水質調査方法」による。

測定方法については、生活環境項目及び健康項目の測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」により、要監視項目は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」及び「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等の施行等について」によって行う。

測定結果の報告は採取後 30 日以内に行い、委託料は年 1 回支払われる。

(5) 水質汚濁防止法に基づく規制

水質汚濁に関する規制については、水質汚濁防止法により、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）で公共用水域に排水する者及び有害物質の貯蔵施設を設置する者等は届け出が義務づけられており、全国一律の排水基準が設定されている。また、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例により、法律で規制されていない事業場（病院の理化学検査施設等 2 施設）に対する届け出義務が定められている。

令和 2 年度においては、水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、延べ 35 件の立入検査（うち延べ 18 件の排水検査）を実施したところ、排水基準を超過した事業場が 1 件あった。

水質汚濁に基づく特定施設の届け出状況は令和 3 年 3 月 31 日現在で 682

事業場となっている。このうち、一日平均排水量 50m³以上の特定事業場は 74 事業場、有害物質を使用する特定事業場は 33 事業場となっている。

(6) 監査結果

【意見 4】

公共用水域水質測定業務の入札について、落札価格は 2,800,000 円となっていた。宮崎市は積算の参考として A 者と B 者の 2 事業者から見積書を取っている。そのうちの A 者は今回落札した事業者であるが、7,538,500 円という落札価格の 2 倍以上の見積金額を付けている。また B 者の見積金額は A 者より少し低い 7,028,700 円となっていた。

また、本事業は平成 30 年度から令和 2 年度まで A 者が落札しており、A 者は毎年見積書を宮崎市に提出しているが、見積金額は平成 30 年度が 8,061,500 円、平成 31 年度及び令和 2 年度は 7,538,500 円となっている。それにもかかわらず、平成 30 年度以降の入札についてはいずれも令和 2 年度に近い金額で落札されている。自ら見積金額で 7,538,500 円を提示していた A 者が入札価格を 2,800,000 円としていることには疑問を感じる。しかも宮崎市の予定価格は見積金額とは全くかけ離れ、落札価格に近い金額になっている。このようなことが 3 年間も続いていたというのは異常と言わざるを得ない。A 者の見積価格と入札価格の差額の理由について、担当課に尋ねたところ、「把握していなかった。」とのことである。

見積書を取り寄せている理由について担当課からは「各分析項目について、積算根拠となる単価が必要なため。」との説明があったが、各項目の単価も積算の方が見積書の金額よりはるかに低い金額になっており、これでは見積を取る意味は全くないといえよう。

そこで積算の方法について担当課に質問すると「見積書の単価をもとに、過去の実績を勘案して設計書を作成している。」、具体的には「2 者の見積書のいずれかを選び、その各分析項目の単価に定数を掛けて予定価格の各項目の単価を算出している。」とのことであった。また、この掛け率についても具体的根拠は示されておらず、予定価格が決められた金額になるように逆算によって算出されているようにも見受けられる。

このようにみると、本事業における予定価格の積算方法は適正とはいえない

いと思われる。見積価格が適正であれば予定価格がこれらの見積価格よりはるかに低い現状の金額に設定されることは、事業者の経営を相当に苦しめることになり、サービスの質の低下をまねくことになりかねない。またそうでないとすれば、見積書を作成する事業者があらかじめ減額されることを想定して見積金額を故意に高くしていることも考えられる。

よって、現在の積算方法を改め、上記の2者以外の見積や受託者に対するモニタリングにより適正な積算を行うよう検討されたい。

【意見5】

宮崎県の令和2年度公共用水域水質測定計画によると、3地点（一ツ瀬橋、柳瀬橋、相生橋）において宮崎市と国・宮崎県の水質測定が重複している。測定項目や想定回数が全く同じというわけではないが、同一の測定地点で同じ測定項目に対する調査が行われていることには疑問を感じざるを得ない。

この件について担当課に尋ねてみると、「水質測定計画については、水質汚濁法第16条により、県が作成することとなっており、市は県に対して、測定箇所を報告し、県が調整を行っている。市は測定の必要があるが、重複して測定するかについては、国、県の判断による。」とのことであり、宮崎県や国が宮崎市と重複して測定していることに関する明確な説明はなかった。

宮崎市は、宮崎県に水質測定箇所を報告するという事なので、この問題について国と話し合う機会はないかもしれないが、宮崎県とはその機会があるであろう。この点について宮崎市に質問したところ「この件について宮崎県と協議はしていない。」とのことであった。

本事業の流れからすると、宮崎市が測定箇所を宮崎県に報告した後は宮崎県が判断していることであって、宮崎市の方ではどうにもならないようにも思われる。しかし、現在の重複した水質測定が本当に必要なものなのかを宮崎県と協議し、そのうえで必要性に乏しいものがあれば無駄な測定は中止するよう提案することはできるであろう。

現状のまま漫然と測定を行うことは市民に不要な税負担を強いることになる場合もあるため、重複している水質測定について、宮崎県任せの状態を

改め、宮崎県と協議のうえ各測定の必要性を把握し、無駄な測定はないかを検討されたい。

4 河川浄化対策事業

(1) 概要

美しく豊かな河川環境の形成を図るため「宮崎市河川をきれいにする条例」に基づき市民、事業者と連携して、市内の各河川の浄化とその意識の啓発を行う。

具体的な取り組みは以下の通りである。

- ア 宮崎市から委任された 52 名の宮崎市河川浄化推進員(以下推進員とする)による河川パトロールを実施し、河川の汚濁や不法投棄を早期に発見する。
- イ 各総合支所および地域センター管内の 10 の河川浄化推進協議会(以下推進協議会とする)の運営支援及び合同河川パトロール(夏期、冬期の年 2 回)及び水質調査を実施する。
- ウ 事業者や各種団体と河川浄化街頭キャンペーン(年 2 回)を実施する。
- エ 国、県、流域市町等、関係行政期間との連携を密にし、市民啓発事業を共同で行う。

なお、河川浄化街頭キャンペーンについては新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度では中止となっている。

また、推進員には報奨金が支給され、推進協議会にはその経費に対して補助金が交付されている。

(2) 根拠法令等

宮崎市河川をきれいにする条例

宮崎市河川浄化推進協議会等運営費補助金交付要綱

宮崎市河川浄化等推進員設置要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	3,870	3,800	3,800
決算額	3,578	3,559	3,495

(4) 宮崎市河川浄化推進員

「宮崎市河川をきれいにする条例」第 16 条の規定に基づき、52 名の推進員を置いており、その任務は以下の通りである。

- ア 地域の河川の汚濁状況を監視し、万一事故あるときは、市に通報する。
- イ 河川の浄化に関して、市長に提言する。
- ウ 市民のリーダーとして、河川浄化思想の普及をはかるとともに、市民の相談相手となる。
- エ 市の企画する河川の浄化のための催しに協力する。(要綱第 2 条)
また、活動内容は以下の通りである。
- ア 河川パトロール (月 1 回のハガキによる経過報告及び異常時には電話等による通報)
- イ 合同河川パトロール (年 3 回の各地区河川浄化推進協議会等及び宮崎市との合同パトロール)
- ウ ホタルの生息調査
- エ 市の催しへの参加 (各地区河川浄化推進協議会の行事等)
- オ 宮崎市河川浄化等推進員報告会推進員の任期は 2 年であり、任務に対する報奨金は年額 30,000 円である。

(5) 河川浄化推進協議会

本事業における協議会は次の 10 協議会である。

- ア 新名爪川等河川浄化推進協議会
- イ 北地区河川浄化環境美化推進協議会
- ウ 大谷川等河川浄化推進協議会
- エ 八重川等河川浄化推進協議会
- オ 加江田川等河川浄化推進協議会
- カ 青島の川と海をきれいにする協議会

- キ 高岡地区河川浄化推進協議会
- ク たの河川浄化推進協議会
- ケ 佐土原河川浄化推進協議会
- コ 清武川水系汚濁防止協議会

宮崎市はこれらの協議会に対して、1 協議会あたり 90,000 円を限度として補助金を支給する。補助金の支払い方法は概算払いとし、事業終了後に残った金額は返還される。

(6) 事業評価

本事業では成果指標として BOD 値の達成率が用いられている。BOD とは微生物が水中の有機物を分解するのに必要とする酸素の量のことで、この値が大きいと有機物が多く汚れがひどいということになる。令和 2 年度の地域河川の BOD 値 5mg/L 未満の達成率は目標値の 98%に対して 98%、大淀川 BOD75%値 2mg/L 未満の達成率は目標値 100%に対して 100%であり、昨年度に引き続き目標は達成されている。

(7) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

5 ホタルの里づくり事業

(1) 概要

豊かな水辺環境作りを行うため、ホタルの保護を中心とした環境保全を行う団体に対して、宮崎市ホタルの里づくり報償金を支出することによってその活動支援を行う。

(2) 根拠法令等

宮崎市河川をきれいにする条例

宮崎市ホタルの里づくり報償金交付要綱

地方自治法

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	500	400	480
決算額	381	411	377

(4) 活動内容

モデル地区及びホタル保存地区の活動内容は以下の通りである。

- ア 指定地区内のホタル生息調査
- イ ホタルが生息する河川の清掃等
- ウ 自然環境保全に係る意識啓発活動
- エ 指定河川の巡視
- オ 大淀川学習館内ホタル展示室の飼育槽等管理支援
- カ 大淀川学習館内ホタル展示室の案内の支援
- キ 大淀川学習館内ホタル展示室における行事の企画・運営の支援

(5) 宮崎市ホタルの里づくり報償金

ホタルの里づくりモデル地区 4 地区及びホタル保存地区 7 地区がホタルの生息調査や水辺周辺の清掃などを行い、その活動を支援する。ホタルの里づくりモデル地区の報償金は下表の通りである。

なお、大淀川学習館内ホタル展示室の運営支援金は、モデル地区ごとに、集積した支援回数と人数とに応じて支払われる。1 回の支援活動に対し、1 人あたり 900 円である。

また、ホタル保存地区の報償金は、上記の活動を行った各会に対し、一律 30,000 円が支給される。

ホタルの里づくりモデル地区の報償金

区 分	報 奨 金								
①ホタルの生息調査	<p>調査報告の提出があった場合、各モデル地区に下記の額を支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>調査日数 1 日以上 5 日まで</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>調査日数 6 日以上 10 日まで</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>調査日数 11 日以上 20 日まで</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>調査日数 21 日以上</td> <td>30,000 円</td> </tr> </table>	調査日数 1 日以上 5 日まで	5,000 円	調査日数 6 日以上 10 日まで	10,000 円	調査日数 11 日以上 20 日まで	20,000 円	調査日数 21 日以上	30,000 円
調査日数 1 日以上 5 日まで	5,000 円								
調査日数 6 日以上 10 日まで	10,000 円								
調査日数 11 日以上 20 日まで	20,000 円								
調査日数 21 日以上	30,000 円								
②モデル地区指定河川の清掃	<p>モデル地区指定河川の清掃を行った場合は、各モデル地区に下記の額を支給する。支給額は、各モデル地区が清掃活動を行う河川(水路、池も含む)の距離の計による。清掃活動は、年 2 回以上実施するものとするが、活動実績が年 1 回の場合は、支給額の半分を支給する。</p> <p>尚、池の場合には池の管理用通路の距離による。</p> <p>【清掃活動を行う河川の距離の合計】</p> <table border="0"> <tr> <td>500m 未満</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>500m 以上 1,000 未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000m 以上 1,500m 未満</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500m 以上</td> <td>80,000 円</td> </tr> </table> <p>※清掃活動を行う河川の距離の合計：申請部分の起点から終点までの延長</p> <p>※上記の規程にかかわらず、モデル地区指定河川が次に挙げる事業の対象となる河川である時は、当該事業の報償金の対象となる河川の距離及び期間を控除して算出するものとする。</p> <p>(1) 宮崎市河川愛護会要綱に基づく事業</p> <p>(2) 宮崎県河川パートナーシップ事業</p>	500m 未満	20,000 円	500m 以上 1,000 未満	40,000 円	1,000m 以上 1,500m 未満	60,000 円	1,500m 以上	80,000 円
500m 未満	20,000 円								
500m 以上 1,000 未満	40,000 円								
1,000m 以上 1,500m 未満	60,000 円								
1,500m 以上	80,000 円								

(6) 事業評価

本事業では成果指標として「ホタル保護河川清掃作業員延べ参加者数」を用いている。本事業の目的が、ホタルが住めるような豊かな水辺環境づくりを行うことにありとすれば、妥当な指標であると思われる。平成 30 年度～令和 2 年度の目標参加人数は毎年度 500 人である。平成 30 年度の 406 人

から平成 31 年度は 603 人に増加し、目標を達成したが、令和 2 年度は 484 人と目標をわずかながら割り込んでしまった。

(7) 監査結果

【意見 6】

ホテル保存地区（以下「保存地区」という。）に対する報償金は一律 30,000 円となっているが、各保存地区の平成 30 年度から令和 2 年度における活動実績は下表のとおりである。

この結果をみると各会の業務内容に差があり、これを一律の報償金のままにしているのは不公平といえよう。もともと市民団体の活動に対する支援から始まったので、業務の内容に宮崎市はあまり関与しないというスタンスなのかもしれないが、客観的に見て、業務と報償金のバランスに違和感があるため、モデル地区のような業務の量に応じた報償金にするか、もしくは報償金を受け取るための最低限の活動内容を要綱に盛り込む等の対応策を検討されたい。

平成 30 年度 ホテルの里づくり保存地区活動実績

(単位：円)

	地区名	①ホテル生息 調査	②環境美化 活動		③ホテル展 示室運営支 援	支給額
ホテル 保存地区	A 会	10 日	0 回	0 名	1 名	30,000
	B 会	46 日	3 回	72 名	2 名	30,000
	C 会	36 日	5 回	114 名	1 名	30,000
	D 会	21 日	3 回	18 名	2 名	30,000
	E 会	49 日	4 回	55 名	2 名	30,000

平成 31 年度 ホタルの里づくり保存地区活動実績

(単位：円)

	地区名	①ホタル生息 調査	②環境美化 活動		③ホタル展 示室運営支 援	支給額
ホタル 保存地区	A 会	6 日	0 回	0 名	1 名	30,000
	B 会	36 日	3 回	28 名	3 名	30,000
	C 会	25 日	5 回	240 名	1 名	30,000
	D 会	23 日	3 回	18 名	2 名	30,000
	E 会	30 日	2 回	17 名	3 名	30,000

令和 2 年度 ホタルの里づくり保存地区活動実績

(単位：円)

	地区名	①ホタル生息 調査	②環境美化 活動		③ホタル展 示室運営支 援	支給額
ホタル 保存地区	A 会	10 日	0 回	0 名	1 名	30,000
	B 会	23 日	3 回	26 名	2 名	30,000
	C 会	31 日	4 回	145 名	1 名	30,000
	D 会	27 日	3 回	18 名	1 名	30,000
	E 会	25 日	1 回	22 名	0 名	30,000

【指摘事項 1】

宮崎市ホタルの里づくり報償金交付要綱にはホタル保存地区の報償金に関して、「第 5 条に挙げる活動を行った各会に対し、一律 30,000 円を支給する」と規定しており、第 5 条の活動内容は以下の 7 項目である。

- (1) 指定地区のホタル生息調査
- (2) ホタルが生息する河川の清掃等
- (3) 自然環境保全に係る意識啓発活動
- (4) 指定河川の巡視
- (5) 大淀川学習館内ホタル展示室の飼育槽等管理支援

(6) 大淀川学習館内ホタル展示室の案内の支援

(7) 大淀川学習館内ホタル展示室における行事の企画・運営の支援

令和2年度の活動実績をみると、A会はホタル生息調査の回数が他会よりも少なく、環境美化活動にいたっては全く行っていない。令和2年度においてはE会もホタル展示室運営支援に参加していないが、担当課によると「元々は参加する予定であったが、所用で急遽参加できなかった」とのことであった。また、平成30年度及び平成31年度の活動実績によると、E会はすべての業務を行っている。しかし、A会の活動実績は3年間ほぼ同じ内容で、環境美化活動には全く参加していない。

宮崎市ホタルの里づくり報償金交付要綱の第9条に報償金の交付取消し及び額を変更できる場合が規定されている。

第9条

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取消し、又は額を変更することができる。

- (1) モデル地区及び保存地区が虚偽の報告をしたとき
- (2) その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき

上記の活動実績によれば、A会は第9条第2号に該当すると考えられる。3年間にわたってホタル生息調査を他会の半分以下しか行わず、環境美化活動も全く行っていないA会は、もはやホタル保存地区の指定を受ける資格さえないといえる。

特に環境美化活動については、本事業の評価基準がホタル保護河川清掃作業員延べ参加者数になっていることから、最も重要な業務といえよう。それを3年もの間全く行っていないということは、本事業に参加していないのと同様である。そのような会に報償金を支払う必要性は認められない。上記の理由から、A会には報償金を受け取る資格はなく、他会同様に報償金が支払われたままにしていることは看過できない。

また、地方自治法には、次のように記載されている。

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

本件については、上記のような状況を 3 年間も放置していた宮崎市の管理体制にも問題があり、この点はこの地方自治法第 234 条の 2 にも抵触することになるため、この点についても早急に是正されるべきである。

6 大気汚染防止対策事業

(1) 概要

生活環境の保全を図るため、大気汚染状況の常時監視等を行いつつ、大気汚染防止法に基づき、ばい煙及び粉じん発生施設等の監視、指導を行う。

(2) 根拠法令等

大気汚染防止法

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例

外部委託の推進に関する基本指針

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	25,000	22,960	23,600
決算額	20,368	21,371	21,522

(4) 大気汚染常時監視測定

宮崎市では、大気汚染の状況を常時監視するため、3 局の一般環境大気測定局と 3 局の自動車排出ガス測定局を設置している。測定したデータは、テレメータシステムにより宮崎県の中央監視局を経て宮崎市大気汚染常時

監視測定局に送られ、ここで常時監視されている。各々の測定項目は下表の通りである。

宮崎市大気汚染常時監視測定局

大気測定局	生目小学校測定局	第1種住居	測定項目							
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	微小粒子状物質
区分	測定局名	用途地域								
般環境大気測定局	佐土原測定局	商業	○		○	○			○	○
	祇園測定局	準工業	○	○	○	○			○	○
	田野測定局	第1種住居	○			○			○	○
自動車排出ガス測定局	大宮小学校測定局	第2種住居		○		○	○	○		○
	南宮崎測定局	商業		○		○		○		
	生目小学校測定局	調整			○			○		○

また、大気汚染防止法に「地方公共団体は有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するための調査と実施に努めなければならない」とあるため、市立図書館の1地点で毎月1回有害大気汚染物質の測定を業務委託によって行っている。

令和2年度の常時監視測定結果を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素についてはすべての測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、前年度に引き続きすべての測定局で環境基準を達成できなかった。また、微小粒子状物質（PM2.5）について、1箇所の測定局で環境基準を達成できなかった。

(5) 委託業務

ア 宮崎市大気汚染常時監視システム保守管理業務委託

業務内容は、定期保守点検業務、障害保守点検業務及びリモートメンテナンスである。

(ア) 定期保守点検業務

親局（宮崎市監視局）及び各測定局（佐土原、田野、祇園、大宮小学校、南宮崎、生目小学校の6局）の定期点検を年1回行う。

(イ) 障害保守点検業務

対象設備に異常が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、宮崎市の指示に従い、速やかに修理調整等を行い、原因及び処置について報告書を作成し宮崎市に提出する。

(ウ) リモートメンテナンス

リモートメンテナンス機能により、毎月（定期点検月を除く年11回）点検を行う。

イ 宮崎市大気汚染常時監視測定器保守管理業務委託

大気汚染防止法第22条の規程に基づく大気汚染状況の常時監視を有効に行うため、宮崎市が設置した大気汚染常時監視測定局の測定機器の保守管理を行う。

(ア) 日常保守

測定機器の随時、1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年点検業務を行う。また、消耗品交換点検表に基づき、定期的に消耗品の交換を行う。

(イ) 緊急点検

測定器が故障した場合は、発注者からの連絡に基づき速やかに当該機器の故障箇所について修理を実施する。

(ウ) オキシダント計の動的校正

宮崎県衛生環境研究所所管の動的校正装置を使用して、年2回実施する。

(エ) 業務完了報告書の提出及び検査

毎月、宮崎市に委託実施業務報告書を提出し、その検査を受ける。

ウ 有害大気汚染物質モニタリング委託業務

宮崎市立図書館屋上において、年12回のモニタリングを行う。また有害

大気汚染物質測定方法マニュアルに従い、2重測定を一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で行う(年2回)。

エ 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析業務委託

試料捕集場所は祇園測定局とし、四季の季節ごとに連続する14日間の測定を行う。

(6) 大気汚染防止法に基づく規制

大気汚染に関する法律は、大気汚染防止法とみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例があり、規制対象工場、事業場の指導は県知事の権限とされていたが、宮崎市が平成10年4月1日から中核市に移行し、大気汚染防止法の政令市になったため、直接指導にあたることになった。大気汚染防止法およびみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例では、ボイラー等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設及び塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設を設置、変更又は廃止する者は宮崎市長に届けなければならないことになっている。

また、平成30年4月1日から新たに水銀大気排出規制が追加された。

これらの施設は、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の排出規制、粉じん飛散防止の構造等の規制、揮発性有機化合物の排出規制または水銀の排出規制を受けることになり、宮崎市は、これらの施設の状況について報告を求め、工場・事業場内に立ち入り、施設を検査することができることになっている。

そのため、大気汚染防止法等の規制を受けるばい煙発生施設等の現況を把握するため、随時立入検査を実施し、届け出内容の確認や施設の使用状況及び管理状況の確認等を行っている。

(7) 監査結果

【意見7】

有害大気汚染物質モニタリング委託業務の入札において、予定価格に対して落札価格がやや低すぎるといえる。

入札業者の中には予定価格に近い価格で入札した業者もいたため、予定価格そのものは妥当であったのかもしれない。とすれば、落札業者が無理をして低い落札価格を提示したことになる。この場合、事業者はコストカットの

必要に迫られ、サービスの低下が生じる恐れがある。または、サービスの質を落とさないために事業者が雇用する労働者の勤務条件等が不当に悪化させられる恐れもある。

この件について担当課は、「この差額の理由については把握していない。」とのことであったが、この状態を放置しておく訳にはいかないと思われる。

宮崎市は外部委託の推進に関する基本指針の中で、外部委託するにあたっての留意点として「委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が悪化することのないよう、事前の委託料の積算や委託後のモニタリングにおいて留意する。」ことと定めている。

本事業においてもこの指針に従い、受託者へのモニタリングによってこの差額の発生原因を解明し、場合によっては最低制限価格を設けることも検討されたい。

7 公害防止対策事業

(1) 概要

生活環境の保全を図るため、工場や事業所に対して、関係法令の遵守や公害防止対策に関する助言・指導を行う。主な事業内容は次の通りである。

- ア 市民からの環境相談の受付とその解決
- イ 騒音、振動、悪臭の発生施設に対する調査と指導
- ウ 特定建設作業の騒音、振動防止の指導
- エ 空き地の管理者に対する雑草や枯れ草の刈取依頼

(2) 根拠法令等

- 悪臭防止法
- 宮崎市公害防止条例

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	1,060	3,000	1,280
決算額	654	2,195	521

(4) 事業内容

ア 市民からの苦情受付とその対応

市民から苦情が出たら、騒音・振動（特定建設作業の騒音・振動を含む）や悪臭・雑草等、苦情の内容ごとに主任 1 人、補佐 2 人の 3 人体制で、調査・対応に向かう。雑草については、土地の所有者に刈り取ってもらうよう依頼する。

イ A 者の悪臭調査

A 者については、夏は漬込みの時期で匂いがきつくなり、市民からの苦情も時々ある。よって毎年 2 回定期的に悪臭測定を行い、もし臭気が規制基準値を上回った場合には、改善計画の提出とその実行を求めている。

ウ 環境関係の研修

上記の事業を行うのに必要な知識を得るため、例年環境に関する研修に参加していたが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響でほとんど参加できなかった。

(5) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

8 自動車交通騒音対策事業

(1) 概要

生活環境の保全を図るため、騒音規制法に基づき幹線道路における自動車交通騒音の実態を把握する。具体的には、宮崎市内の主要 4 地点における 24 時間連続の騒音測定、自動車通過台数・速度等の調査を民間への委託によって行う。

(2) 根拠法令等

騒音規制法

外部委託の推進に関する基本指針

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	950	968	968
決算額	530	545	545

(4) 活動内容

調査の方法は以下の通りである。

ア 調査区間

全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)が対象とする道路において、宮崎市が指定する下表の4区間とする。

路 線 名	区 間	区間延長
国道 10 号線	江平 1 丁目～橋通 4 丁目	1.3 k m
国道 220 号線	一般国道 10 号線～宮崎島之内線	0.7 k m
国道 220 号線	中村東 3 丁目～大字恒久西原	1.3 k m
県道宮崎空港 宮崎停車場線	宮崎島之内線～ 大原簿記公務員専門学校前	0.6 k m

イ 調査項目

下記の4項目について調査を行う。

(ア) 自動車騒音(上り、下りいずれか片側車線の沿道及び背後地における8値)

(イ) 上下車線別自動車交通量(大型Ⅰ、大型Ⅱ、小型車、二輪の4車種)

(ウ) 上下車線別自動車平均走行速度

(エ) 道路条件(道路構造、車線数、遮音壁、低遮音舗装の有無)

ウ 調査方法

調査対象となる4区間において調査場所をそれぞれ1カ所ずつ選定し、土・日・祭日を除く平日に24時間連続測定を行う。

(5) 監査結果

【意見 8】

令和 2 年度宮崎市自動車騒音常時監視業務委託について、予定価格に対して落札価格はかなり低い。この原因としては予定価格が通常の価格に比べて高すぎる場合と落札価格が低すぎる場合の 2 通りが考えられる。

予定価格の方が通常の価格に比べて高すぎる場合、宮崎市の方で積算の見直しが必要となろう。現在の宮崎市の積算価格が高すぎるのであれば、複数の業者から見積もりを取り寄せ、適正な予定価格にすることが必要と考える。平成 31 年度の契約額も令和 2 年度と同額であったことを考えると、両者の差の原因がここにある可能性も十分にあり得る。この場合、予定価格付近で落札されると、宮崎市は通常の価格に比べてかなり割高な委託料を支払うことになる。そうすると市民に不要な税負担を課すことになろう。

逆に落札価格の方が通常の価格に比べて低すぎると、当該事業者は本事業で利益を出すことが非常に困難になるといえる。この場合、宮崎市としては当該事業者からのサービスの質の低下が懸念される。また、当該事業者の経営が圧迫され、ひいてはその労働者の勤務条件等が不当に悪化させられる恐れもある。この点については宮崎市も外部委託の推進に関する基本指針を定めており、外部委託するに当たっての留意点として「委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が悪化することのないよう、事前の委託料の積算や委託後のモニタリングにおいて留意する」こととしている。

この件について、担当課に尋ねたところ「入札価格については企業努力であり、予定価格と落札価格に開きがある理由については把握していない。」とのことであったが、理由を把握していないまま放置しておくことには問題があると思われる。上記のように現在の状態は正常といえるものではなく、何らかの問題を内包している可能性もある。よって、見積もり等による積算の再検討や受託者へのモニタリング等による実態把握によりこの差額の原因を究明されたい。そして、他の自治体において業務委託の入札の際に最低制限価格を設けている場合もあるので、この点についても併せて検討されたい。

9 ダイオキシン類対策事業

(1) 概要

ダイオキシン類は、強い毒性を示す物質の総称であり、ごみの焼却行為や、自動車の排ガス等により発生する。毒性には一般毒性、発がん毒性、生殖毒性があり、人の健康あるいは生態系への影響が懸念される。よって宮崎市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場や事業場の監視及び指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類の常時監視を業務委託によって行う。

(2) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	2,000	2,200	2,220
決算額	1,869	1,947	1,815

(4) 業務内容

ア 環境大気

測定項目は、環境大気中のダイオキシン類で、ポリ塩化ジベンゾジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) とし、採取場所は宮崎市立図書館とする。7月、10月、12月及び2月の年4回、7日間の連続採取を行い、週平均値を求める。

イ 公共用水域

測定項目はダイオキシン類、(ただし河川水は pH および SS、底質は含水率及び強熱減量も含む)である。採取場所及び採取頻度は下表のとおりとし、試料採取は6月～7月中に行う。

測定場所	調査媒体	頻度
大淀川下流（相生橋）	水、底質	各 1
本庄川（柳瀬橋）	水	1
清武川（大崎橋）	水、底質	各 1
加江田川（天神橋）	水	1

ウ 土壌

測定項目はダイオキシン類、含水率及び強熱減量である。採取場所は下表のとおりで、試料採取は 10 月中に行う。

測定地点番号	測定種類	採取地点
1	一般環境把握調査	宮崎市内（1ヶ月前に指示）
2	一般環境把握調査	〃
3	一般環境把握調査	〃
4	発生源周辺状況把握調査	〃
5	発生源周辺状況把握調査	〃

エ 地下水

測定項目はダイオキシン類（pH、SS を含む）である。採取場所は宮崎市内 3 箇所とし、各 1 回ずつ 1 月中に採取する。

オ 事業場立入に係る測定業務

本事業では水質に係るダイオキシン類の測定だけを担当している。対象となる施設はエコクリーンプラザみやざき、宮崎処理場、大淀処理場の 3 施設のみであり、すべて宮崎市が所有するものである。これらの施設は自主的に水質検査も行っているが、その上で毎年 1 カ所ずつ立入検査を行っており、令和 2 年度は宮崎処理場の検査を行った。

（5）監査結果

【意見 9】

事業場立入に係るダイオキシン測定業務について本事業では水質に係るものだけを担当している。対象となる施設はエコクリーンプラザみやざき、宮崎処理場、大淀処理場の 3 施設のみであり、すべて宮崎市が所有するものである。当該施設は法に基づく自主水質検査も行っているが、それに加えて

毎年1カ所ずつ立入し、水質検査と書類検査を行ってきた。しかし、本事業での水質検査の内容はこれらの施設の自主検査と同様のものであり、どちらの検査も実施主体が宮崎市であることから、本事業の水質検査の意義が疑問視されるようになった。このため、令和3年度からは本事業の水質検査を廃止し、自主水質検査の結果等を書類検査することとなった。

しかしそうすると、本事業の業務はダイオキシン類等常時監視業務のみとなる。この状況で、このまま本事業を単独の事業としておくことは非効率であると考えられるため、事業内容が類似している産業廃棄物処理監視事業のダイオキシン類分析測定業務との統合を検討されたい。

10 住宅騒音防止対策事業

(1) 概要

宮崎空港周辺の航空騒音防止対策区域における航空騒音の軽減を図るため、国と連携して、昭和57年3月30日までに建築された住宅の防音工事に対し助成するとともに防音工事で設置した空気清浄機の更新工事に対しても助成を行っている。

また以前より、航空機騒音の実態把握のため、国土交通省、宮崎県による航空機騒音測定が行われていたが、平成28年度より共同利用施設津和田センターに宮崎市独自の測定局を設置し、宮崎市の職員による測定を行うようになった。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金等交付規則

住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱

宮崎市住宅騒音防止対策事業防音工事補助金交付要綱

宮崎市住宅騒音防止対策事業空気調和機器更新工事補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	7,800	7,350	10,110
決算額	2,886	1,834	9,213

(4) 防音工事及び空気清浄機の更新工事に対する補助

ア 民家防音工事（未実施防音工事）

宮崎市では昭和 50 年度から事業を行っており、事業開始当初は、1 室または 2 室のみの工事であったが、昭和 54 年度から最高 5 室まで工事が可能となり、追加工事も含めて進めてきた。

防音工事は、昭和 49 年度及び昭和 54 年度指定区域では外壁、天井、サッシ、空気調和機器の工事（AB 工法）となっており、昭和 57 年度指定区域ではサッシと空気調和機器のみの工事（C 工法）となっている。

イ 告示日後住宅防音工事

昭和 49 年度及び昭和 54 年度指定区域に、告示日の翌日から昭和 57 年 3 月 30 日までに建築された住宅への防音工事を行っている。

ウ 更新工事①（空気調和機器の 1 回目の取替）

防音工事の工事検査日から 10 年以上経過した住宅で、空気調和機（冷暖房機、換気扇、レンジ用換気扇）の所用の機能が失われたものについて取替を行う事業である。事業費の負担割合は、国：市：住民＝6：1：3 となっている。また、告示後住宅防音工事を行った住宅に対しては、事業費の負担割合が国：市：住民＝5.5：1：3.5 となっている。

エ 更新工事②（空気調和機器の 2 回目の取替）

更新工事①の終了後、更に 10 年以上が経過し所用の機能が失われたものについて取替を行う事業である。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5.5：1：3.5 となっている。また、告示後住宅防音工事を行った住宅に対しては、事業費の負担割合が国：市：住民＝5：1：4 となっている。

オ 更新工事③（空気調和機器の 3 回目の取替）

更新工事②の終了後（告示日後住宅を除く）、更に 10 年以上が経過し所用の機能が失われたものについて取替を行う事業である。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5：1：4 である。

(5) 航空機騒音測定

宮崎空港の騒音対策区域内では、国土交通省、宮崎県、宮崎市がそれぞれにおいて測定を行っている。令和元年度は 3 地点ともに環境基準を達成できなかったが、令和 2 年度は全ての地点で達成している。

環境基本法に基づく航空機騒音の環境基準

航空機騒音測定結果

	測定地点	測定者	用途地域	累計区分	年平均値 (Lden)	
					55db	○
宮崎空港	共同利用施設月見が丘センター	国土交通省	第1種低層住居用地域	I	55db	○
	共同利用施設月見が丘6次センター	宮崎県	第1種低層住居用地域		55db	○
	共同利用施設津和田センター	宮崎市	第1種低層住居用地域		55db	○

(6) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

1 1 共同利用施設管理事業

(1) 概要

共同利用施設は、航空機騒音による空港周辺地域の住民生活の障害を緩和するために、学習、集会等の場を提供することを目的とした、防音が整った集会施設であり、周辺住民に幅広く利用されてきた。現在ある7つの共同利用施設は指定管理者である各自治会によって管理運営されている。

(2) 根拠法令等

宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例

宮崎市立共同利用施設条例

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	3,260	3,260	3,200
決算額	3,709	3,059	3,198

(4) 宮崎市立共同利用施設指定管理者管理運営業務

指定管理者は以下の内容で、共同利用施設の運営を適正かつ円滑に行う。

ア 管理に関する基本的な考え方

- (ア) 共同利用施設が宮崎空港周辺地域住民の航空騒音による障害の緩和に資するために設置されたものであるという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (イ) 利用者の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (ウ) 利用者の安全確保に努めること。
- (エ) 利用者等の個人情報の保護を徹底すること。
- (オ) 効率的な運営を行うこと。
- (カ) 管理運営にあたっては、宮崎市と緊密な連携を図ること。

イ 管理業者が行う業務の範囲

(ア) 施設の使用の許可に関する業務

- ①施設利用の予約等を受付け、円滑な施設利用を進めること。
- ②施設利用者に対して、施設利用に関する指導を行うこと。
- ③施設利用時には、施設の開閉を行うこと。

(イ) 建物、付属設備及び備品の維持管理に関する業務

- ①施設内、敷地内の清掃を定期的に行い、清潔に保つこと。
- ②清掃に関する消耗品などについては、指定管理者において必要に応じて買い入れるものとする。

(ウ) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務を行う。

(5) 指定管理者

共同利用施設と各々の指定管理者は下表のとおりであり、指定期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間である。

宮崎市立共同利用施設指定管理者一覧

共同利用施設名	指定管理者
月見が丘センター	月見が丘南自治会
ひえだセンター	ひえだ第一苑自治会
南赤江センター	赤江自治会
津和田センター	津和田自治会
月見が丘6次センター	月見が丘第6自治会
空港南センター	空港苑自治会
柳籠センター	恒久弥柳籠自治会

(6) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

1.2 共同利用施設整備事業

(1) 概要

共同利用施設の快適な利用を図るため、施設の改修工事等を行う。令和2年度の主な事業内容は月見が丘センターの駐車場舗装整備工事であった。

(2) 根拠法令等

地方自治法

地方自治法施行令

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	2,153	5,200	2,700
決算額	622	5,216	2,565

(4) 監査結果

【意見10】

令和2年度における本事業の内容は、月見が丘センターの駐車場整備工事と南赤江センター及び柳籠センターの共同利用施設アスベスト含有分析調査であるが、いずれも令和2年度で完了している。担当課に令和3年度以降

の業務について尋ねると、「緊急の場合の屋外放送設備移転のために予算は付けてあるが、通常の業務はない。」とのことであった。

また、本事業と共同利用施設管理事業及び共同利用施設 AED 設置事業を 1 人の担当者が継続して受け持っている。

このような状況でこれら 3 つの事業をそれぞれ一つの事業として置くことは事務負担の面から考えても、効率性に乏しいと考えられる。よってこれらの事業を共同利用施設管理事業に統合することを検討されたい。

1.3 こども 5R 学習事業

(1) 概要

宮崎市では、平成 22 年から環境学習の一環として 5R 授業を実施している。5R とはごみを減らすためにできる 5 つの行動を意味する言葉で、Refuse（購入拒否）、Reduce（ごみ発生抑制）、Recycle（再生利用）、Reuse（再使用）、Repair（修理）という持続可能な循環型社会を作るために実践すべき取組みのことである。

次世代を担う子供たちのごみ減量やリサイクルに対する意識の向上を図るため、小学校 4 年生の児童を対象に授業形式で行う買い物ゲームを実施している。

(2) 根拠法令等

こども 5R 学習事業要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	2,800	2,800	2,800
決算額	2,075	1,688	1,589

(4) 買い物ゲーム

買い物ゲームは、身近なごみ問題をテーマにし、食材に不可欠な容器や包装に着目し、ごみの発生を子供たちに気づかせ、ごみ減量について考える機会を提供するとともに、日常の家庭生活におけるごみの減量化・資源化の啓発を推進することを目的とした本事業の中心的プログラムであり、

宮崎市立小中学校 4 年生の児童を対象に実施されている。

買い物ゲームの大きな流れは次の通りである。

ア オリエンテーション

- (ア) 1 組 4～6 人のグループを 3～8 作る。
- (イ) ゲームのテーマとルールの説明をする。

イ 買い物ゲーム

- (ア) ゲームを開始。
- (イ) グループごとに模擬店舗で人数分の材料を選び、レジでお買い物券を支払う。
- (ウ) おつりの金額をレジ係が〈おつり券〉に記入し、精算する。
- (エ) おつりの金額をグループごとに発表し、〈ゲーム結果表〉に板書。
- (オ) 残ったお金の多いグループから順位をつける。

ウ ごみの分別と処理費の解明

- (ア) 買い物から出た容器包装を分別し、各容器包装の処理費ポイントシールへの気づきを促す。
- (イ) 処理費の説明を〈パネルシアター〉で展開する。
- (ウ) グループごとに〈処理費ポイントシール〉の数字を合計し、グループごとに処理費を発表し、おつりから処理費を引いて、残ったお金の多いグループから順位をつける。

エ 休憩

- (ア) 購入したカレールウ等を回収し、休憩中に模擬店舗をセッティングし直す。

オ 作戦タイム

- (ア) ごみを減らす上手な買い物の仕方を考える。
- (イ) アイデアカードを配布し、一人一人記入する。1 枚のカードには一つのアイデアを書く。各自 2～3 枚のカードを作成。
- (ウ) カードを各グループ内で発表し、同じアイデアはテープでつなぐ。
- (エ) 各グループのアイデアを全体で発表。同じアイデアごとにまとめる。
- (オ) 再度買い物することを伝え、各グループでよく作戦を練るように促す。
- (カ) 各グループで〈アイデア実行リスト〉を作成する。

カ 買いなおしゲーム

- (ア) 〈アイデア実行リスト〉をもとに、カレーの材料を再度購入。
- (イ) おつりから処理費をひいて最終的な残金を算出。
- (ウ) おつり・ごみの数・処理費・残金の順で発表。更に、処理費の最も少ないグループに注目し、どのように工夫したかを発表。
- (エ) すべてのグループの 1 回目と 2 回目の処理費を比較して、どのくらい減ったかを確認する。

キ ふりかえり

- (ア) 実行リストをもとに、できたこと、できなかったことを発表。
- (イ) どうすればできるかなどについて、参加者全員で意見を出し合う。
- (ウ) ごみと暮らしと環境問題についてふれ、環境に配慮した暮らし方の必要性について話し合う。

ク 各自〈ふりかえりシート〉に記入。

(5) 委託業務

ア	委託業務の名称	こども 5R 学習事業	
イ	委託料	事前打ち合わせ 1 回あたり	4,614 円
		講座実施 1 回あたり	24,090 円
ウ	契約方法	随意契約	

エ 業務内容

- (ア) 実施決定校との事前打ち合わせ
宮崎市が実施決定を行った学校と、物資の搬入経路及び会場、人数、時間等の詳細について実施前日までに打ち合わせを行う。
- (イ) 「買い物ゲーム」の実施
 - ①会場設営・スタッフの打ち合わせ
 - ②実施
 - ③片付け・検証
- (ウ) 事後のアンケートの実施

(6) 監査結果

【意見 1 1】

こども 5R 学習事業の委託契約において、受託者側から打合せと当日を合わせた 1 回あたりの契約単価を 1 万円増額するよう申し出が行われている。その理由は次のとおりである。

- ・ 10 年間事業費があがっていないが、景気変動が加味されていない。
- ・ スタッフに日当を払っているが、交通費までは対応できていないので交通費（500 円程度）も出してあげたい。
- ・ ガソリン代等の費用も事業開始当初より上がっている。
- ・ 長い時間拘束される。学校によっては 7 時に家を出て、17 時に帰り着くこともある。
- ・ 打ち合わせ時、未経験の先生や校長にこの事業を PR するために、長い時間打ち合わせを行っている。
- ・ ファシリテータは道具を自宅で管理しており、メンテナンスなどに手間がかかっている。

主に、思いのほか時間と手間がかかっているというのが単価引上げの理由のようであるが、この点については設計における時間設定を再検討する必要があると思われる。また、近年の燃料費の高騰も問題になっているのであろう。平成 21 年に那覇市で支払われていた単価が 50,000 円であったことに鑑みても、現在の価格設定は再検討すべきと思われる。

このような契約内容は委託事業の運営を圧迫し、ひいてはサービスの低下や労働者の勤務条件等を悪化させる恐れもある。また、この点は宮崎市が定める外部委託の推進に関する基本指針の中の外部委託するに当たっての留意点においても注意すべきとされており、現在の状況はこれに反するものといえよう。よって宮崎市には、受託者へのモニタリングにより事業費等の実態を把握し、適正な単価になるよう積算を見直されたい。

なお、受託者からのこのような申し出に対し、宮崎市は次のように回答している。

- ・ 5R については、議員からの関心も高く、先生からの評判も高い事業である。

- ・単価について、いただいた意見をもとに検討していく。沖縄（那覇市）での現在の状況についても確認する。

- ・増額を行う場合、今年度とどう変わっていくかを見せなければいけない。

このように宮崎市の方でも本事業に期待しており、単価の問題についても歩み寄りの姿勢も示しているので、これらの対応が早期に行われることを期待する。

1 4 みやざきエコアクション認証制度事業

(1) 概要

みやざきエコアクション認証制度は、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを簡素化した「みやざきエコアクション認定規格」に基づき、環境配慮事項の文書化や従業員の環境意識の向上を図るなどして、環境に優しい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録する制度である。

認証事業者は、環境に負荷を与えている日常の事業活動について認識し、環境に対する影響を削減するための計画を作成し、その計画の実施・点検・見直しを繰り返すことにより、継続的に環境に優しい事業活動を行う。そして、計画に基づいているかを年 1 回宮崎市に実績報告し、審査を受ける。

認証事業者は、環境に優しい事業者として、宮崎市のホームページや広報を通じて公表されるため、自社のイメージアップにつながる。また、削減目標の進捗管理を定期的に行いながら、電気やガソリン、紙などの使用量削減、ごみの排出量を減らすといった取り組みを実践することで、省エネ効果、経費節減も期待できる。

(2) 根拠法令等

みやざきエコアクション認証に関する要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	1,840	2,060	2,000
決算額	1,342	1,597	1,380

(4) みやざきエコアクション認証制度

ア 対象者

宮崎市内の事業者

イ 手続

(ア) みやざきエコアクション認定規格に沿った内容で事業者が約 3 ヶ月間運用する。

(イ) 3 ヶ月の環境マネジメントシステム運用後、事業者から宮崎市に対して認証申請を行う。

(ウ) 事業者からの申請の基づき宮崎市が認証審査を実施し、規格に適合していると判断された事業者に対し、認証マークを記載した認定証を発行する。

(エ) 認証を受けた事業者は年 1 回の中間審査を受審しなければならない。

(オ) 認定証の有効期限は 3 年である。認証を継続する事業者は 3 年ごとに市長に更新認証の申請し、更新審査を受けなければならない。

ウ 認証のメリット

(ア) CO₂を削減する行動を取ることによって、会社のコストも削減し、利益アップを図れる。

(イ) 認証事業者は、認証マークをその事業所が発行する名刺、印刷物等に表示することができ、また宮崎市ホームページ等で「環境に配慮した優良事業者」として掲載されるため、企業のイメージアップにつながる。

(ウ) 建設工事に係る競争入札のための審査時に加点が受けられる。

(5) 事業評価

本事業では認証登録した事業者数の累計を評価基準にしている。過去 3 年間の累計登録事業者数の目標値及び実績値は下表の通りであり、目標は達成されている。

各年度における累計登録事業者数の目標値及び実績値

(単位：人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
累計登録事業者数 (目標値)	190	195	200
累積登録事業者数 (実績値)	190	199	204

(6) 監査結果

【意見 1 2】

本事業の評価基準を認証事業者の累計から ISO 取得等以外の理由による辞退者数を除外した数値を用いるよう変更されたい。

本事業における事業評価表では認証登録した事業者数の累計を評価基準にしている。上述のとおり、ここ数年間における各年度の認証登録数は 5～9 件と目標値の 5 件を上回っており、この評価基準によれば本事業は高く評価されることになる。

しかしその一方で、ここ数年において年間 4～5 件の事業者が認証の更新を辞退している。結果、令和 2 年度の累計が 204 件であるのに対して、年度末の認定事業者数は 126 件（平成 28 年度末が 120 件であり、5 年間で 6 件しか増加していない）となっている。この理由について担当課に尋ねた結果「エコアクション 21 や ISO を取得するために辞退した事業者と、みやぎエコアクション認証事業を継続することが負担になって継続を断念した事業者が半々である。令和 2 年度はすべての辞退者が継続を断念した事業者であった。」との回答を得た。

環境に優しい事業活動に継続的に取り組む事業者を支援するという本事業の目的に照らしてみれば、ISO 取得等のステップアップは歓迎されるべきものであり、評価基準の数値に入れてしかるべきと思われる。しかし途中で断念するような事業者が今後このような活動を継続していくとは考えにくく、本事業にとってはマイナス要素といえよう。よって本事業の評価基準としては、認証者の累計から ISO 取得等以外の理由による辞退者数を除外した方が、より本事業の効果を適切に表すものになると考える。

【意見 1 3】

建設業者以外の事業者に対する周知について、事業者にエコアクションに対する興味を持ってもらうため、コストカットの成功例をいくつか紹介して

本事業の経営上のメリットを事業者にアピールすることを検討されたい。

令和 2 年度末において、認証事業者の約 8 割が建設業者である。建設業者については、認証のメリットの中に経営事項審査における加点があるので、認証に対するモチベーションは高くなる。一方その他の業種については、建設業のような売上に直結した経営上のメリットがないため、これらの事業者が認証取得に対するモチベーションを与えることは容易ではないであろう。

令和 2 年度も宮崎市の HP、広報誌、説明会等での周知活動は行われており、事業評価においても継続的に積極的にアピールしていくことが検討されている。このような周知活動にも関わらず、建設業者以外の認証事業者数はなかなか増えない理由の一つはこの点にあると考える。認証マークや宮崎市の HP 掲載は企業イメージのアップというメリットを事業者に与える。しかしこれらのメリットは企業の利益に直接的に結びつくものではないため、事業者のモチベーションを上げるにはいたらないであろう。よって、もう一つのメリットである CO₂削減によるコストカットを強調した方が、事業者の興味を引けると考える。

例えば、研修等で複数のエコアクション認定事業者におけるコストカットの成功事例（経費の削減額等）とその手法等を事業者を紹介し、これを体験する機会としてお試しに 3 ヶ月間の環境マネジメントシステム運用を勧める。このお試し運用に参加する事業者が増えていけば、認証を受ける事業者が増加する可能性も高くなるであろう。また結果的に認証を受けなかった事業者についても、お試し運用で実際にコストカットができれば、その後の事業活動において自主的にエコアクションを継続していくことも期待できよう。

このような周知方法は本事業の本来の流れではないかもしれないが、環境に優しい事業活動に継続的に取り組むという事業者を育成するという本事業の目的を考えれば、検討の余地はあると思われる。

第2 環境業務課の事務事業

1 一般廃棄物収集運搬事業

(1) 概要

宮崎市内の一般廃棄物、資源物のうちのペットボトル等、および特別ごみ（平日分）の収集運搬業務について、民間業者へ外部委託の上で実施する事業である。本業務においては、宮崎市は指名競争入札を行った上で受託業者との間で4年契約を締結している。旧宮崎市域における4年間の委託料総額は36億6,195万6,000円である。

ごみの収集頻度および日程については、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみが月1回、資源物が分別区分ごとに週1回、または月1～4回、それぞれ決まった曜日に実施されている。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

(3) 沿革

旧宮崎市域においては、平成30年度の時点で収集区域が285地区に細分化されていたため、道路を挟んで収集区域が異なるなど、ごみ収集のルールが非常にわかりにくいという問題があった。これを解消するべく、平成31年4月から、旧宮崎市域を4つの収集エリアに整理統合した。

それと同時に、宮崎市における家庭ごみ収集のすべてが外部委託方式となった。外部委託を行うにあたっては、指名競争入札を実施した。その結果、旧宮崎市域については、従来旧宮崎市域において収集業務を行っていた複数企業が平成30年6月に設立した協同組合が、受注することとなった。

(4) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	1,130,056	1,241,629	1,232,474
決算額	1,097,404	1,221,269	1,231,106

(5) 監査結果

【意見 1 4】

旧宮崎市の事業について、設計書上事業を行うために必要な車両の台数は 86 台ということである。一方で、指名競争入札に入った 5 事業者のうち 4 事業者は、車両の保有台数がそれぞれ 9 台、4 台、5 台、7 台ということである。実際の入札においては、車両保有台数が少ない 4 事業者は入札を辞退し、上記の協同組合が落札するという結果となった。

宮崎市によれば、指名競争入札を実施する理由として「公平性」「経済性」「適正履行確保」の観点が挙げられるということであるが、客観的にみて入札を辞退した 4 事業者が本事業を適正に履行できるとは到底いえないと思われる。

この点について宮崎市担当課へ尋ねたところ、「平成 31 年 2 月の入札は旧宮崎市域が 4 つのエリアに統合されて初めての入札であることから、様々な観点から検討を行った結果である。」とのことであった。しかしながら、本件について仮に 4 事業者のうちいずれかが落札するような結果となった場合、実際には適正な履行が行われず、ひいては宮崎市民の平穏な生活に重大な支障が生じた可能性も否定できない。宮崎市のいう「様々な観点」が何を指すのかは判然としないが、適正な履行を行うことに相当の疑義がある事業者を入札に入れることの妥当性については、再考することが求められる。

【意見 1 5】

本事業における旧宮崎市域外の 4 地域（清武町、高岡町、田野町、佐土原町）の入札においては、いずれも【意見 1 4】で述べた 5 事業者が参加した。入札参加者のうち【意見 1 4】で落札した協同組合以外の 4 事業者は、それぞれ清武町、高岡町、田野町、佐土原町を所在地とする事業者である。

入札を実施したところ、清武町の収集業務については清武町の事業者が、高岡町の収集業務については高岡町の事業者が、田野町の収集業務については田野町の事業者が、佐土原町の収集業務については佐土原町の事業者が、それぞれ落札する結果となった。

この入札に関して、そもそも旧宮崎市域の事業者が設立した協同組合を

参加させることについては、公平性の観点から疑問がある。すなわち、協同組合は車両の保有台数からみても他の 4 事業者を圧倒する規模の団体であり、なおかつ旧宮崎市域外の収集運搬事業においてそれほどの車両保有台数が必要ともいえないことからすると、あえて協同組合の構成企業単体でなく協同組合を入札に参加させる合理性は乏しいといえる。

また、入札の結果をふまえたとき、各地域に所在する事業者がそれぞれ落札しており、当該地域に所在することの優位性があるように思われる。そうすると、入札という形式を採用しているとはいっても、実際のところ競争原理が働いているのかという疑問がある。

宮崎市には本件入札に入れられていない一般廃棄物収集運搬許可業者が 40 程度は存在するところであるから、これらの許可業者の所在地に着目した形で入札参加者を選定するというのも検討の余地があるように思われる。この点について、宮崎市担当課によれば「過去の履行実績」から入札参加者を選定したということであるが、そうであればいつまでも本件と同様の入札結果になることも想定され、それは実質的に競争原理を働かせたことになるのかという問題も生じかねない。

【指摘事項 2】

旧宮崎市域の収集運搬業務において、宮崎市財務規則第 105 条第 1 項第 3 号に基づき契約保証金を免除している。同号には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる場合として、以下のとおり規定している。

宮崎市財務規則第 105 条第 1 項第 3 号

契約の相手方が、過去 2 年間、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらの全てを誠実に履行した者であって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

本件において事業を受注した協同組合は、平成 30 年 6 月に設立した団体である。宮崎市が旧宮崎市域の細分化した収集エリアを統合して収集業務を実施することになったのは平成 31 年 4 月からであり、それに伴い当然契約内容の金額的な規模も大きくなった。それまでは、協同組合の構成団体である各企業が宮崎市と業務委託を締結して収集業務を実施していた。

そうすると、本件における「契約の相手方」はあくまでも協同組合であり、当該団体が過去 2 年間の業務実績等を有するわけではないのであるから、財務規則の要件は充足せず、財務規則に反して契約保証金を免除したのではないかという問題が生じる。この点について宮崎市担当課に説明を求めたところ、「関係課と協議の上、団体を構成する企業が過去 2 年間に受注した合計金額で実績としてよい、として免除した。」ということである。実際に、受注した協同組合がその構成員である企業の過去 2 年間の一般廃棄物等収集運搬業務の実績の合計額を記入した上で、これを当該協同組合の実績として宮崎市に対して委託業務履行届を提出し、それに基づき契約保証金の免除について決裁がされていることが、関係資料から確認できた。

しかしながら、条文上は「契約の相手方が」と形式的かつ明確に規定されているのであるから、この要件を実質的に解釈してよいという根拠はどこにもない。この点に加え、仮に団体の構成員が過去に履行していた事実があるとしても、事業の規模が大きくなった結果事業をうまく実施できないという可能性も十分考えられること、各企業単位では実施できていたとしてもそれらが統合して協同組合となった結果軋轢等が生じる可能性も十分にあることからすると、実質的な観点からも問題はあるように思える。

以上のことからすると、団体の構成企業と個別契約を締結していた結果をもって契約主体が団体となった場合も同じ「契約の相手方」と捉えることには無理があり、そうすると本件における対応は財務規則に違反するものであったといわざるを得ない。

【意見 16】

本事業のうち「不法投棄調査業務委託」の仕様書には、勤務時間等として「勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。(夜間を除く)」との記載がある。このうち「夜間を除く」の意味が判然としないため宮崎市担当課へ尋ねたところ、「夜間に本業務を行うことはないのでこの記載をする意味は特段ない。」ということであった。

そうであれば、今後は疑義を生じさせないため「夜間を除く」との記載は削除するべきである。

【意見 17】

本事業の受注者に対して、ごみ収集の実績報告書作成および提出を求めているが、この書式・体裁が事業者によってまちまちである。

宮崎市の担当者が報告書のチェックを行う際の効率化を図り、見落とし等がないようにするという観点からは、宮崎市において受託業者に対して報告書の体裁を指定し、統一のもので作成および提出してもらう方が望ましいと考える。

2 ごみ減量啓発事業

(1) 概要

ごみの発生抑制や減量化、資源化を推進するため、地域と密着した活動を展開している人材をごみ減量アドバイザーに委嘱し、アドバイザーにおいて市民向けごみ分別指導や啓発のための学習会・出前講座等を実施する。アドバイザーは、研修会等に参加した上で学習会等を実施するほか、宮崎市民から挙げたごみ問題に関する意見・要望等を宮崎市に対して連絡する。

なお、宮崎市において本事業に基づくアドバイザーの委嘱が開始されたのは、平成 14 年である。

アドバイザーに対しては、学習会等を実施した場合に日額 6,000 円を上限とする報償金が支払われる。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

宮崎市ごみ減量アドバイザー設置要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	2,928	2,780	2,590
決算額	2,944	2,493	1,745

(4) 実施状況

令和 2 年度のアドバイザー数は 21 名である。1 年間で 39 回の学習会・出

前講座等が実施されているが、アドバイザーのうち 7 名は年間を通してこれらの活動実績がなかった。もっとも、これについては新型コロナウイルス感染症対策のためにイベント等がキャンセルになったことを理由とするものであり、本来は充実した事業実施のためには 21 名程度のアドバイザーが必要と思われる。念のため平成 30 年度、平成 31 年度の実施状況を調査したところ、いずれの年度ともに活動実績のないアドバイザーはいなかったということが確認できた。なお、上記のとおりイベント等のキャンセルが生じたため、令和 2 年度においては予算額と決算額に相当額の乖離が生じている。

学習会等の実施場所は、主に保育園や幼稚園等の保育施設や公民館などである。

アドバイザーから宮崎市に対しては、学習会等で宮崎市民から出た意見が必要に応じて伝えられており、宮崎市はそのような意見を政策実施に反映しているとのことである。

(5) 監査結果

【指摘事項 3】

アドバイザーが実施したとされる出前講座について、少なくともその実施先からは実施報告書等の提出を受けるべきである。

監査した結果、出前講座を実施したことを前提に設置要綱第 7 条に基づいて報償金を支出しているものの、実施先とアドバイザーのいずれからも実施報告書等が提出されていないものがあつた。報償金支払いの根拠となる事実があることを確認し、支出の適正性を疎明する資料を残すため、少なくとも出前講座の実施先からは書面による実施報告を受けることが適切である。

【意見 18】

設置要綱第 2 条第 1 号に基づいてアドバイザーから受けた宮崎市民からの意見・要望等については書面等に残した上で、宮崎市の担当者が変更した際に適切に引き継がれるような仕組みとすることが望ましい。

本事業の担当者によれば、宮崎市民からの意見等は宮崎市の施策に反映されているということであつたが、具体的にどのような意見がどのような

施策に反映されたのかについては判然としなかった。この点については、アドバイザーから意見を受ける時期とそれが政策に反映される時期が相当程度空くことも当然想定されるうえ、意見を受けたという事実だけでなく同じような趣旨の意見を受けた回数等も政策実施のための重要な要素となる可能性があることから、担当者が変わっても政策実施に影響が生じないようにするべきである。

そのためには、アドバイザーから受けた意見等を担当者の頭の中に残すだけでなく書面等で明確にしておくほうが、よりスムーズかつ適切な施策への反映のためには妥当ではないかと思われる。

3 家庭系生ごみ減量促進事業

(1) 概要

家庭用の生ごみ処理器の設置を希望する市民に対して、これを現物支給する。

また、電動の生ごみ処理機を購入する宮崎市民に対しては、購入費用に対する補助金を支給する。補助金の額は、購入金額の2分の1に相当する額（ただし、上限3万円）である。

本事業の目的は、生ごみの自家処理による堆肥化を推進し、生ごみの減量を図る点にある。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金等交付規則

宮崎市生ごみ処理器支給要綱

宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	4,145	3,935	3,620
決算額	3,054	3,909	3,363

(4) 実施状況

ア 生ごみ処理器の現物支給事業が開始したのは平成3年度であり、電動生

ごみ処理機に関する補助金支給事業が開始したのは平成9年度である。

イ 過去5年間の生ごみ処理器支給台数は、以下のとおりである。

令和2年度	628台
平成31年度	355台
平成30年度	427台
平成29年度	349台
平成28年度	393台

ウ 過去5年間の電動生ごみ処理機補助金交付件数及び交付金額は、以下のとおりである。

令和2年度	80件、1,954,000円
平成31年度	92件、2,420,000円
平成30年度	74件、1,756,000円
平成29年度	78件、2,150,000円
平成28年度	90件、2,370,000円

(5) 監査結果

【指摘事項4】

生ごみ処理器の現物支給においては、支給を希望する宮崎市民が過去8年以内に現物支給や補助金の交付を受けていた場合、原則的には現物支給を受けられないものの、例外として「特に必要と認める場合」には支給を受けることができる（宮崎市生ごみ処理器支給要綱第8条）。しかしながら、実際に過去8年以内に現物支給や補助金の交付を受けたことのある宮崎市民が現物支給の申請を行った場合、例外要件の充足について特段検討することなく一律現物支給申請を認めていない、ということがうかがわれる。

この点について、例えば災害や不可抗力での処理器の破損、盗難等、「特に必要と認める場合」に該当すると評価できる事例があるかもしれない。そうであれば、原則的に現物支給が認められない申請があった場合であっても、安易に支給をしないとするのではなく、十分に事実確認を行ったうえで支給するか否か判断するべきである。

【指摘事項 5】

宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第 7 条第 1 号にある「第 2 条第 2 項に規定する暴力団関係者」については、「第 2 条第 4 項に規定する暴力団関係者」の誤りであると思われる。第 2 条第 2 項には、暴力団関係者に関する記載はない。何らかの規則改正等を行った際、適切な処理がされていなかった可能性が高い。

第 7 条

市長は、補助金を交付する旨の通知又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団関係者に該当することが判明したとき

～以下 (2) ないし (5) は省略～

第 2 条

1 省略

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、本人又は同一世帯に属する他の者が同号の生ごみ処理器の支給を受けたことがある場合において、当該支給の申請の日から 8 年を経過し、かつ、当該支給を受けた生ごみ処理器が破損等により使用不能であると認められるときは、交付対象者とすることができる。

3 省略

4 前 3 項の規定にかかわらず、宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者は、交付対象者としな

この点については明らかな誤りであるため、すみやかに改正を行うべきである。

【意見 19】

補助金の交付を受けるための要件として、電動生ごみ処理機を「宮崎市内の販売店から購入する」ということが挙げられる（宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第2条第1項第1号）。このように購入先を限定した理由については、担当課によれば、「地場産業振興のため」ということである。

しかしながら、本事業の主たる目的は生ごみの減量を図るという点にあるところ、市民からすれば同一商品であってもできる限り安価であるほうが、自己負担額が低くとどまることから望ましく、処理機購入の動機はより高まる可能性があるといえる。その結果、より積極的な電動生ごみ処理機の購入やそれに伴う生ごみ減量が期待できる。また、宮崎市にとっても、市民が購入した商品ができる限り安価であるほうが、補助金としての支出額も低額で済む。

この点に加え、電動生ごみ処理機の購入先は一般的に電機店が想定されるが、この購入先を市内の販売店に限定することが、どれほど地場産業振興に資するのかという疑問もある。

以上の点にかんがみれば、一般論として地場産業振興を考慮して政策を実施することは否定しないものの、本事業においては、購入先を宮崎市内の販売店に限定するのではなく幅広い選択肢を認めるほうが適当であるように思われる。

【意見 20】

本事業を利用して生ごみ処理機器を設置した宮崎市民に対して、アンケートを実施している。アンケート実施に際しての起案文書には「生ごみ処理機器の費用対効果資料作成のため」という記載がある。

ここでいう費用とは、本事業実施にかかる人件費や交付した補助金額、生ごみ処理器の購入費用、など様々な想定がされるところであるが、何を指しているのかが判然としない。また、一般論として事業を継続するのか中止とするのか判断するためには、費用対効果を検証することは有用と思われるところであるが、本件においてはアンケートを通じて可燃ごみ減量の推計を行っているにとどまる。

仮に何らかの費用について調査したうえで費用対効果に関する資料を作成する予定であったのであれば、それを確実に行うことが求められる。一方で、可燃ごみ減量の推計のみを行うつもりであったというのであれば、起案文書は正確なものにする必要がある。

また、可燃ごみ減量の推計のみであれば、各年度の生ごみ処理器交付実績や補助金支給実績からも一定の推計は可能と思われ、あえてこのようなアンケートを実施する必要性及び相当性があるのか、再度検討してもよいように思われる。

【意見 2 1】

生ごみ処理器の現物支給においては暴力団排除に関する手当てがされていない。この理由については、宮崎市の担当課によれば「本事業は暴力団の利益となるおそれがない事業であると判断しているから。」ということである。一方、電動生ごみ処理機の購入にかかる補助金の交付においては、暴力団排除に関する規則上の規定が存在する（宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第 2 条第 4 項）。

この点について、生ごみ処理器の現物支給であっても一定の利益を供与するものであることは争いがないので、これを暴力団関係者へ行ったとしても暴力団の利益となるおそれがないから問題ない、という考え方は、直ちに納得のいくものではない。宮崎市民が納める税金が用いられる以上、暴力団関係者へ現物支給を行うというのは控えるのが相当であると考える。

以上のことから、宮崎市生ごみ処理器支給要綱を改正するなどして暴力団排除のためのルール作りを行うべきである。

4 ごみ関連チャットボット事業

(1) 概要

ごみ分別やごみ関連の手続き等に関するチャットボット（インターネット上の入力フォームに入力した問い合わせに対し、AI 技術を用いて自動応答するシステム）を、宮崎市ホームページに構築する事業である。

宮崎市民等がこれを利用できることによってごみ分別等に関する情報を得られるなどする結果、市民サービスが向上することを目的とする。また、

これにより宮崎市役所への問い合わせが減少する結果、職員の負担を減らし、職員が企画・立案などの業務に注力できる時間を確保することも目的とする。

本件は外部委託により事業が進められた。受注者の選定については、公募型プロポーザルを実施したうえで、その結果をふまえて随意契約を締結した。なお、令和3年度以降は、この受注者に対してチャットボットの運用・保守業務を委託することが予定されている。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

ごみ関連チャットボット事業に関する公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

宮崎市プロポーザル方式事務の手引き

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	—	—	1,914
決算額	—	—	1,870

※本事業は、令和2年度の単年度事業である。

(4) 審査方法及び選定結果等

参加者は、自らの企画提案書及び見積書の内容についてプレゼンテーション（Web会議による）を実施する。これについて、設置要綱に基づき選任された選定委員会の委員が審査を行い、採点をする。審査においては、本事業の提案依頼事項に即した評価基準を設け、評価基準ごとにあらかじめ配点をする。

各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約を締結する。随意契約について合意できなかった場合、次順位の者と随意契約を締結する。

本件については3者が参加し、プロポーザルにおける合計点数が最も高かった者との間で随意契約が成立した。

(5) 監査結果

【指摘事項6】

設置要綱第3条第3項によれば、「審査評価委員」が「提案内容の審査及び評価に関すること」の任にあたるものと解釈できる。そうすると、設置要綱の文言上は、審査評価委員ではない「委員」はこの任にはあたらないものと解釈される。

また、第3条第1項によれば、審査評価委員も当然に選定委員会の構成員となるはずである。

しかしながら、実際の運用においては、審査評価委員もそれ以外の委員も提案内容の審査及び評価を行った。また、その後の選定委員会においては、審査評価委員以外の委員のみで委員会を構成し、受託候補者の決定を行った。これらについては、設置要綱に従わない運用であったといわざるをえない。

設置要綱を規定するにあたっては、あいまいな表現や想定と異なる表現とならないよう、十分に留意すべきである。

【指摘事項7】

委託契約書第6条に基づき再委託の承諾をしているが、承諾に際し再委託先の暴力団排除に関するチェックが何ら行われていない。また、委託契約書には暴力団排除条項がないため、委託契約書第6条第3項（委託先が契約上負うのと同等の義務を再委託先に負わせる規定）に基づいて再委託先に暴力団排除に関する義務を負わせることもできない。

再委託を承諾するにあたっては、再委託先の暴力団排除に関するチェックを行うか、委託契約書に暴力団排除条項を盛り込むことで第6条第3項に基づき再委託先にも当然に暴力団排除に関する義務を負わせるかの対応を行うべきである。

【意見22】

今回のプレゼンテーションについて審査・採点を行った宮崎市職員は合計10名である。このうち5名は、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行う者であるかを知ったうえで審査・採点を行った。5名がこれを知るに至った理由は、担当者において「公平性の確保のため業者名は判別でき

ないようにしています」というメモ書きのもとプレゼンテーションのタイムスケジュール案（これには応募者名が載っている）が示され、これを実際に決裁した職員のうち5名が審査・採点を行ったことによるものである。

このような決裁過程を経てしまえば、審査・採点担当者が応募者名を知った上で審査等に臨むことになってしまい、「公平性確保のために業者名を判別できないようにする」という目的は逆に達成できず、本末転倒であることは明らかである。一方で、実際に事業を行う担当部・課職員において審査・採点に関わる必要性があるということについても理解できる。

以上のことをふまえば、できる限り公平性を確保するために業者名がわからないようにする、という目的を達成するための何らかの工夫を講じるべきだと考える。例えば、本件については担当者がタイムスケジュール案を作成し、課長または部長のみが決裁をして進める（係長、課長補佐、課長、部長、などの順送りの決裁を経ない）など、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行う者であるかを知る人物が極力少なく済むような方法を採用することも考えられる。

なお、本件について仮に応募者名およびプレゼンテーションの順序を知らなかった審査・採点担当者のみの採点を集計した場合、実際に受託した業者とは別の業者が最高点数を得る結果になっていた。そうすると、本件においては実際に、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行うかについて知っていたことが採点に不公平な影響を与えた可能性も否定できないと思われる。このことから直ちに、応募者名及びプレゼンテーションの順序を知っていたことが採点に不当な影響を与えたとまでは評価できないものの、客観的事実として付言する。

【意見23】

審査・採点担当者の合計点数で受託候補者を決定している。これが必ずしも不当ということはできず一定の合理性があると思われるが、一方で、極端に高い点数や低い点数を付けた担当者の採点の影響を大きく受けてしまうという問題もある。

そのような問題を避けるため、例えば、各採点のうち最高得点と最低得点を除外した上での合計点数で優劣をつけるなどの方法も検討するとよい

のではないかと考える。

【意見 24】

Yahoo!JAPAN アプリを使用して宮崎市のホームページを閲覧した場合、本件のチャットボットが表示されないという事象があった。これについて担当課に尋ねたところ、「仕様書では『特定のWebブラウザや機能に依存しない』とされており、主たるWebブラウザへの対応は確認できているため、仕様書違反にはならない。」とのことである。また、「あらゆるアプリに対応するようシステムを構築することは無理がある。」ということでもあった。

もっとも、市民が一般的に使用するようなアプリに関しては、事後的なシステム改修の費用を抑えるなどの観点から、ある程度仕様書に記載しておくことも考えられる。ただし、何をもって「市民が一般的に使用するアプリ」といえるかについては時代等によっても変化が生じるものであるうえ、アプリ側の仕様で左右される場合もあることや、逆に仕様書に記載しすぎることによって初期費用が過度に高くなる場合もありうることから、この点については適宜柔軟に検討していただきたい。

5 資源物（衣類・古紙）収集運搬事業（資源物等収集運搬事業）

（1）概要

宮崎市内の資源物（衣類・古紙）の収集運搬業務について、民間業者へ外部委託の上で実施する事業である。本事業については、宮崎市内の古紙回収問屋全社が組織する協同組合との間で随意契約を締結することにより実施している。

本事業には、受託業者が資源物（衣類・古紙）を回収後に保管することまでが含まれる。

本事業の目的は、資源物の適正な収集とリサイクルによる資源化の推進、環境負荷の少ない資源循環型のまちをつくる、という点にある。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	241,000	251,957	271,898
決算額	237,600	250,700	264,000

(3) 実施状況

一般廃棄物の収集運搬事業においては、旧宮崎市域とその他 4 地域に分けて事業が実施されているが、本事業については現在までに宮崎市全域を統合して実施している。具体的には、元々合併前の地域で分かれて事業が実施されていたものが、平成 23 年度から佐土原、田野、高岡町域が、平成 27 年度から清武町域が、それぞれ統合されるに至った。

(4) 監査結果

【指摘事項 8】

本事業とは別の事業として、資源物（衣類）処理事業、古紙売払金（これは正確には宮崎市の歳入にあたるもの）が存在する。資源物等の中間処理や処分については、本事業とは別事業に属するものであるが、宮崎市（あるいは宮崎市担当課）は各事業の内容について混乱していたものと思われる。すなわち、本事業の随意契約理由書を確認したところ、「協同組合は市内の～中略～組合で、古紙・古布の処分ルートが確立されている。」との記載や「同組合は～中略～古紙・古布の収集・運搬・中間処理の業務を行い、今日まで責任ある確実な業務遂行の実績がある。」といった記載があり、中間処理や処分まで本事業の範囲内であるという前提で理解していると思われる記載があった。

そのため、監査においてまずは本事業の内容について説明を求めたところ、担当課からは「各家庭から排出された衣類・古紙を委託業者が収集し、処理・処分する一連の業務を行うものです。」という説明があり、随意契約の妥当性について尋ねたところ「衣類・古紙の収集、運搬、中間処理のノウハウは古紙回収問屋のみが所有するものと考えています。」という説明があった。

このように、担当課が中間処理やその後の処分までも本事業に含まれる

ものと理解しているのではないかと思われる記載や説明が散見された。

事業の内容を正確に理解したうえで決裁文書を作成し、決裁者においても事業の内容を正確に理解して決裁を行い、事業を実施するべきである。

6 資源物（衣類）処理事業

（1）概要

資源物（衣類・古紙）収集運搬業務委託により収集したすべての衣類について、処理を行う事業である。平成 28 年 9 月分までは、衣類を売却し宮崎市の歳入としていたが、市況悪化の影響により近年は宮崎市が逆に処分費用を支出している状況である。

本事業は、宮崎市が衣類の処理業者と委託契約を締結し、受注者が引取業者に依頼し衣類を引き取ってもらうという方式で実施している。受注者が保管場所から衣類を運搬するようなことはなく、引取業者が衣類の保管場所へ行き回収を行っている。

（2）事業費の推移

（単位：千円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	20,000	16,500	15,300
決算額	14,797	12,623	12,229

（3）実施状況

本事業と資源物収集運搬業務委託事業を受注した事業者は、同一事業者である。いずれの事業についても、随意契約により古紙回収問屋で組織された組合が受注者に決定した。

受注した組合は収集運搬委託事業に基づき衣類を保管する。保管場所は組合の構成員の事業所等である。そして、この保管している衣類について引取業者へ引き取ってもらい、この処理量をまとめて 1 か月ごとに宮崎市へ実績として報告する。

なお、本事業の委託費用の単価と、引取業者への引取費用の単価は同一であり、本事業自体で受注者の利益は発生していないとのことである。

令和 2 年度の本事業による衣類の処理量は、合計で 1,389,550kg であっ

た。

(4) 監査結果

【意見 25】

宮崎市内の古紙回収問屋で組織された組合との間での随意契約により、本事業を進めている。その理由として、当該組合しか本業務を行えないことを挙げる。

しかしながら、本件については組合の構成員である各古紙回収問屋を契約相手として進めることも可能なように思える。受託業者が衣類を運搬するのではなく、引取業者が回収を行うというのであればなおさらである。

また、あえて組合が主体となって本業務を行う合理性も見あたらない。仮に衣類の保管場所に所在の事業者でなければ本事業を行えない事情があるのだとすれば、当該事業者と個別に随意契約により資源物処理業務委託契約を締結して行えばよい。

なお、宮崎市へのヒアリング結果によれば、「衣類の処理業者は鹿児島県と熊本県の 2 事業者しかおらずその引取価格も統一されており、各古紙回収問屋に競わせることは困難である。」との見解があった。しかしながら、処理業者の引取価格が仮に統一されていたとしても、必然的に古紙回収問屋の受託金額が同じになるわけではないので、この点は随意契約によることを許容する理由とはならない。

以上のことからすると、本件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の要件を充足するのにかについては、疑義がある。

7 古紙売払金

(1) 概要

資源物（衣類・古紙）収集運搬業務委託により収集したすべての古紙について、売却を行い宮崎市の歳入とする事業である。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

(3) 実施状況

資源物収集運搬業務により収集した古紙については、宮崎市が製紙会社

へ直接売却する方法と古紙問屋へ売却する方法がある。後者の場合は、古紙問屋が宮崎市から引き取った古紙を中間処理した後で製紙会社へ売却することになる。

宮崎市においては、直接製紙会社へ売却することとなると保管場所を確保したうえで自ら中間処理をする必要があるが、それは現実的に難しいため、古紙問屋へ売却する方法をとっている。また、売却相手は資源物収集運搬業務の受注者と同一であり、契約方法については随意契約を採用している。

令和 2 年度の売払金実績については、新聞紙 17,241,437 円、雑誌 17,391,547 円、段ボール 16,354,104 円、紙パック 186,090 円、合計額が 51,173,178 円である。

(4) 監査結果

監査の結果、指摘事項や意見に該当するものは存在しなかった。

なお、本件は随意契約により受注者を決定しているため、その適法性についても検討した。その結果、売却すべき古紙の量が相当あることや、その量の古紙を中間処理できる者でなければ購入はできないと思われること等をふまえると、随意契約を採用することも問題ないと考えに至った。

ただし、古紙の買い上げ単価が令和 2 年 4 月からの 1 年間で急激に低くなっているという傾向が認められるので、この傾向が今後さらに進むようであれば、何らかの対策を講じられないかについて検討することが期待される。

8 資源物集団回収推進事業

(1) 概要

ごみの減量化やリサイクルに関する意識向上を図ることを目的として、自治会や P T A 等の団体（登録団体）が資源物の集団回収活動を実施した場合に、同団体に対して報償金を交付する事業である。

登録団体は資源物を集積した場合にこれを資源物回収登録事業者（登録事業者）へ引き渡し、登録事業者は登録団体に対し資源物の引き渡しを受けたことに関する証明書を発行する。登録団体は、この証明書を添付の上

で宮崎市に対し報償金の交付を申し込む。

申込期間は原則として下記のとおりであるが、当該期間中に登録事業者から証明書が発行されないとき、その他市長が特別な理由があると認めるときは、期間経過後であっても同一会計年度内であれば申し込み可能である。

記

ア	3月から5月までの回収分	6月1日から同月10日
イ	6月から8月までの回収分	9月1日から同月10日
ウ	9月から11月までの回収分	12月1日から同月10日
エ	12月から2月までの回収分	3月1日から同月10日

なお、資源物のうち家庭用廃食用油については、報償金の申込期限が上記とは異なり、年に1回とされている。令和2年度においては3月19日が申込期限である。また、家庭用廃食用油については、それ以外の資源物の場合と異なり、期限外に申し込みがされた場合に例外的にこれを認めようとして報償金を交付するような規定がない。

(2) 根拠法令等

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例
宮崎市資源物集団回収推進事業実施要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	6,245	5,930	8,200
決算額	5,142	5,296	6,109

(4) 令和2年度事業実績

ア 家庭用廃食用油を除く資源物について

・令和2年3月から5月までの回収分

申込件数 132件

申込金額 1,603,351円

・6月から8月までの回収分

申込件数 139 件
申込金額 1,410,464 円

・9月から11月までの回収分

申込件数 132 件
申込金額 1,335,080 円

・12月から2月までの回収分

申込件数 128 件
申込金額 1,317,807 円

※申込金額と交付金額は同じ。

イ 家庭用廃食用油について

申込件数 96 件
申込金額 338,118 円

※申込金額と交付金額は同じ。

(5) 監査結果

【指摘事項9】

家庭用廃食用油を除く資源物の集団回収について、期限後の申込みが合計93件あるが、いずれについても要綱第8条但書の要件について検討された形跡がない。むしろ、関係資料の検討結果及び担当課へのヒアリングの結果からすると、期限後の申込みであったとしても当然に報償金を交付することを前提に申込みの都度決裁伺いが出され、報償金を交付する旨の決裁がされているように思われる。

要綱上、期限後の申込みは原則として認められず、これを認めるのはあくまでも例外的であることからすると、このような運用に基づく支出は要綱違反である可能性が高い。仮に期限後の申込みを認めるのであれば、例外事由の有無について慎重に検討の上、同事由に関し判断するための資料等を添付した上で各決裁権者において決裁を行うべきである。

なお、担当課に対するヒアリング結果によれば、「本事業は、ごみ減量とリサイクル意識の向上及び地域コミュニティの活性化のため有益な事業であり、登録団体には積極的に取り組んでいただいている。登録団体の代表者が提出を失念していた等のミスにより報償金が支払われないことで宮崎

市民の活動が無駄にならないよう、『特別な理由があると認めるとき』と判断してきた。」とのことである。

特別な理由があるかどうかについて検討がされた形跡がないことは前記のとおりであるが、仮に真に上記ヒアリング結果のような事情をもって「特別な理由がある」と認めるのであれば、もはや期限を設ける意味はなく、およそいかなる場合であっても特別な理由があると認められるように思われる。登録団体の担当者の失念等の事情について、「特別な理由がある」と認めるのは不適切である。

【指摘事項10】

家庭用廃食用油の集団回収について、報償金交付申請期限は令和3年3月19日である。しかしながら、申請期限を過ぎた令和3年3月26日に担当課の受付印が押され、そのまま報償金が交付されている例が7件存在する。これらの申請が期限後に行われたのではないかという点について担当課に確認したところ、「受付印の日付にかかわらずいずれも3月19日の期限内に申請されたものである。」ということである。また、7件のうち5件は、いったん期限内に申請がされたが書類不備により期限後に再提出されたものということである。

もっとも、記録上、これらの申請が間違いなく期限内にされたものであるということを疎明できる資料は存在しない。むしろ、受付印の日付が3月26日であることからすれば、これらの申請が3月19日までにされたというのには相当の疑問が生じる。また、いったん期限内にされたが書類不備があったという当初の申請書(5件分)についても、破棄されており残っていないということである。

要綱上、家庭用廃食用油に関しては期限後の申込みを許容するための例外規定はないのであるから(要綱8条の2参照)、仮に期限を徒過した申込みを認めたとうえで報償金を交付していたとすれば違法となる。現時点で存在する資料からは、報償金の交付が真に要件を充足するものであったかどうか判断できない。

また、書類不備により期限後に再提出されたものについては、上記のとおり宮崎市として当該書類不備の申請書を破棄しているというのであるか

ら、宮崎市においてはその後不備を訂正の上で提出されたものを正式な申請書として取り扱っているように思われる。そうすると、この訂正後の申請書の提出時期が期限を徒過していれば、いずれにせよ期限後の申請と評価せざるを得ないのではないか、という問題もある。

以上をふまえると、当初提出された申請書が正式な申請でありなおかつ期限内のものであったということを、後に確認できるための対策を講じることが相当というべきである。また、仮に食用油を除く資源物に関するのと同様、期限後の申込みであったとしても例外的に認めるのであれば、適宜の内容に要綱を改正するべきである。

【意見 26】

指摘事項 9 で述べたとおり、申込み期限後の申込みに対しては、基本的にその都度決裁伺いがされ各決裁権者の決裁を経て報償金の交付がされている。そうすると、期限後に申込みがされた都度この決裁過程に関わる宮崎市職員が何らかの時間を費やすことになるが、これはきわめて非効率であり、人的資源の有効活用という観点からは改善が望ましい。

申込み期限後の申込みについては、例えば年度末にまとめて処理するなどの工夫があるとよいと考える。

9 資源物持ち去り防止対策事業

(1) 概要

ごみ集積所に排出された空き缶、古紙等資源物の持ち去り行為を防止するために、持ち去り行為を禁止する条例を周知するテント地布を作成し、これを集積所ネットに貼り付ける。その他、資源物の持ち去り行為の監視及び指導等を行う事業である。

(2) 根拠法令等

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則

宮崎市資源物持ち去り行為禁止に係る指導等実施要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	580	540	540
決算額	384	493	506

(4) 実施状況

平成 24 年 4 月に条例が改正され、ごみ集積所からの資源物の持ち去りを禁止し、これに違反した場合に罰金を科すことができるという内容になった。本事業は、この条例改正を契機として開始したものであり、開始時期は平成 24 年である。

テント地布の作成については金額が 50 万円未満であり、契約の方法については随意契約を選択したうえで実施されている。なお、テント地布に記載された文言、デザインについては、平成 24 年以降変更がないとのことである。

資源物の持ち去り事例は実際に発生しており、本事業に基づく監視活動により持ち去り現場を現認したということもある。また、数年間の継続した監視活動の結果、持ち去りが多いと思われる場所もいくつか特定されているようである。

(5) 監査意見

指摘事項や意見に該当するものはなく、おおむね事業目的に沿って適正に事業が実施されていると認められる。

テント地布の文言、デザインについては変更がないということであるが、より印象的な文言等はないかについて検討する余地はありそうである。また、持ち去りが多いと思われるごみ集積所に対しては、持ち去り防止のための布を多数貼るなど、より持ち去りをしにくくするような工夫を検討してもよいと思われる。

10 生活系一般廃棄物の適正排出管理事業

(1) 概要

ア 家庭ごみの適正分別、適正排出を図るため、ごみ収集日程等を周知するカレンダー及びごみ排出方法に関するハンドブックを作成する。

家庭ごみ収集の際に分別方法の誤り等を理由に収集ができないものがあつた場合、当該ごみを排出した市民にこれを周知するためのステッカー、貼り紙を作成する。

イ 家庭ごみ収集作業の効率化及び地域の環境美化を図るため、ごみ集積所ボックスや資源物集団回収用保管倉庫を設置する自治会等の団体に対して、補助金を交付する。補助金の額は設置費用の3分の2以内であるが、以下のとおり金額の上限が設けられている。

・ごみ集積所ボックス

5世帯以上が利用するもの 20,000円

10世帯以上が利用するもの 40,000円

20世帯以上が利用するもの 70,000円

40世帯以上が利用するもの 100,000円

・資源物集団回収用保管倉庫 100,000円

ウ その他、ごみ集積所用の防護ネットを購入しそれを支給する事業も、本事業に含まれる。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金等交付規則

宮崎市財務規則

宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱

宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	26,228	22,470	23,400
決算額	24,234	22,249	23,069

(4) 実施状況

ア カレンダー等の作成

ごみ収集日程等を周知するためのカレンダー作成は、外部委託方式により行われている。受託業者の選定は、指名競争入札を実施した上で決定された。

イ 補助金交付

ごみ集積所ボックス等に関する補助金支給の事業が開始したのは、平成23年度である。その後毎年一定額の補助金交付実績があり、直近5年間の交付額に関する推移は以下のとおりである。

令和2年度	21件	990,000円
平成31年度	10件	519,000円
平成30年度	23件	1,094,000円
平成29年度	7件	402,000円
平成28年度	13件	927,000円

(5) 監査結果

【指摘事項11】

ごみ集積所整備推進事業補助金の交付決定に関する起案用紙において、手書きかつ鉛筆で訂正がされているものがある。

これを許容すれば、例えば決裁印を得た後で誰でもいつでも内容を書き換えることが理論的には可能となる。このような運用は不適切といえるので、基本的には手書きでの修正を認めるべきではない。また、仮に手書きでの修正を認めるのであれば修正箇所にも決裁者が決裁印を押すなど、上記の問題が生じないような措置を講じるべきである。

【指摘事項12】

ごみ集積所ボックス設置にかかる補助金の額については、上記のとおり利用世帯数に応じて上限が定められている。そのため宮崎市は、補助金申請にあたっては利用者名簿の提出を義務付けている。

補助金支給額が上限を超えていないかについて、利用者名簿を参照しながら確認したところ、同じ住所の2名を2世帯とカウントすることで合計10世帯があるものとして10世帯の補助金上限額を支出した事例が存在す

ることが判明した。

この点について担当課へ尋ねたところ、「担当者において、住所は同じであるが別世帯であることを口頭で確認したため支出に問題はない。」という回答を得た。

しかしながら、まず、担当者が別世帯であることを確認したということを確認させるメモ等の疎明資料が存在しない。そのため、適法な支出であったかどうかを確認する資料がないということになる。また、常識的に考えて住所が同じなのに別世帯であるということはあまりないのであるから、これを口頭確認で済ませるとするのは問題があるのではないかと思われる。

このような事例においては、「同一の住所であるが別世帯である。」などの書面による補充を申請者側に求めたうえで、支出に関する決裁を得るのが適当ではないかと考える。

【指摘事項 1 3】

実施要項第 9 条第 2 号に記載された「やむを得えない」は、「やむをえない」または「やむを得ない」の誤記と思われるので、すみやかに改正をするべきである。

【意見 2 7】

同一の集積所にごみ集積所ボックスがすでに設置されている状況において、追加設置にかかる補助金交付を決定した事案が存在する。これについては、要綱上、原則的には補助金交付対象とはならず、「市長が特に認める場合」は例外的に補助金を交付することができるとされている（宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱第 2 条（4））。

この補助金交付決定に関する起案文書を確認したところ、「市長が特に認める場合」の要件を充足するかどうか、という点について具体的事情に関する明確な言及はない。そうすると、交付要綱第 2 条について真に検討した結果交付決定がされたのかという点について疑いが生じるといえる。ただし、担当課へのヒアリング結果によれば、「起案担当者、各決裁者はいずれもこの要件を充足することが必要であることを認識したうえで起案・決裁を行った。」とのことである。

もともと、起案文書にこの例外要件に関する言及がないのに起案担当者

やすべての決裁担当者が例外要件を認識したうえでの判断をしたというのは、一般的には直ちに納得できる説明とはいえない。

今後このような疑義を生じさせないためにも、原則は補助金交付が不可能な事例であるが例外要件をみたす事情があるような場合には、当該例外要件を充足する必要があることについては明確に記載したうえで、当該事例における要件充足の理由を記載した起案及びそれに対する決裁を行うことが望ましいと考える。

【意見 28】

中国語版、韓国語版に翻訳された収集日程カレンダーについて、中国語や韓国語に精通した人物に依頼して検収業務を行ってもらい、これに対し報償費を支出している。報償費の支出に関しては、財務規則 59 条により「支給調書」が必要であるが、本事業において添付されているのは「従事証明書」である。

そうすると、本事業においては「支給調書」が添付されておらず、財務規則上の要件を充足しない支出がされたのではとの疑義が生じる。この点について担当課に確認したところ「過去の運用に従って従事者名、支給額、所得税額、差引支給額を記載し所属長が証明する『従事証明書』を『支給調書』に相当するものとみなして支出を行ってきたが、それが財務規則の要件を充足するものであったとまでは明言できない。」という回答であった。

また、「支給調書」が上記のような「従事証明書」と同視できることを根拠づける規定等はない一方で、支給調書について規則等により定まった様式はないということであった。なお、財務規則上求められている書面と別名称の書面が必要書類として添付されるのは、この「支給調書」の場面がほとんどであるという回答もあった。

以上のことからすると、財務規則が「支給調書」を必要としているのに、あえてそれとは異なる名称の書面を相当する書面であるとして添付する意味は乏しいように思える。無用な疑義を生じさせないという観点からは、今後は財務規則の文言に従い「支給調書」を作成して添付することが望ましいのではないかと考える。

【意見 29】

ごみ収集を実施した際に収集できないごみが存在した場合において、収集ができない旨を周知するためのステッカーに関し、その注意書きをみると、「20 c m以上の缶は金属類」「色付きペットボトルは燃やせるごみへ」「ガス缶・スプレー缶・塗料缶は金属類へ」とあり、語尾が統一されていない。

この点については、すべて「～金属類へ」あるいは「～金属類」などと体裁を統一することが望ましい。

第3 廃棄物対策課の事務事業

1 エコクリーンプラザみやざき新運営体制移行事業

(1) 概要

「エコクリーンプラザみやざき」は、県央市町村の一般廃棄物の広域処理と公共関与による県内全域を対象とした産業廃棄物処理を行うため、県央市町村と財団法人宮崎県環境整備公社が共同事業として平成14年から整備を行ってきたものである。施設の特徴として、焼却施設、リサイクル施設及び管理型最終処分場等を同じ施設内に、一体的に整備することにより処理の効率化を図っている。特に環境保全対策においては、連続高温焼却等の適正な焼却管理、最終処分場からの水質汚濁対策とその管理、公害防止協定の遵守、排出源・環境モニタリングの実施など、適正な施設操業を行っている。

当該事業は令和2年度末に財団法人宮崎県環境整備公社が解散し、宮崎市がエコクリーンプラザみやざきの管理運営を行うため、予算や体制等を含め新たな運営体制への円滑な移行を図るものである。

財団法人宮崎県環境整備公社が解散した理由は、平成25年3月に、宮崎県が県議会において令和2年をめどに公共関与による産業廃棄物処理事業からの撤退を表明したからである。撤退した理由は「県内における産業廃棄物の処理能力不足解消」と、「産業廃棄物処理のモデル施設としての役割を果たしたから」である。また、宮崎市が運営主体となった経緯は、県撤退（財団法人財団法人宮崎県環境整備公社解散）後の一般廃棄物処理について関係自治体で検討委員会が組織協議を行った。その結果、域内で発生する一般廃棄物の約80%は宮崎市より排出されていることに加え、責任体制が明確になること、意思決定が迅速になること等から、自治法に定めのある広域連携の手法のなかから、宮崎市が運営主体となる「事務の委託」を採用した。

公社が解散し宮崎市がエコクリーンプラザみやざきを管理運営することにより、委託範囲の見直し（指定管理者制度の導入含む）等による、エコクリーンプラザみやざきの運営に係る職員数の減少、長期包括契約（15年）による運転管理等業務委託費の縮減及び宮崎市一般財源負担の減が期待さ

れる。

今後は、共用開始から15年を経過した焼却施設を、令和17年度まで良好な管理の下で安定的に稼働させるため、令和3年度から令和6年度までの4年間、基幹的設備改良工事を実施する。実施に際しては、宮崎市の財政負担を軽減するため、循環型社会形成推進交付金（対象事業の1/3補助）を活用する。予算ベース（令和6年度までの継続費を設定）で総事業費84.1億円余を見込んでいる。

（2）財団法人宮崎県環境整備公社から宮崎市への債権債務及び維持管理積立金の引継ぎについて

財団法人宮崎県環境整備公社は令和3年4月1日に解散のうえ債権債務の整理を行う清算法人に移行し、清算事務を行っている。清算終了は令和3年8月31日である。公共料金等を含め、4月1日以降の施設運営に係る経費は宮崎市が新たな契約に基づき費用負担しており、3月31日までの費用等は清算法人が清算するので、財団法人宮崎県環境整備公社から宮崎市に引き継がれる債権債務は存在しない。

また、公社が積み立てていた最終処分場維持管理費積立金は、公社および関係市町が保有する最終処分場の埋め立て容量に基づき費用負担し積み立ててきたため、公社解散に伴い、この負担に応じて関係自治体がそれぞれ債権譲渡を受け、環境再生保全機構への取戻手続きを行った。なお、公社分の最終処分場維持管理積立金は、公社埋め立て分も含めた最終処分場の維持管理を担う宮崎市に譲渡されている。

（3）事業費の推移

（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	—	2,500	1,600
決算額	—	2,143	62,488

※エコクリーンプラザみやざき新運営体制移行事業は、平成31年度より開始のため、平成30年度の予算・決算はない。

(4) 施設の概要

ア エコクリーンプラザみやざき

所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1 ほか
開設年月日	平成 17 年 11 月 1 日
全施設面積	425, 201 m ²
建設費	約 34, 835, 000 千円
施設・設備概要	焼却施設
	リサイクル施設
	管理型最終処分場
	浸出水処理施設
	浸出水調整池
	環境学習・管理棟
	防災調整池

イ エコクリーンプラザみやざき焼却施設

完成年月日	平成 17 年 10 月 31 日
建築面積	10, 624 m ²
延床面積	32, 092 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地下 2 階、地上 6 階
処理能力	焼却炉 579t/日 (193t/日×3 基)
焼却炉形式	全連続焼却式ストーカ炉 (三菱マルチン逆送式)
発電設備	蒸気タービン発電機 (最大発電量 11, 200kw)
設計施工	三菱重工業・竹中工務店・坂下組・柴坂建設特定建設 工事共同企業体
施工管理	日本技術開発(株)

ウ エコクリーンプラザみやざきリサイクル施設

完成年月日	昭和 63 年 10 月 1 日	
建築面積	リサイクル施設	7,273.69 m ²
	ストックヤード棟	1,178.75 m ²
	計量棟	292.25 m ²
延床面積	リサイクル施設	15,002.60 m ²
	ストックヤード棟	1,178.75 m ²
	計量棟	275.00 m ²
建築構造	リサイクル施設	地上 3 階地下 1 階建、S 造、一部 SRC 造、RC 造
	ストックヤード棟	地上 1 階建、RC 造、一部 S 造
	計量棟	地上 1 階建、RC 造、一部 S 造
処理能力	不燃・粗大ごみ	160.8t/5h
	びん類	29.8t/5h
	缶類	34.4t/5h
	PET ボトル	13.8t/5h
	容器包装プラ	27.6t/5h
プラント設備	川崎重工業㈱	
設計施工	川重・飛鳥・松本特定建設工事共同企業体	
施工管理	日本技術開発㈱	

エ エコクリーンプラザみやざき環境学習・管理棟

完成年月日	平成 17 年 7 月 20 日	
建築面積	1,154.7 m ²	
延床面積	2,866.2 m ²	
施設概要	RC 造 地上 4 階：管理施設、展示施設、環境学習コーナー、リサイクル工房	

オ エコクリーンプラザみやざき管理型最終処分場

完成年月日	平成 17 年 6 月 30 日	
埋立面積	54,600 m ²	
埋立容量	577,000 m ³	
遮水工	ベントナイト混合土＋遮水シート 遮水シートモニタリング（電氣的漏水検知法＋水質分析）	
埋立方法	準好気性埋立構造、セル方式	
施工	三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体	
計画・施工管理	日本技術開発(株)	
水処理施設	完成年月日	平成 17 年 7 月 29 日
	浸出水処理能力	205 m ³ /日
	処理方法	凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理、高度処理
	生活排水処理能力	21 m ³ /日
	施工	クボタ・日成東建設特定建設工事共同企業体
	計画・施工管理	日本技術開発(株)
浸出水調整池	完成年月日	平成 17 年 6 月 30 日
	貯留量	約 40,000 m ³
	池構造	プレキャストブロック式地下式浸出水貯留施設
	施工	松本・九州建設・伸東特定建設工事共同企業体
		西條・戸敷・第一特定建設工事共同企業体

(5) 監査結果

【意見30】

エコクリーンプラザみやざきは、公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い、令和3年度から宮崎市が運営主体となったのであるが、設立から既に15年ほど経過しており、破損したものや老朽化した機械等もあると考えられる。統一的な基準による地方公会計マニュアルに「固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな役割を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠である。」と記載されているようにエコクリーンプラザみやざきの運営が効率的に移行されたか、また、適正に行われているか判断するためにも、改めて、固定資産台帳の見直しや消耗品等の台帳を整備されたい。

2 4 町域処分場早期閉鎖事業

(1) 概要

4町域の一般廃棄物埋立処分場（佐土原、田野、高岡、清武）について、早期の埋立完了と閉鎖を図るため、エコクリーンプラザみやざきで発生する埋立物（焼却灰・リサイクル残渣）を4町域の処分場へ運搬し、埋立を行う。あわせて、浄水発生土を埋め立て時の覆土として活用する。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	3,800	6,300	2,800
決算額	3,744	1,399	2,584

(3) 監査結果

【指摘事項14】

焼却灰（主灰）の運搬業務委託（田野）で提出すべき書類のうち、作業前・中・後の写真（作業日、運搬車両ごと）の提出がなかった。

書類等の提出については、仕様書には次のように記載されている。

6 書類等の提出

(1) 業務中

次に掲げる書類を提出し、その都度、発注者の検認を受けるものとする。

ア 業務報告書（四半期ごと）

イ 作業前・中・後の写真（作業日、運搬車両ごと）

ウ 公益財団法人宮崎県環境整備公社が発行する計量書兼領収書

エ その他市が必要と認める書類

今回の提出漏れは仕様書に反するものであり、直ちに対応が求められる。当該不備について、担当課に尋ねたところ「計量証明書や報告書により、運搬料等の業務履行状況は確認できていたが、提出書類の確認不足だったため、今後は添付させるよう改める。」との回答であった。写真等の資料は、当業務が適正に履行されたかを確認するために必要であり、計量証明書や報告書の提出のみをもって業務が適正に履行されたか十分に確認できない。しかしながら、写真等の資料が無いにもかかわらず、当業務に係る業務完了検査調書が作成されており、当調書の「委託履行の良否」の欄に「合格（良）」と記載されていた。

地方自治法には、次のように記載されている。

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

また、地方自治法施行令には、次のように記載されている。

(監督又は検査の方法)

第 167 条の 15

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

仕様書に記載された書類等の提出に不足があり、仕様書に基づいて必要な検査ができないにもかかわらず、業務完了検査調書が作成されたことは、これらの規定に反するものである。書類等の提出不足を改善するだけでなく、監督又は検査体制についても改善すべきである。

3 事業系一般廃棄物適正処理推進事業

(1) 概要

事業所から排出される事業系一般廃棄物の適正処理について指導・啓発を行い、ごみの減量化・資源化を促進する事業である。

(2) 根拠法令等

廃棄物処理法

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	2,355	480	280
決算額	399	109	97

(4) 内容検討

ア 令和 2 年度の当該事業の活動が、宮崎商工会議所ニュース (9 月号) に事業系廃棄物の適正マニュアルを同封するのみであった。担当課に理由を尋ねたところ「令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため研修会等が中止となったが、例年、大規模事業所を対象とした事業系廃棄物処理に関する研修会を実施している。令和 3 年度は、令和 4 年 2 月 25 日に研修会を実施する計画としている。」との回答であった。

イ 当事業が、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進が目的であるから、当マニュアルの作成のみならず、事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し研修会の実施や、飲食店等に対する排出指導について、担当課に尋ねたところ「大規模な事業所については、廃棄物の減量及び再資源化の現状及び今後の取り組みを記入した事業系一般廃棄物減量計画書を提出させ、計画的に事業所に立入調査を行い指導している。また、飲食店等についても必要に応じて個別に指導している。」とのことであった。

(5) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

4 PCB含有安定器処理推進事業

(1) 概要

PCB漏洩による健康被害を未然に防止するため、宮崎市内で使用されているすべてのPCBを使用した照明器具の安定器について処理を推進している。

(2) 根拠法令等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(3) 事業の目的

宮崎市内で使用されているすべてのPCBを使用した安定器について、令和3年3月31日までに処分されたことを確認する。

(4) 予算及び決算額

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	—	7,808	7,860
決算額	—	7,779	7,832

※平成30年度は予算措置無し

(5) 内容検討

ア PCB安定器掘り起こし調査外部委託の入札価格(14,152千円)が、宮崎県(16,407千円)、北海道(15,678千円)、船橋市(10,800千円)と比較して、ほぼ同額又は高額な理由について担当課に尋ねたところ「PCB含有安定器の

掘り起こしは、全国の多くの自治体が業者委託で実施していると考えられるが、その委託内容については各自治体に裁量があるため、委託内容の違いにより委託金額に違いが生じているものと推測される。」との回答であった。

また、「宮崎市の調査については宮崎市が、宮崎市以外の宮崎県内の市町村については宮崎県が調査している。」との回答であった。

イ 調査方法について担当課に尋ねたところ、「PCB 含有安定器の処分を推進するためには、宮崎市内の PCB 含有安定器の残存量を適切に把握する必要があるため、委託事業の中で調査対象者の選定、アンケート調査票の発送及び未回答者へのフォローアップ調査等を行い、PCB 含有安定器の残存量の把握を図った。」との回答であった。

アンケート調査の結果は以下の通りである。

(単位:事業者)

	平成 31 年度	令和 2 年度
アンケート実施数	5,688	5,746
アンケート回答数	1,404	3,065

(6) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

5 災害廃棄物処理対策推進事業

(1) 概要

宮崎市は、平成 17 年の台風第 14 号及び平成 30 年の台風第 24 号において、甚大な被害を受け、災害によって発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に直面し、対応に苦慮した経験がある。災害廃棄物は、宮崎市に処理責任があり、その性質上、処理に膨大な時間を要するものである。そこで、仮置場にていったん仮置きを行い、順次処理を進めていく必要がある。

災害廃棄物処理の迅速化を図るため、自主防災組織向けの説明会を実施するとともに、住民用仮置場の設置場所が決定した団体（600 箇所）に対して必要な資材を配布する。

住民用仮置場の候補地の選定、設置及び運営に向けた準備を平時に行うことで、発災後、迅速な災害廃棄物の処理に移行する。

(2) 事業費の推移

令和2年度に開始した事業である。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	—	—	1,317
決算額	—	—	752

(3) 内容検討

予算額に対して決算額が約半分であることについて、担当課に尋ねたところ、「看板が安く落札されたため執行残が生じた。また、コロナ禍で会議が開催されなかったため等、旅費が執行されなかったことによる。」との回答であった。

(4) 監査結果

【意見31】

災害時の住民用廃棄物仮置場のための資材を購入しているが、令和2年度末を過ぎても、未だ住民用仮置場の選定ができておらず、配布する自主防災組織のリスト化もされていない。また、当該資材等の各防災組織や自治体への配布方法等も決定していない。すなわち、資材等の運用についてなんら決定していないにもかかわらず購入が先行し、在庫として保有している状態である。当該資材について、運用計画の見直しをされたい。

また、災害時に迅速に住民用仮置場を設置することで、災害廃棄物による交通の障害を軽減することが可能となり、災害廃棄物を仮置きすることで、早期の生活再建にも繋がる。また、分別された状態で仮置場に災害廃棄物が排出されることにより、迅速な災害廃棄物処理に繋がることが期待される。そのため、早期に住民用仮置場の選定が行われ、災害によって発生した廃棄物について自主防災組織や地区自治会等との連携が取れるよう準備されたい。

6 佐土原一般廃棄物埋立処理場再構築事業

(1) 概要

宮崎市内の一般廃棄物埋立処理場の効率的な運用により維持管理費の低減を図るため、佐土原一般廃棄物埋立処理場の施設改修を含めた整備を実施する。

(2) 事業の目的

宮崎市内の一般廃棄物処理場 5 箇所全体で見直しを行い、維持管理費を低減する目的で効率の良い運用計画を策定し、事業の見直しを行う。

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	169,500	300,500	428,790
決算額	54,204	249,981	410,986

(4) 内容検討

再構築事業について担当課に尋ねたところ「佐土原理立処理場は平成 2 年に開設され、平成 27 年に、最終処分場の構造基準に合致した施設の改修計画を立案し、調査・設計を実施した。その結果、浸出水処理施設等の増強を行った。」との回答があった。

(5) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

7 たらのき台不燃物処理場ガス安定化事業

(1) 概要

たらのき台不燃物処理場廃止のためには、一定の要件を満たす必要がある。廃棄物性能指針では、2,000 m²に 1 箇所のガス抜き管が目安となっており、当処理場の埋立面積は 95,000 m²であるため、48 本のガス抜き管が必要となる。当処理場では、平成 31 年度までに当指針に必要な 48 本の設置を完了している。しかしながら、一般廃棄物最終処分場の技術上の基準を定める省令では、埋立場の廃止基準について「ガスの発生がほとんど認められないこと、または、ガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと」と定め

ており、令和 2 年 7 年に実施したガスの分析結果では、硫化水素濃度やメタンガス濃度が廃止基準を超過していた。そのため、廃止にあたり 2 年間継続して廃止基準を満たす必要があり、引き続き調査を実施している。

(2) 根拠法令等

廃棄物性能指針

一般廃棄物最終処分場の技術上の基準を定める省令

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	30,000	19,500	3,560
決算額	29,994	15,725	2,035

(4) 内容検討

ア 仕様書に、「基準値超過及び異常値が判明した場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと」と記載しているが、異常値が出た場合には、どのような対応及び指示をしているのか担当課に尋ねたところ「メタン等は廃掃法上の廃止基準値を超過しており、測定結果の判定後には速やかに電話連絡を受けている。なお、異常値とは過去の測定結果と比べて著しく乖離した数値が検出された場合における当該測定値であるが、現在までそうした事例がないため、指示等は行っていない。」との回答であった。

イ 測定場所 42 箇所すべて、7 月 20 日、7 月 21 日の晴れた日に測定完了している。仕様書には「可能であれば曇りの日にすること」と記載しており、測定期間も 7 月から 9 月までであるのに、晴れた日にすべて完了している。当該理由について担当課に尋ねたところ「曇りの日に測定すると、高濃度ガスの発生が確認されるとの文献があるため『可能であれば曇りの日にすること』としているが、天気予報等を考慮して、日程調整のうえ測定している。なお、晴れの日に測定していても大きな支障はないと考える。」との回答であった。

(5) 監査結果

指摘事項及び意見は特になし。

8 不燃物埋立場維持管理費事業

(1) 概要

廃棄物の適正処理を図るため、宮崎市内の一般廃棄物処理場に不燃物とエコクリーンプラザみやざきで発生する焼却灰・リサイクル残渣の埋立及び覆土を行うとともに、浸出水処理施設の適切な維持管理を実施している。

(2) 根拠法令等

印紙税法

消防法

宮崎市公有財産規則

宮崎市財務規則

宮崎市文書規定

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	151,590	151,180	165,200
決算額	136,897	139,712	145,133

(4) 各施設の概要等

ア 宮崎市萩の台不燃物埋立場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市大字広原字竹増迫 7055
開設年月日	昭和 43 年 1 月
埋立終了	昭和 63 年 9 月 30 日
施設廃止	平成 14 年度

(イ) 収支実績

①収入

(単位：千円)

項目	収入額	内容
使用料及び手数料	1	雑入
計	1	

②支出

(単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	14,327	需用費	3,235
		役務費	31
		委託料	11,061

(ウ) 搬入実績

項目／年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
搬入量 (t)	0	0	0
搬入台数 (台)	0	0	0

(エ) 施設の経緯

平成 18 年 4 月 1 日に、跡地利用施設として「萩の台公園」が開園。汚水処理施設は現在停止している。

元の埋立場敷地内に降った雨水が土壤に浸透し、しみ出してきた水を一旦貯留して水中の土砂等を自然に沈殿させ、にごりを除去した後の上澄みを近隣の河川に放流している。なお、放流に必要なポンプ等の設備は稼働している。

イ 宮崎市たらのき台不燃物埋立場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市大字細江字時雨西迫 5560 番地 5	
開設年月日	昭和 63 年 10 月 1 日	
敷地面積	208,000 m ²	
埋立面積	95,000 m ²	
埋立容量	1,384,000 m ³	
建設費	2,442,000 千円	
浸出水処理施設 (現在停止中)	処理能力	535 m ³ /日
	処理方法	生物処理(回転円板) + 凝集沈殿 + 高度処理
	総事業費	603,838,000 円
	設計	(株)日水コン
	施工	吉原建設(株)、三菱電機(株)、オルガノ(株)

(イ) 収支実績

① 収入

(単位：千円)

項目	収入額	内容
使用料及び手数料	42	行政財産目的外使用料
計	42	

② 支出

(単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	56,240	需用費	31,170
		役務費	21
		委託料	25,050

(ウ) 搬入実績

項目/年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
搬入量 (t)	0	0	0
搬入台数 (台)	0	0	0

(エ) 施設の経緯

昭和 63 年 10 月 1 日 開設

平成 17 年 6 月 エコクリーンプラザみやざき開業に伴い、一般ごみの
搬入終了

平成 19 年 3 月 下水道接続（浸出水を下水道放流）

平成 29 年 5 月～平成 30 年 1 月 ガス安定化事業業務委託

平成 30 年 1 月～令和元年 9 月 ガス安定化事業工事

ウ 佐土原町一般廃棄物埋立処理場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市佐土原町西上那珂 3378 番地	
開設年月日	平成 2 年 4 月 1 日	
敷地面積	52,000 m ²	
埋立面積	20,000 m ²	
埋立容量	123,000 m ³	
建設費	754,062 千円（当初） 449,556 千円（再構築）	
浸出水処理施設	処理能力	256 m ³ /日（66 m ³ /日（当初）+190 m ³ /日（再構築））
	処理方法	生物処理＋凝集沈殿＋急速濾過活性炭＋消毒処理
	設計施工	(株)西原環境衛生研究所（当初）
	設計施工	三菱化工機(株)（再構築）

(イ) 収支実績

①支出

(単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	19,956	需用費	3,776
		役務費	4
		委託料	16,176

(ウ) 搬入実績

項目／年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
搬入量 (t)	1	1	1
搬入台数 (台)	1	2	6

(エ) 施設の経緯

平成 2 年 4 月 供用開始

平成 27 年 6 月～平成 29 年 12 月 再構築業務委託

平成 28 年 10 月～令和 3 年 3 月 再構築事業

エ 田野町一般廃棄物最終処分場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市田野町乙 2003 番地 1	
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日	
敷地面積	36,066 m ²	
埋立面積	4,493 m ²	
埋立容量	16,185 m ³	
建設費	1,070,106 千円	
浸出水処理施設	処理能力	30 m ³ /日
	処理方法	カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋高度処理＋消毒処理
	設計施工	(株)クボタ

(イ) 収支実績

①収入

(単位：千円)

項目	収入額	内容
使用料及び手数料	4	行政財産目的外使用料
計	4	

②支出

(1) (単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	21,629	需用費	5,670
		役務費	27
		委託料	15,932

(ウ) 搬入実績

項目／年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
搬入量 (t)	937	457	500
搬入台数 (台)	150	111	113

(エ) 施設の経緯

平成 15 年 4 月 供用開始

オ 高岡町一般廃棄物最終処分場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市高岡町上倉永 1207 番地 32	
開設年月日	平成 18 年 4 月 18 日	
敷地面積	10,689 m ²	
埋立面積	2,210 m ²	
埋立容量	8,300 m ³	
建設費	760,929 千円	
浸出水処理施設	処理能力	4 m ³ /日
	処理方法	生物処理＋凝集沈殿＋高度処理＋消毒処理
	設計	(株)環境工学コンサルタント
	施工	JFC エンジニアリング(株)

(イ) 収支実績

①支出

(単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	11,338	需用費	703
		使用料及び賃借料	3
		委託料	10,631

(ウ) 搬入実績

項目／年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
搬入量 (t)	0	0	0
搬入台数 (台)	0	0	0

(エ) 施設の経緯

平成18年4月 供用開始

平成21年 中間覆土実施 (1,070 m³)

オ 清武町一般廃棄物最終処分場

(ア) 施設概要

所在地	宮崎市清武町今泉甲 4212 番地 2	
開設年月日	平成13年4月1日	
敷地面積	56,168 m ²	
埋立面積	10,000 m ²	
埋立容量	54,000 m ³	
建設費	1,303,680 千円	
浸出水処理施設	処理能力	60 m ³ /日
	処理方法	生物処理＋凝集沈殿＋高度処理＋消毒処理
	設計	国際航業㈱
	施工	大林・山本建設工事共同企業体

(イ) 収支実績

①支出

(単位：千円)

項目	支出額	内容	内訳
維持管理費	21,643	需用費	2,760
		役務費	31
		委託料	18,853

(ウ) 搬入実績

項目／年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
搬入量 (t)	1,966	760	932
搬入台数 (台)	342	173	214

(エ) 施設の経緯

平成 13 年 4 月 供用開始

(5) 各施設の維持管理業務委託

宮崎市たらのき台不燃物理立場、宮崎市萩の台不燃物理立場、高岡町一般廃棄物最終処分場、田野町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場については、A 者に施設の維持管理業務を委託している、

佐土原町一般廃棄物最終処分場については、B 者に施設の維持管理業務を委託している。

それぞれの委託業務の詳細は以下のとおりである。

ア たらのき台污水处理場外維持管理業務委託

(ア) 委託業務内容

- ① たらのき台污水处理場の維持管理業務 一式
- ② たらのき台污水处理場の雨水槽及び沈砂池、調整槽浚渫 一式
- ③ 田野町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ④ 高岡町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ⑤ 清武町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ⑥ 萩の台污水处理場の維持管理業務 一式
- ⑦ 別添、業務委託仕様書による

(イ) 委託費

42,790,000 円

(ウ) 契約方法

- ① 随意契約
- ② 随意契約の理由

施設を維持管理するため法的に必要となる一般廃棄物最終処分場技術管理者（萩の台は除く）、乙種第4類危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者、浄化槽管理士などの資格を有し、施設の運転と維持管理を適正に遂行できる業者は限られる。

たらのき台は昭和63年、萩の台は平成4年、高岡及び田野は平成18年、清武は平成23年より本業務を受託しており、施設及び業務内容を熟知しているため、プラントメーカーからの運転指導等の経費が削減できる。

維持管理業務の実施に関して、相当の経験と十分な技術力及び職員体制を有しているため、適正かつ円滑に業務が遂行され、緊急時の対応も迅速に行える。

イ 佐土原町埋立処理場維持管理業務委託

(ア) 委託業務内容

- ① 佐土原町一般廃棄物埋立処理場の維持管理業務 一式
(内容は、業務委託仕様書による)

(イ) 委託費

13,714,800 円

(ウ) 契約方法

- ① 随意契約
- ② 随契理由

施設を維持管理するため法的に必要となる一般廃棄物最終処分場技術管理者、乙種第4類危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者などの資格を有し、施設の運転と維持管理を適正に遂行できる。

平成2年4月から維持管理業務を継続して受託しており、施設及び業務内容を熟知しているため、プラントメーカーからの運転指導等の経費が

削減できる。

浸出液処理施設の維持管理業務の実施に関し、相当の経験と十分な技術力及び職員体制を有しているため、適正かつ円滑に業務が遂行され、緊急時の対応も迅速に行える。

(6) 監査結果

【指摘事項 1 5】

「萩の台汚水処理場 No. 1 電動流入弁修繕に係る工事請書」の印紙について、当該請書には 400 円の印紙が添付されている。請負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 1,000,000 円のため、本来添付する印紙は 200 円である。当該誤りについて、担当課に尋ねたところ「契約相手方が添付した印紙について、還付の案内をしたが、そのままよいとの報告を受けたため本請書を使用した。」との回答であった。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとして金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の添付が義務付けされている。

請負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 1,000,000 円のため印紙税は 200 円であるので、印紙税の還付の手続きを行い、適正な印紙を添付するよう受注者に指導するべきである。

【指摘事項 1 6】

各施設を現地調査し、備品台帳一覧に記載してある物品を確認したところ、以下のものが検出された。

- ア 破損し使用できなくなっているもの（折りたたみ机、いす、キャビネット、台車等。閉鎖した施設や使用していない部屋等に長期間放置されていたため、虫食いや錆、紫外線劣化により、使用できなくなっていた。）
- イ 施設の使用停止などにより使用しなくなった機材（水質検査機や水分計、PH 計等。宮崎市萩の台不燃物理立場や宮崎市たらのき台不燃物理立場では、施設を廃止しているため、検査機等の使用しないのだが、そのまま放置されていた。）
- ウ 必要以上の数量を所有しているもの（長机、会議用椅子、ロッカー等。

閉鎖した施設又は使用していない部屋などに放置されており、施設での使用数をあきらかに超えていた。）

エ 備品シールの記載内容に誤りがあるもの（キャビネット、小型特殊自動車等。備品台帳に記載されているが備品シールが貼られていないもの、清武町一般廃棄物最終処分場に所在しているが、佐土原町一般廃棄物最終処分場と所在が記載されている等）

オ 宮崎市萩の台不燃物埋立場の物置は、鍵を紛失していたため扉の開閉ができず、中の確認ができなかった。受注者及び担当課も、物置の開閉ができない事実について調査当日まで把握していなかった。

備品の管理について、担当課に尋ねたところ「直近では、令和元年9月27日～10月1日に各施設の備品について照合を行っており、現状把握を行っている。」とのことであった。しかしながら、備品等の現状把握が適正に行われているとはいえない。なぜならば、破損しているのであれば放置されずに適正に処分されているはずであり、また、使用可能な備品や過剰な備品等があれば、他の施設での使用等を検討するはずである。

宮崎市公有財産規則には次のように定めてある。

（公有財産管理上の注意義務）

第16条

部長等は、その管理する公有財産について、常に現状を把握し、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 公有財産の維持、保存及び使用の適否
- (2) 貸し付け又は使用させた公有財産の使用状況
- (3) 貸付料又は使用料の適否
- (4) 土地については境界標の設置状況
- (5) 公有財産の増減とその証拠書類との符合状況
- (6) 公有財産と登記簿又は登録簿、公有財産台帳及び関係図面との符合状況
- (7) 公有財産台帳記載事項の適否

担当課が常に状況を把握しておらず、公有財産管理上の注意義務を怠っているため当規則に反する。特に、閉鎖されたままの倉庫については、早急に

修繕し倉庫内を検査すべきである。倉庫内に何が入っているが分からないまま放置されていることは、非常に大きな問題である。併せて、倉庫が開閉できない等、施設の異常を長期間把握できなかった件について、原因を調査し、今後発生しないよう改善しなければならない。

また、受託者の備品等の管理について仕様書には次のように記載してある。

(支給・貸与物件等)

第 19 条

受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりである。

(2) 貸与物件

- ア 構内電気設備
- イ 保守点検用具、備付工具、工作機器
- ウ 完成図書
- エ 保安規定
- オ その他発注者が必要と認めたもの

2 受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

3 受注者は、これらの物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、もしくは現状復旧（原文ママ）しなければならない。

受注者が備品等の破損を放置しており、また、それらを効率的、経済的に使用していないため、仕様書に反する。

本来であれば、破損した物品等については、受注者が原状復旧しなければならないが、担当課の管理不足でもあるため、すべてが受注者の責任ではないと考えられる。各施設の備品等について、今後の施設の使用状況等を勘案し見直しをすべきである。

【指摘事項 17】

薬剤や予備品等、物品の管理について、受入数量及び払出数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。

また、現場視察時には購入後長期間にわたって使用していないと推察され

る薬剤等や、まだ使用可能な予備品等が散見された。

長期間にわたって使用されていない薬剤等について、各施設の業務従事者に尋ねたところ「いつから保管されているか、何が保管されているか、どれくらいの量が保管されているか不明であり、また、今後使用することも無い。」との回答であった。また、使用可能な予備品については「汚水処理施設の交換部品だが、施設が廃止しているため今後使用することはない。」との回答であった。

宮崎市から支給される物品に関しては、必要に応じて帳簿を作成し、一定の期間ごとに実地棚卸をすべきであったと考えられる。帳簿を作成することで物品の数量や過不足、減耗等を把握することができ、また、棚卸を行うことで、帳簿上の在庫数量と実数の差異を調査し、使途不明の有無の把握が可能となる。同時に在庫数量と実数を一致させることにより、帳簿の正確性が保てる。さらに、棚卸を実施することで、要不要の判断を行うことができるため、売却または廃棄を適正に行うことができる。

薬剤や予備品等の扱いについて仕様書には次のように記載してある。

(支給・貸与物件等)

第 19 条

受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりである。

(1) 支給物件

ア 電器、ガス、水道

イ 各種薬剤

ウ 予備品、消耗品、補修原材料

受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

各種薬剤や予備品、消耗品等が倉庫に長期間にわたって使用されず放置されている状態は、適正に管理、使用されていないため仕様書に反する。また、薬剤等が長期間放置されることは安全面においても問題がある。当薬剤等については、早急に処分などの対応をとるべきである。また、今後使用見込みのない予備品等については、売却等を検討すべきである。

【指摘事項 18】

委託業務報告書や日報、発注書等の書類の管理について各施設を現地調査したところ、直近3年程度の書類は整理及び保存されていた。しかしながら、それより古い書類については、倉庫や空き部屋に、段ボール等に入れて積上げられる等、適正に管理されていなかった。業務従事者に文書の保存等について尋ねたところ「直近3年分くらいは管理しているが、それ以前のものについては、把握していない。」とのことであった。受注者の当該文書に係る取り扱いについて、担当課に尋ねたところ「これらの書類は、宮崎市に提出された文書の控えであり、宮崎市文書規程に指定される文書でないため、施設にある文書については宮崎市の管理対象外であり、取り扱いについては受注者に一任している。」との回答であった。

施設等の使用について、仕様書に次のように記載されている。

(支給・貸与物件等)

第19条

受注者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりである。

(3) 施設等の使用

① 運転管理に必要な各室、事務室、詰所、更衣室等

2 受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

施設内において、空き部屋等に書類を段ボール等に入れて放置していることは、物件を適正に管理、使用しているとは言い難く、仕様書に反する。当該文書は、宮崎市の管理対象外ではあるが、重要な文書であるため、書類を段ボール等に入れて放置するのではなく、書棚や倉庫に年度別に並べるなどの整理を行い、古い文書については処分する等、施設等を効率的、経済的に使用するよう指導すべきである。

【指摘事項 19】

宮崎市は、平成18年1月に佐土原町、田野町、高岡町と合併し、さらに平成22年3月に清武町と合併したのだが、合併前の契約、協定等に関する文書等が、なんら処理が行われることなく放置されていた。担当課に尋ねた

ところ「合併前の旧佐土原町等の文書は、宮崎市の管轄になると思われるが、どのように扱うかは今後検討する。」とのことであった。

文書の保存期間及び破棄について宮崎市文書規程には次のように定めてある。

(文書の保存期間)

第 33 条

文書の保存期間の区分（以下「文書保存区分」という。）は、30年、10年、5年、3年及び1年とする。

2 文書の保存期間は、文書保存区分表（別表第2）を基準として、所管する課長等が定めるものとする。

(文書の破棄)

第 35 条

文書主任は、保存期間の経過した文書について、破棄予定表に破棄予定日その他の必要な事項を記入し、総務法制課長の合議を受けて廃棄するものとする。ただし、引き続き保存する必要があるときは、期間を定めて保存することができる。

旧佐土原町等の文書は、当然宮崎市が保有する文書となり、宮崎市文書規程の効果が及ぶものである。別表第2によれば、契約、協定等に関する文書等については、重要なものを除き、保存期間が5年となっている。合併前の文書については、当期間を明らかに超過しているため、当規程に基づいて適正に処分等を行うべきである。

【指摘事項20】

宮崎市たらのき台不燃物理立場を現場視察したところ、現在停止している浸出水処理施設内の一角に机、棚、備品等を設置し事務所として使用していた。当施設には当初より事務室を含む管理棟があるが、長期間使用されておらず、机や書類が散乱している状態であった。

施設の業務従事者に理由を尋ねたところ「当処理場は、平成17年に一般廃棄物の持ち込みが終了し、現在は雨水調整槽のみが稼働している。点検や管理業務が主に雨水調整槽及びその付近に係るものである。雨水調整槽が当事務室のある管理棟からは距離があり、仕事の効率が悪いため、当事務室の

使用を止め、雨水調整槽に隣接する当処理施設の一角を簡易的な事務所として使用している。」とのことであった。また、停止した処理施設の一角を受注者が簡易的に事務所として使用していることについて、宮崎市の担当課に是非を確認したところ「当該使用を容認している。」との回答であった。

宮崎市公有財産規則には次のように定めている。

(公有財産管理上の注意義務)

第 16 条

部長等は、その管理する公有財産について、常に現状を把握し、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 公有財産の維持、保存及び使用の適否
- (2) 貸し付け又は使用させた公有財産の使用状況
- (3) 貸付料又は使用料の適否
- (4) 土地については境界標の設置状況

また、仕様書には次のように記載してある。

(支給・貸与物件等)

第 19 条

受注者が業務履行のために必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(3) 施設等の使用

ア 運転管理に必要な各室、事務室、詰所、更衣室等

2 受注者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

3 受注者は、これらの物件等の紛失、破損等または物件の不適切な使用があった場合には、受注者の責任において補充し、もしくは現状復旧(原文ママ)しなければならない。

事務室を含む管理棟の使用を受注者自らの判断で止め、停止した処理施設の一角を事務所として使用することは、公有財産の使用が適正に行われておらず、公有財産管理上の注意義務違反に該当する。また、同じ理由で施設が不適切に使用されているため仕様書にも反する。

また、管理棟を長期間使用していないためか、施設内が所々破損し、各室

(台所、浴室、便所等)は機能していなかった。そのため、宮崎市が公有財産について常に現状を把握しているとはいえず、公有財産の維持、保存について注意しているとは言い難い。一般廃棄物の持ち込みが終了し施設のほとんどが停止しているとはいえ、公有財産として登録されているのであれば、適正に管理・運営されるべきであるし、用途の変更又は廃止をするのであれば、宮崎市公有財産規則に基づき、適正な手続きをとるべきである。

さらに、停止しているとはいえ、機械や処理装置、パイプ等は稼働していた当時と変わらずそのまま設置されている。そのため、劣化等によりいつ崩れ落ちるかわからない状況の中、机等を設置し事務作業等を行うことは安全面の観点からも問題がある。

仕様書には次のように記載してある。

(責任者等の職務及び資格)

第6条

責任者等の職務及び必要な専門知識等は、次のとおりとする。

- (1) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。

安全を考慮せず、施設を使用することは、当仕様書に反している。

できるだけ早期に、簡易的に使用している事務所を整理し、仕様書に記載されているように原状復旧を行い、事務室がある管理棟を使用すべきである。

【指摘事項21】

各施設を現地調査したところ、使用済みのタイヤや破損した機材、ドラム缶等の産業廃棄物が乱雑に放置されていた。施設の業務従事者に尋ねたところ「当該産業廃棄物は、長期間放置されているものであり、現在のところ使用又は処分する予定は無い。」との回答であった。

仕様書には次のように記載してある。

(保守点検)

第16条

受注者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕

様書に基づいて、実施すること。

2 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受注者が責任をもって補充しなければならない。

業務上排出される産業廃棄物については、一般に搬入される廃棄物同様適正にそして適時に処分されるべきである。

また、仕様書には次のように記載している。

(責任者等の職務及び資格)

第6条

責任者等の職務及び必要な専門知識等は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。

産業廃棄物が長期間放置されていることは、事故、火災等の防止の観点からも問題があり、仕様書に反している。

特に、廃棄物の管理を司る環境部の施設内に、産業廃棄物が放置されている状況は望ましくないため早急に改めるべきである。

【指摘事項22】

たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託について、平成28年度包括外部監査報告書において、次のように監査意見が述べられている。

(意見38)

本件は、随意契約の方式による委託業務であるが、その委託理由は上記のとおり、業者が限られる点、すでに何年にもわたって委託業務を行っているため、内容を熟知し緊急時の対応も可能というものであった。

しかし、今回の照会に対する担当課の回答に依れば、実際に同様の資格を有している業者として3者あるということであり、随意契約とする理由にはなり得ない。

また受注業者がこれまで長きにわたって同事業を請け負ってきた点については、市の基本指針における留意点の項目の中に、「外部委託を開始

した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了時に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもあることから、マニュアル化した上での引継ぎを義務化する等、適切なマネジメントが必要となる。」と記載されているとおり、1者に対する長期随意契約の弊害と認識されるべきであって、決して、その1者を選定する積極的理由付にはなり得ない。よって、当委託業務については、随意契約の要件を再検討の上、可能な限り競争入札による契約方式を採用されたい。

※平成 28 年度包括外部監査報告書 P96 上段（抜粋）

また、平成 15 年度包括外部監査において、随意契約について次のように指摘している。

随意契約で業者選定するときには、例えばごみ収集運搬業者（41 社）に打診し、他社が辞退するなど明らかに上記業者しかいないなど履行可能な者が 1 社しかいないことが客観的に証明されたものか、その確認方法について具体的に記述した資料を整備すべきである。

※平成 15 年度包括外部監査報告書 P23 下段（要約）

当指摘に対し、宮崎市は「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書にある措置状況」で次のように公表している。

（措置状況等）

今後、随意契約理由書とは別に、業者選定について具体的に記述した資料を整備しておくこととした。

当該委託業務は、長期間 1 者に対する随意契約の方式に依るが、①随意契約時に要件などを再検討したか、②他の業者についての調査や比較は行ったか、③業者選定について具体的に記述した資料を整備しているかを担当課に尋ねたところ「過年度から令和 2 年度まで随意契約理由書以外の資料は作成していない。」との回答であった。

平成 28 年度の包括外部監査において、当該随意契約について検討及び改善するよう監査意見が述べられているが、なんら検討されておらず、改善もされていなかった。また、平成 15 年度に指摘され、宮崎市が当該指摘事項

に対する措置を公表しているにもかかわらず、現在に至るまで当該措置が講じられていない。

当委託契約は、当初とは異なり施設の状況等が大幅に変化している。そのため、要件や業務内容の再検討を行い、改めて他の業者について調査や比較を行うべきである。

また、平成 15 年度に指摘されているように、随意契約で業者を選定する場合には、随意契約理由書とは別に業者選定について具体的に記述した資料を整備すべきである。

【指摘事項 2 3】

各施設を現場視察したところ、指定された検査日を超過した消火器が放置されていた。

消防法には次のように定めてある。

第 17 条第 1 項

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で、政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

第 17 条の 3 の 3

第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による消火器の点検は、機器点検により、6 か月に 1 回以上行うもの（平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号、平成 22

年 12 月 22 日消防庁告示第 24 号) とされており、消火器が相当期間放置されていることは、当消防法に反する。

また、仕様書には次のように記載してある。

(責任者等の職務及び資格)

第 6 条

責任者等の職務及び必要な専門知識等は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない

当該消火器の放置は、関係法令を遵守しておらず、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めていないため、仕様書に反している。当消火器について、直ちに適正な点検等が行われるべきである。また、今後、消火器の放置等を防ぐために、各施設の防災に係る点検等の見直しを行うべきである。

【指摘事項 2 4】

各施設の小型特殊自動車等の重機は、道路を走行するための登録ナンバーを取得しておらず、専ら施設で使用されていることから、その動力源に使用する軽油の引き取りについては課税されない(以下、「免税」という。)にもかかわらず、当免税が考慮されていない価格でたらのき台汚水処理場外維持管理業務委託に係る委託費が算定されていた。

宮崎県は軽油引取税について次のように説明している。

軽油引取税の免税制度について

特約業者や元売業者から軽油を引き取った(購入した)場合は、1 リットルにつき 32.1 円の軽油引取税が課税されますが、船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油や、農業を営む者が動力耕うん機の動力源に供する軽油など、法令で定められた特定の事業者が特定の用途に使用する軽油の引き取り(購入)は、一定の要件を満たした場合、軽油引取税が免除されます。

この軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」といいます。

免税の用途一覧

対象となる事業者（使用者）	対象となる用途等
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	
<p>19 廃棄物処理事業を営む者 （産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、中小事業者等のみ。ただし、一般廃棄物処分業との兼業などにより、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と一般廃棄物を同じ機械で処分する場合は例外あり。）</p>	<p>廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

※宮崎県ホームページより抜粋

当委託費算定において、軽油が1ℓあたり141.53円で算定されていた。そのため購入予定量1,436ℓが389,000円（千円止め）で直接経費（積上げ分）に加算されていた。軽油引取税1ℓあたり32.1円の免税を考慮するのであれば、141.53円から32.1円が控除された109.43円で算定されるべきであり、直接経費（積上げ分）は157,000円（千円止め）となるべきであった。

宮崎市は委託契約等における軽油価格について、軽油を使用する作業については個別に免税となるか否かを検討し委託費を算定すべきである。

【指摘事項25】

田野町一般廃棄物最終処分場を現地調査し、施設従事者のタイムカードを確認したところ、施設従事者2名のうち1名の退勤が16時台となっている日が複数あった。施設従事者に尋ねたところ「病院があるため、早退した。」とのことであった。また、早退について担当課に尋ねたところ、「勤務者は日報で確認しているが、勤務者の早退等、勤務時間については把握していない。」とのことであった。

勤務体制について、たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託計画書には、

次のように記載している。

田野町一般廃棄物最終処分場業務

○勤務体制

終日 2 名勤務とする。

※応援体制は委託業務に支障をきたさない様にする。

また、勤務時間について、たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託の特記仕様書には次のように記載している。

(勤務時間)

第 8 条

勤務時間は月曜から金曜までの週 5 日とし、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(1) 祝日については勤務しないものとする。

(2) 年末年始期間中は 0.5 日×2 回を通常勤務とする。また長期休暇 (5 月 2 日～5 月 6 日) 期間中は 0.5×1 回を通常業務とする。

施設従事者 2 名のうち 1 名の退勤が 16 時台であることは、終日 (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで) 2 名勤務していないため仕様書に反する。早退等により勤務人数に減少が生じる場合には、早退時から午後 5 時 15 分までは代替りの者が勤務すべきである。

また、受注者が作成する日報には勤務時間や早退、遅刻等を確認する項目がない。

契約履行の確保について地方自治法に、次のように定められている。

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認 (給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。) をするために必要な監督又は検査をしなければ

ならない。

また、地方自治法施行令には、次のように定められている。

(監督又は検査の方法)

第 167 条の 15

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

担当課が、勤務時間について把握していないことは、契約の履行を適正に検査しているとはいえず、地方自治法に反する。

地方自治法施行令に定めるように、宮崎市は契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて検査をしなければならない。そのため、受注者から提出される日報により適正な検査が行えないのであれば、日報の改善を行うよう求め、適正な検査を行うべきである。

【指摘事項 2 6】

エコクリーンプラザみやぎきの開設により、清武町一般廃棄物最終処分場等へのごみの搬入は大幅に減少している。そのため、各施設は、当初予定していた埋立期間の大幅な変更を余儀なくされている。例えば、高岡町一般廃棄物最終処分場では、当初の計画では埋立期間が平成 18 年度から平成 32 年度の約 15 年間であったが、令和 18 年度まで延期することとなっている。当施設は埋立後に体育館やテニスコート等、様々な用途に使用する予定であった。

これらの施設の計画的な運用について、担当課に尋ねたところ「大まかな運用計画は行われているが、搬入量等、細かい数字は決定していない。」とのことであった。これらの処分場は、前述している維持管理費だけでなく、施設の老朽化に伴う修繕費等もかかる。そのため、エコクリーンプラザみやぎと連携し、ごみの毎月の搬入量等を詳細に設定する等、各施設の計画的な運用を図るべきである。

【指摘事項 27】

宮崎市公有財産規則において、火災保険への加入について次のように定められている。

(火災保険への加入)			
第 15 条			
部長等は、取得した公有財産のうち火災保険に加入する必要があると認められるものについては、火災保険への加入を総務部長に要請しなければならない。			
2 部長等は、火災保険に加入した公有財産について、加入内容に変更が生じたときは、その都度変更内容を総務部長に通知しなければならない。			

宮崎市萩の台不燃物埋立場、宮崎市たらのき台不燃物埋立場、佐土原町一般廃棄物埋立処理場、田野町一般廃棄物最終処分場、高岡町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場の各施設は共済保険の対象となっている。この保険は、共済責任額に基本基率を乗じて支払額が決定されるのであるが、共済責任額の評価額は、主に再調達価格を基礎としている。各施設の付保の状況は、次の表のとおりである。

ア 宮崎市萩の台不燃物埋立場

物件用途	延床面積 (㎡)	建築価格 (万円)	再調達価格 (万円)
汚水処理施設	181	7,060	13,484
事務所	119	8,135	11,470
倉庫	8	16	68

イ 宮崎市たらのき台不燃物埋立場

物件用途	延床面積 (㎡)	建築価格 (万円)	再調達価格 (万円)
管理事務所	145	2,678	3,534
倉庫	19	183	241
計量棟	38	867	1,144
自転車置場	24	161	212
浸出液処理施設	1,677	9,154	11,900

ウ 佐土原町一般廃棄物埋立処理場

物件用途	延床面積 (㎡)	評価基本額 (万円)	再調達価格 (万円)
管理棟	60	792	902
計量棟	16	216	248
破碎機倉庫	80	473	539

エ 田野町一般廃棄物最終処分場

物件用途	延床面積 (㎡)	評価基本額 (万円)	再調達価格 (万円)
浸出水処理施設	606	57,750	66,990
管理棟	220	4,044	4,650
前処理機械棟	40	1,260	1,436

オ 高岡町一般廃棄物最終処分場

物件用途	延床面積 (㎡)	建築価格 (万円)	再調達価格 (万円)
処理場	2,795	48,539	56,305

カ 清武町一般廃棄物最終処分場

物件用途	延床面積 (㎡)	評価基本額 (万円)	再調達価格 (万円)
浸出水処理棟	453	28,326	34,274
管理棟	54	1,288	1,571
機材倉庫	390	840	1,016

(建物総合損害共済契約台帳より記載)

損害共済での評価額を再調達価格とする理由は、施設に損害が発生した場合に新しく建て直すこと等を目的としているものと考えられる。宮崎市萩の台不燃物埋立場及び宮崎市たらのき台不燃物埋立場は、現在は浸出水処理施設のみが稼働しており、事務所、倉庫、自転車置場はほとんど使用していない。その他の処分場についても、エコクリーンプラザみやぎきの開業に伴い、搬入されるごみの量は当初より大幅に減少したうえ、施設の利用も大幅に減少している。そのため、施設に損害が発生した場合でも、改めて建て直したりすべきでないと考えられる。したがって、これらの施設については、今後の使用状況を勘案し、加入の見直しを行うべきであり、また、再調達価格の評価額を見直す等により保険料の減額を検討すべきである。

【意見 3 2】

宮崎市では、地方公会計の導入に伴い財務書類の補助簿として、固定資産台帳を整備している。当台帳について監査したところ、総務省から公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」における「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいて適正に作成されていないと考えられる。例えば、宮崎市たらのき台不燃物理立場は平成 17 年度の「エコクリーンプラザみやざき」の開業に伴い、施設が閉鎖され、管理事務所を使用していないにもかかわらず、現在に至るまで、通常の償却が行われている。また、佐土原町一般廃棄物最終処分場、田野町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場についても、使用せず陳腐化した機械や破損した備品があるにもかかわらず、それぞれ適正に簿価に反映されていない。

固定資産台帳は、統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいて求められる台帳であり、その整備の目的は参照①のとおりである。また、当マニュアルでは、減価償却・耐用年数について参照②のとおり記載してある。

当マニュアルが示しているように、固定資産は、地方公共団体の極めて大きな役割を占めており、地方公共団体の財政状態を正しく把握するためには、正確な固定資産の情報が不可欠である。そのため、破損した備品や陳腐化した固定資産がある場合には、除却等を行い、タイムリーに固定資産台帳に反映させる必要がある。また、現在使用していない施設や、今後使用する見込みのない施設については、耐用年数の見直し等を行い、当マニュアルに準拠した適正な固定資産台帳を作成し、活用されたい。

参照①

II 固定資産台帳の整備目的

2 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は 1 年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、統一的な基準では、その現在高は

貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。

3 現行制度上、各地方公共団体では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握等を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、全ての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。

4 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな役割を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

5 今後、全ての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間業者による PPP / PFI 事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとします。

6 さらに、固定資産台帳は、総務省が策定及び見直し・充実を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設などの総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。

7 このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となります。

8 また、前述のとおり現行制度における各種台帳については、その目的や構

造等において固定資産台帳との相違点も多くありますが、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます。

9 特に、主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等については、固定資産台帳と内容が重複する部分も多く、相互の整合性を保持し、効率的な管理を図るためにも、例えば資産番号等を共有してリンクさせることが望まれます。

10 なお、企業会計が随時、基準等の改定を行っていることと同様に、公会計の理論及び実務についても、今後一層進展していくものと考えられる中で、その時々々の状況に応じて、これまでの議論も踏まえた上で、本手引きの内容も充実・改善を図っていく予定です。

参照②

IV 減価償却・耐用年数等

42 償却資産については、毎会計年度減価償却を行うものとし、減価償却は、種類の区分ごとに定額法によっておこなうものとし、なお、開始時の道路、河川及び水路に係る減価償却については、実務的には、例えば、道路資産の構成部分ごとの把握が困難な場合もあることから、簡便的な減価償却の方法として、道路等の類似した一群の資産を一体として総合償却するような償却方法を許容することとします。

43 取替法については、今後の検討課題とし、当面は適用しないこととしますが、その有用性等を検証する観点から、既に取替法を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。

44 償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度期首における取得価格等に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とします。

45 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省第15号。以下「耐用年数省

令」といいます。)に規定されている耐用年数に従うこととし、具体的には、「別紙3」及び「別紙4」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。

46 償却資産の減価償却について、上記耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができます。

(1) 当該固定資産の材質または製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常材質または製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこと

(2) 当該固定資産の存する地盤が隆起し、または沈下したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

(3) 当該固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

(4) 当該固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

(5) 当該固定資産が通常修理または手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

(6) その他(1)から(5)までに掲げる事由に準じる事由により、当該固定資産の使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いことまたは短いこととなったこと

【意見33】

各施設を現地視察したところ、国庫補助金事業実績報告書や施設完成図書、工事契約書等の文書が、机や棚などに施錠されずに保管されていた。当文書は、機密文書又は重要な文書に該当すると考えられる。

各施設では、一般のごみの搬入を行っており、測量業者や修理業者等も施設を訪れている。また、施設は1人若しくは2人で管理しており、ほとんどの業務を事務所外で行っている。そのため、盗難防止等の観点から、これらの報告書等を保存する場所については、施錠をする等の措置をとられたい。

【意見 3 4】

たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託では、各処分場の維持管理業務を行っている。当業務には施設周辺管理業務があり、施設内清掃及び草刈りを随時行うこととなっている。しかしながら、受注者以外の業者に対して施設内外の草刈業務等を委託している。各施設の草刈業務を、複数者に分け委託している理由について、担当課に尋ねたところ、「草刈範囲や作業内容が違うため。維持管理業務（当委託）の草刈は施設周辺の軽微なものを指し、除草業務（他者へ委託）の草刈は広範囲のものである。また、危険な場所についても維持管理業務外の業者に別途委託している。」との回答であった。草刈業務のうち、その他の業者に委託する業務は次のとおりである。

ア 宮崎市萩の台不燃物埋立場

萩の台汚水処理場除草業務委託	1,045,000 円
萩の台汚水処理場周辺草刈業務委託	979,000 円
合計	2,024,000 円

イ 宮崎市たらのき台不燃物埋立場

たらのき台不燃物埋立処理場造園管理業務委託	1,980,000 円
たらのき台不燃物埋立場周辺草刈業務委託	2,453,000 円
たらのき台不燃物埋立処理場外草刈業務委託	2,453,000 円
たらのき台不燃物埋立処理場埋立地内草刈業務委託	1,045,000 円
合計	7,931,000 円

ウ 田野町一般廃棄物最終処分場

田野町一般廃棄物最終処分場除草業務委託	440,000 円
---------------------	-----------

エ 高岡町一般廃棄物最終処分場

高岡町一般廃棄物最終処分場周辺草刈業務委託	497,200 円
-----------------------	-----------

オ 清武町一般廃棄物最終処分場

清武町一般廃棄物最終処分場草刈業務委託	550,000 円
清武町一般廃棄物最終処分場伐採業務委託	220,000 円
合計	770,000 円

担当課に対するヒアリングの結果、軽微なものや広範囲なものについて、

作業面積や伐採対象等の何かしら基準が定められているわけではなく、危険な場所についても、何かしら指標があるわけではなかった。施設内及び施設周辺の草刈業務を一定の範囲で区分し、複数の業者に分けて委託する明確な理由や基準はなく、当初からの委託内容を踏襲しているのみであった。宮崎市たらのき台不燃物埋立場や宮崎市萩の台不燃物埋立場は、埋立場の閉鎖に伴い関連施設が閉鎖しており、利用者がいないにもかかわらず、草刈業務内容は閉鎖以前と変わっていない。また、田野町一般廃棄物最終処理場、高岡町一般廃棄物最終処理場及び清武町一般廃棄物最終処分場においては、エコクリーンプラザみやざきの開業に伴い、搬入される不燃ごみの量が当初より大幅に減少し、利用していない施設があるにもかかわらず、業務内容は変わっていない。

これらの施設の草刈業務等については、設立当時から大幅に変化した施設の利用状況等を勘案し、草刈範囲や委託内容について検討されたい。

また、閉鎖された施設の観賞用等の庭木は必要でないと考えられる。田野町一般廃棄物最終処理場等についても、当初に比べ施設の利用状況が大きく変化しており、現在ある観賞用等の庭木も、すべて必要でないと考えられる。これらの施設については、庭木の伐採等を行うなどにより、定期的に必要な剪定に係る委託費の軽減について検討されたい。

9 旧焼却設備維持管理事業

(1) 概要

稼働停止をした焼却施設の維持管理及び施設周辺の環境保全を図るために適正な管理を行う事業で、具体的には破損箇所の修繕や草刈、機械整備などの委託業務であり、事業費は南部環境美化センターと佐土原清掃センターの合計である。補助金等助成がないため、財源確保が難しく、解体の見通しが立ってないため引き続き適正な管理を行う。

(2) 根拠法令等

南部環境美化センター機械整備業務委託実施要綱
宮崎市財務規則

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	6,670	6,554	6,770
決算額	6,846	6,372	6,054

(4) 監査結果

【指摘事項 28】

南部環境美化センター機械整備業務委託について

実施要綱第 3 条で、「受注者は施設等の警備計画書を策定し、提出するものとする」とあるが、提出がされていなかった。宮崎市は受注者に対し、確認作業を怠らず受注者への指導を徹底すべきである。

【指摘事項 29】

南部環境美化センター周辺草刈業務委託について

随意契約の理由は、「受注者は南部環境美化センターの維持管理業務のうち、施設周辺の草刈を行っており、地区住民がこの業務に参加することにより廃棄物処理施設への理解を深め、施設周辺の環境美化の促進を目的としている。また、草刈箇所をより良く把握しており、危険箇所を熟知しているため、効率的かつ安全に履行できる」としている。

以上の理由により受注者に委託しているが、随意契約とする理由にはならない。地区住民はこの受注者でなくとも参加可能であり、草刈箇所をより良く把握していることは、専門的な能力に該当するとは言い難い。業務も仕様書には専門技術を要する業務を除く簡易な草刈業務とあり、従って随意契約から競争入札への移行を検討されたい。

【意見 35】

南部環境美化センター機械警備業務委託における長期継続契約の導入について

「長期継続契約」とは、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく契約のことである。

通常の契約は、単年度ごとに締結するのが原則だが、この長期継続契約は

各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができるのが特徴である。

長期継続契約に該当する契約としては、これまでは電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約のほか、不動産を借りる契約があったが、地方自治法の改正により、条例で定める契約についても該当するようになった。

宮崎市ではこの地方自治法の改正を受けて、平成24年に「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を設定し、平成25年4月1日から施行している。

新たに該当することになった契約は以下の通りである。

- ア 物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、規則で定めるもの。
- イ 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結しなければ当該役務の提供を安定的に受けることに支障を及ぼすおそれのあるもののうち規則で定めるもの。

宮崎市財務規則でアは複写機を借り入れる契約で5年以内の契約期間、イは機械設備等の保守及び管理に係る業務委託に関する契約で、3年以内の契約期間と定めている。

長期継続契約は契約期間が複数年となるため、受注者は長期的視野に基づいたサービス供給が可能となり、宮崎市も契約期間中安定したサービスを享受できるようになる。

落札者は原則として競争入札により決定するため、従来の見積り合わせに比べ、公正性及び競争性が高まる。

さらに宮崎市が毎年行っている契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されることになり、効率的な事務運営ができるようになるという効果が見込める。

制度の運用については他の自治体では、受注者が常駐しない場合は非常事態や故障等に即応するとの要件が付されるため、導入しないケースが見られた。この要因としては、要件該当性の判断基準が不明瞭であるため、導入の判断が難しいことや対象とならない委託契約を長期継続契約にしてしまうリ

スクを避けるため、導入に対し慎重にならざるを得ないことが考えられる。

南部環境美化センター機械整備業務委託について、導入が適切であるか疑問が残るため、具体的でかつ詳細な判断基準を示されたい。

さらに今後、長期継続契約に係る運用指針やチェックリストを有効活用し最少経費でさらなる効果を挙げるための制度の拡充を検討されたい。

【意見 3 6】

委託料支払額の分別について

本業務に係る委託料につき、委託契約書第 14 条で「発注者が受注者に支払う委託料について別表（1）の通り 5 回払いとする」とあるが、支払計画としている 5 回とも金額が異なっている。これは、第 1 期と第 4 期は草刈業務が法面であるため、人件費が高くなるので、支払いを多くしていると思われるが、宮崎市側の都合により委託料の支払額を時期によって増減させたとの疑問を抱かせる契約内容である。委託契約書に、実績に応じて支払うもしくは均等払いにする等を明示されたい。

【意見 3 7】

設計額の設定について

設計については当該業務に係る費用が積算されることになっているが、受注者の支払いは賃金としての人件費のみである。今まで賃金により受注者に草刈業務を依頼しており、令和 2 年度より賃金廃止となり委託での契約としているが、内容は引き続き賃金としての人件費のみとなっている。これは設計書との整合性がないと考えられる。実績積算を細かにを行い、翌年度の契約価額に反映させていただきたい。

【意見 3 8】

南部環境美化センター造園管理業務委託について

委託契約書第 2 条において、委託業務の履行期間は令和 2 年 5 月 29 日から令和 3 年 3 月 12 日までとなっており、受注者が提出した計画工程表も令和 3 年 3 月 12 日まで作成されている。

しかし、受注者の業務完了届は令和 2 年 12 月 8 日となっており、履行期間は令和 2 年 5 月 29 日から令和 3 年 3 月 12 日になっているが、12 月以降

の工程表のパトロールは未履行となっている。

宮崎市は、造園業務内容が下木剪定と除草が終了時点で業務完了だとするならば、計画工程表の見直しをし、委託契約書の日付にも注意されたい。業務検査命令書には、履行期間着手は令和2年5月29日、完了は令和2年12月8日となっているので、何をもって完了なのか誤解のないよう担当者によるチェック機能を強化されたい。

10 産業廃棄物適正処理推進事業

(1) 概要

産業廃棄物処理業等の申請について適正な審査を行う。また、市民及び事業者へ産業廃棄物の適正処理について理解を深めてもらい、不適正処理を防止することを目的としている。

事業内容としては、廃棄物関係会議への参加や産業廃棄物処理施設の現地確認、産業廃棄物適正処理パネル展示業務委託、産業廃棄物排出事業者講習会委託等である。

(2) 根拠法令等

廃棄物処理法

宮崎市環境基本条例

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	990	1,063	470
決算額	1,345	770	355

(4) 監査結果

【意見39】

排出事業者を対象とした講習会について、参加率の改善に取り組まれない。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
開催案内数（通）	505	722	487
受講者数（名）	83	205	85
参加率（％）	16.8	28.3	17.4

宮崎市では、産業廃棄物を排出する全ての事業者を対象に、毎年10月頃に産業廃棄物の適正処理推進のための講習会を開催している。参加状況については開催案内数に対し受講者数の参加率は低いものとなっている。

産業廃棄物を排出する全ての事業者は、廃棄物処理法により産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者（産業廃棄物処理業者）に対して産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託契約通りに産業廃棄物が処理されたことを確認するなど様々な業務が定められており、誤った対応により責任を問われることもある。

当該講習会は、排出事業者が産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を事業者へ直接説明するチャンスであり、参加率が上がるように積極的な参加を促す対策を講じる必要があると考える。

また、廃棄物処理法第12条には、「国・都道府県及び市町村は廃棄物の排出抑制及び適正処理に取り組むよう意識の啓発に努めなければならない」と定められている。

市民の意識啓発のためのパネル展は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったが、平成31年度に2日間開催した際にはブース来場者の合計が713名であった。その際のアンケートでは、家庭や職場で取り組みたいエコ活動として、分別やエコパークの使用、食品ロスを減らすなどの意見が出ており、廃棄物の排出抑制や適正処理に関する市民の意識啓発につながったと考えられる。アンケート結果を受けて、産業廃棄物排出事業者講習会の受託者とも協議を行い、さらなる内容の改善、拡充を図りたい。

【意見 40】

産業廃棄物排出事業者講習会業務の委託契約書について、消費税等の表記について訂正していただきたい。

委託契約書第3条（委託業務の委託料の消費税等の表記）について、受注者が免税事業者であるという観点から消費税等の記入額を0円としていると思われるが、当該委託業務は課税取引であるため、相手が免税事業者であったとしても、0円の表記ではなく、一もしくは税込と記入していただきたい。記入方法の参考例は下記のとおりである。

- ア 業務委託料金額欄に次の金額（落札金額）を記載
- （ア）消費税の課税業者：入札金額+入札金額の10%（消費税及び地方税）
 - （イ）消費税の免税業者：入札金額+入札金額の10%
- イ 消費税及び地方消費税額の記載
- （ア）消費税の課税業者：入札金額の10%を記載
 - （イ）消費税の免税業者：「（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）」を削除（又は見込消し、二重線）する。

今後令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには、令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となる。

インボイス制度においてどのような影響があるかを考えてみると、課税事業者においては仕入先が免税事業者の場合、その仕入先から交付された請求書は適格請求書（インボイス）に該当せず、消費税の計算において仕入税額控除ができなくなってしまう。そこで、課税事業者として登録してもらうか、他の課税事業者を探すということになる。

反対に免税事業者においては、インボイスの発行を依頼され、それに応じるならば消費税の課税事業者になる必要がある。

なお、登録を受けるか否かは事業者の任意である。

また経理業務においては、請求書への記載項目が多くなることから、これ

まで使っていた請求書のフォーマットの変更を余儀なくされたり、システムを使っている場合は設定変更も必要になってくる。

委託契約書作成についても記入方法の検討が必要になる。

他にも、税額の控除ができる対象が課税事業者のみであるため、税額の計算式が大幅に変更される。消費税の申請業務の変更が非常に複雑になってしまうという影響が出てくる。

1 1 産業廃棄物処理監視指導等事業

(1) 概要

廃棄物処理法等に基づき、産業廃棄物処理事業者の適正処理を常時監視し、不適正な処理等が確認された場合には行政指導等を行うことを目的とする。

事業内容としては、廃棄物監視員 6 名（会計年度任用職員・警察OB 5 名、民間出身 1 名）が、産業廃棄物処理事業者、一般廃棄物処理事業者及び排出事業者等による不適正処理現場について、午前と午後に巡回監視・立入検査を行っている。パトロール内容としては、新規及び未解決の不適正処理事案並びに不法投棄事案の現場確認と写真撮影、産業廃棄物処理事業者への立ち入りや野外焼却苦情の初動捜査を行う。

巡回監視については、監視員 6 名（2 名×3 班）が市内の 3 地区（A 班：北部、B 班：西部、C 班：南部）に分かれて、公用車 3 台を使用して各地区の監視パトロールを実施している。さらに最終処分場の水質検査及び焼却施設の排ガス等に含まれるダイオキシン類の測定も実施している。

(2) 根拠法令等

廃棄物処理法

廃棄物処理法に基づく行政処分等実施要綱

宮崎市廃棄物監視員設置要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	4,039	3,819	3,913
決算額	3,917	3,089	3,597

(4) 監査結果

【意見 4 1】

パトロール業務の内容を記載した監視業務日誌の指導状況等の欄にある「経過観察」「指導済」「その他」の判断基準については、廃棄物監視員業務マニュアルにも宮崎市廃棄物監視員設置要綱にも記載がなかった。それぞれの判断基準をマニュアルに入れ、「その他」という区分ではなく明確にした方が不法投棄対策には有効だと考えられる。

監視員業務日誌の指導状況等の「経過観察」のその後の経過について、特記事項に若干のコメントがあるが、「前回の状況と変化はない」というケースが多く見受けられた。しかしながら、そのことについてどう対処していくのかということを確認に記載することでパトロールの有効性を検証するとともに早期解決にもつながるものとする。よって、その後の経過を記載することにも重点を置いていただきたい。

産廃・不法投棄実態調査表を見ると、未解決事業として、令和 2 年度時点において把握している産業廃棄物の不法投棄の件数は 29 件あり、主に不法投棄されている廃棄物は木くずやコンクリート、廃プラ、冷蔵庫、テレビといった家電製品やタイヤ等がある。未解決となっている理由としては、地権者死亡により原状回復が行われないうままとなっている事案や原因者（法人）消滅及び地権者行方不明により建設廃棄物が処分されずに放置されている事案などがあるが、5～10 年以上経過しているものが多い。また、所在地も佐土原町、田野町、清武町に集中しており、このような長期未解決にならないよう対策を講じる必要があると考えられる。特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど早期解決や悪化防止を図っていただきたい。民間委託業者と連携しながら、不法投棄野外焼却多発地帯への監視パトロールを強化するとともに防犯カメラの設置や看板の設置など

早急に検証されたい。

(参考)

不適正処理に係る苦情相談受付件数

(単位：件)

年 度	不法投棄			野外焼却		計	不適正保管	その他	合 計
	産 廃	事業系 一 廃	生活系 一 廃	産 廃	一 廃				
平成 30 年度	2	4	350	4	89	449	6	57	512
平成 31 年度	2	6	342	5	93	448	0	45	493
令和 2 年度	2	6	424	8	63	503	1	67	571
平 均	2	5	372	6	82	467	2	56	525

産業廃棄物処理事業者への立入検査件数

(単位：件)

年 度	収集運搬	中間処理施設	最終処分場	計
平成 30 年度	1,310	797	193	2,300
平成 31 年度	1,241	733	155	2,129
令和 2 年度	1,276	769	166	2,211
平 均	1,276	766	171	2,213

排出事業者等への立入検査件数

(単位：件)

年 度	事業者	ミニ処分場	焼却施設等	計
平成 30 年度	3,184	63	137	3,384
平成 31 年度	3,113	61	163	3,337
令和 2 年度	3,013	55	185	3,253
平 均	3,103	60	162	3,325

廃棄物監視員パトロール

(単位：件、日)

年 度	延べ件数	延べ日数	1 日平均
平成 30 年度	5,649	564	10.0
平成 31 年度	5,595	547	10.2
令和 2 年度	5,440	532	10.2

【意見 4 2】

公用車のドライブレコーダーの搭載について

令和 2 年度に、廃棄物監視員の不法投棄パトロール中の公用車の棄損に係る事故が 5 回発生していた。交通事故の防止については、日頃から防衛運転や安全運転等を実践し、交通ルールを遵守されたい。

公用車にドライブレコーダーを搭載しているか、担当課に尋ねたところ、「監視員の公用車には搭載していない。」との回答であった。

ドライブレコーダーは、交通事故発生時に加害者の特定や妥当な過失割合の確定といった役割が期待される。他の自治体でも監査人が公用車にドライブレコーダーを搭載するよう提言しているところが増加している。

また、不法投棄監査パトロールに使用される車両については、ドライブレコーダーはパトロール時に不審者、不審車両等を発見した際の証拠保全という副次的役割を有するものであり、有効性は非常に高いと考える。

近年、公用車のドライブレコーダーの映像を犯罪や交通事故の捜査に役立てようと、都城市と都城警察署が協定を結んだ。協定書によると「犯罪や交通事故が発生した際、署から市に法令に基づく依頼があれば、公用車に設置されたドライブレコーダーの映像の提供に市は協力する」としている。

宮崎市においては、平成 31 年度より公用車に順次ドライブレコーダーを搭載しているとのことである。廃棄物監視員の不法投棄パトロール中の公用車については、令和 4 年度、令和 5 年度に搭載される予定であるが、当該公用車の利用頻度が高く事故も多発しているため、早急な搭載を求めたい。

【意見 4 3】

宮崎市行政処分の対応について

宮崎市は、産業廃棄物処分業を営んでいた会社（以下、「事業者」という）の産業廃棄物処分業の全部停止（10 日間の停止命令）をしている。

事業者に関する違反事実の発覚から行政処分までの経緯は次の通りである。

令和元年 9 月 18 日、焼却炉付近から焼却臭がするとの通報があり、廃棄物監視員が現場へ立入検査をしたところ、野外焼却を行っていることを確認した。事業者は木の板が付着したコンクリート片、廃プラスチック類を焼却

処分していた。事業者は自ら産業廃棄物を処分する場合には「産業廃棄物処理基準」に従い処分しなければならないが、これは当該基準に適合しない方法だったため、これは廃棄物の焼却禁止違反行為に該当するものであった。

同年9月19日、事業者を呼び出し、事実確認を行った。

同年10月24日、野外焼却の常習犯の疑いもあることから、虚偽の報告等に罰則がある報告徴収を行った。

令和2年2月26日、産業廃棄物法第14条の3の規定により、産業廃棄物処分業の停止を命じた。

当該事業者は過去の経緯において、平成28年9月、無許可営業で解体工事によって発生した木くずを焼却したことから、平成28年11月4日付けで警告書を交付されている。その後、平成29年3月22日から産業廃棄物処分業の許可を受けているが、その事実を確認するには至っていないものの、野外焼却が疑われる通報や市民からの苦情を受けている。

産業廃棄物処分業に対する行政の規制権限が環境保全にあることを考えると、今回、違反事実が発覚してから行政処分に至るまで長いと言わざるを得ず、また事業者の過去の経緯から判断しても、産業廃棄物処分に関する事業者の規範意識の欠如が強く疑われるものである。従って、このような行政処分の結果にならないよう随時指導に注力され、違反発覚から行政処分に至るまでも速やかな対応を図り、さらには行政処分後も再発防止のための監視業務の徹底に従事されたい。

【意見44】

焼却施設等ダイオキシン類分析測定業務について

	設計額（円）	落札額（円）	検体数	落札率（％）
平成30年度	2,374,920	1,998,000	19	84
平成31年度	1,647,000	1,485,000	13	90
令和2年度	2,795,100	1,980,000	22	71

3年分の推移をみると、検体数が増加したもののかなり低い価額で落札されており、低すぎて適正な事業が不可能になりかねない。さらにこの事業は、6者の指名競争入札で落札されているが、1者だけ他の5者と比べ安値になっている。このような受注は事業の質の低下を招くだけでなく、労働者への

しわ寄せなども招く恐れがある。根本的には、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で健全な競争が行われるよう措置を講ずるべきだと考える。

地方自治法第 234 条第 3 項で「予定価格の制限の範囲内で最低価格者を契約の相手方とするものとする。ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、次順位者と契約することができる」と定められていることも考慮し、失格判断基準価格等の数値的判断基準を導入し、入札価格の総価又は積算内訳項目に対して基準を設定し、その基準に該当した場合は他の調査を実施することなく失格としている自治体もあるので検討されたい。

1 2 ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業

(1) 概要

ぼい捨てによるごみの散乱が街の景観を損ねる一因となっていることから、平成 10 年 4 月に宮崎市の中心部（橋通と高千穂通及びその周辺地区）を空き缶等散乱防止モデル地区に指定し、国際観光都市にふさわしい美しい都市を実現するために、その啓発に取り組んできた。

しかし、依然としてぼい捨てごみが見受けられることや、路上喫煙が歩行者に与える危険性を考慮し、平成 19 年 4 月から「宮崎市ごみのぼい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」を施行し、市内全域でごみのぼい捨てを禁止するとともに、公共の場所での喫煙について一定の制限を加えることとした。

特に条例により指定した「美化推進区域」、「路上喫煙制限区域」（以下、「制限区域」という。）では、同年 6 月から環境美化監視員が定期的に巡回を行い、ごみのぼい捨てや指定喫煙所以外の喫煙について監視指導を行っている。また、同年 12 月からは指導に従わない者に対しては、過料を徴収することとしている。なお、条例施行以降、過料徴収の実績はない。

条例の周知については、制限区域であることを示す路面標示シートを 41 箇所に設置しているほか、監視員が環境美化監視員であることを明示するシールドバンド等を着用し、散乱ごみの回収等を行うことによって啓発活動に努めている。

(2) 根拠法令等

ごみのぼい捨て防止及び公共の場所における喫煙制限に関する条例

(3) 事業の目的

清潔で美しいまちづくりを推進し、快適で安全な生活環境を確保する。

(4) 事業費の推移

(単位：千円)

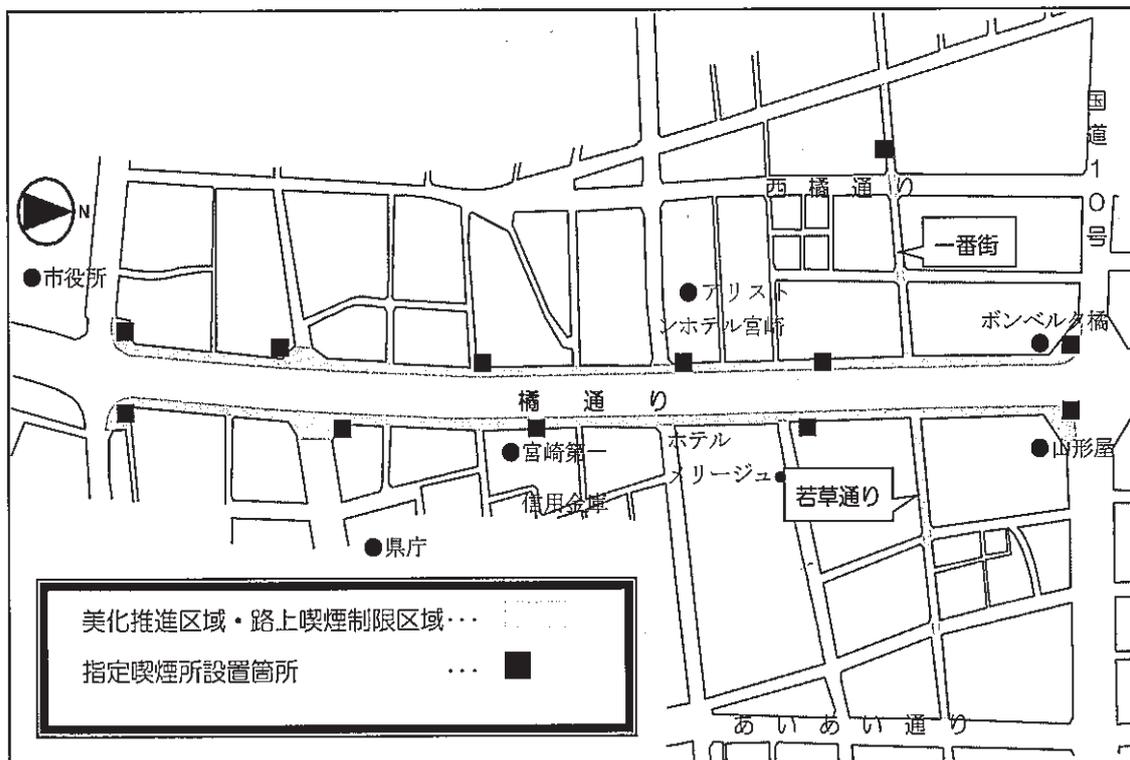
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	1,049	1,390	1,370
決算額	1,048	1,174	1,192

(5) 指導件数

(単位：件)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
路上喫煙	357	276	181
ぼい捨て	10	7	6
合計	367	283	187

(6) 制限区域図



(7) 監査結果

【指摘事項30】

業務実施報告書について、現在、受注者による自己申告形式となっており、申告内容を裏付ける証拠等の添付までは求めている。当報告書には、回収したごみの量（たばこの吸い殻、可燃ごみ、プラスチック製容器包装等）の記載はあるが、作業内容や写真、その他の報告は無かった。担当課に尋ねたところ、「散乱ごみの回収量測定や指定喫煙場所の清掃について、その他の方法によって適正に行われたか否かは確認せず、自己申告形式の報告書のみをもって、業務完了としている。」との回答であった。

業務内容について、仕様書には次のように記載してある。

4 業務内容

(1) 水曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く。）の午前中（作業時間は3時間とする。）に指定区域において、道路上の散乱ごみ及び指定喫煙所（灰皿）のたばこの吸い殻（以下「散乱ごみ等」とする。）を回収し、指定喫煙所の清掃を行うこと。

(2) 回収した散乱ごみ等を市が支給する指定ゴミ袋に入れて、市が指定する場所まで運搬すること。

当自己申告形式の報告書には、回収されたごみの量しか記載していないため、清掃が適正に行われたか、指定ゴミ袋に入れて運搬されたか等は確認できない。

地方自治法には、契約の履行の確保について次のように定めてある。

(契約の履行の確保)

第 234 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

当自己申告形式の報告書のみでは、業務内容の適正な履行を確認できず、また、宮崎市による検査も十分に行われていないため、当規定に反する。

本事業が適正に履行されたか検査するために、客観的に確認できる写真等の資料を必須とし、担当者が申告内容を適正に検査できる体制とすべきである。

【意見 4 5】

受注者から提出された業務実施報告書のうち「散乱ごみ回収業務（ごみ量調査）報告書」について、誤った数字を塗りつぶしてあったり、大きくバツと記載してある等不適切であった。また、報告書の脇に落書きがあったり、収集量の合計が誤っている等適正に作成されていないものが散見された。

仕様書に記載された報告書の一部であるため、修正などを含め適正に作成するよう、受注者に指導されたい。

【意見 4 6】

路上喫煙制限区域内には、現在、指定喫煙設置個所が 12 箇所あるが、灰皿及び看板が設置されているのみである。このままでは、他の歩行者との接

触による火傷や、吸い殻の不始末による火災の危険、また、さらなる路上ばい捨てにつながり、街の美観を損ねかねない。そのため、例えば植栽やプランターなどで周辺を囲む等の対策を検討されたい。

1 3 不法投棄未然防止事業

(1) 概要

自然環境や景観の保全と循環型社会への取り組みを推進するため、宮崎市民や事業者等と連携し、廃棄物不法投棄の未然防止を図っている。

宮崎市内全域における不法投棄物について、不法投棄常習地区の監視パトロールや回収業務を民間事業者に委託するとともに、宮崎市民等からの申請に応じて不法投棄禁止の看板支給等を行い、不法投棄の未然防止対策を講じている。

(2) 根拠法令等

廃棄物処理法

不法投棄防止パトロール業務実施要領

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	24,260	25,378	27,915
決算額	24,228	25,375	27,474

(4) 監査結果

【意見 4 7】

不法投棄防止パトロールについては民間事業者に委託しているが、その業務内容は

- ア 不法投棄物の調査（投棄者の調査）
- イ 投棄者に対する適正処理の指導
- ウ 不法投棄多発地域のパトロール
- エ 不法投棄物の回収
- オ 不法投棄実績報告書の作成

であり、調査班 2 名（1 班）で年間 243 日対応と収集班 4 名（2 名 2 班）で

年間 219 日の勤務に取り組んでいる。

この民間事業者への当委託業務は、随意契約により長年に渡って委託されている。従って、不法投棄防止パトロール業務について熟知しているのは、委託先の現場担当者である。

今後の不法投棄防止パトロール業務については、平成 28 年度包括外部監査において、「宮崎市の担当課が事業の有用性、効果ある仕様書について現場担当者の意見を聴取し参考にすることが必要である」という監査意見が述べられている。

その後の経緯を担当課に尋ねたところ「受託者とは適宜、意見交換等を行いながら、委託業務の内容について見直し等を行ってきている。」ということだが、パトロールコースを若干変更したり、夜間パトロールの強化を図ったりしているだけで、業務内容の見直しはほとんどなく、具体的な対策に発展してはいない。

不法投棄実績報告書は、受注者が仕様書に基づく受託業務を確実に実施したことを報告させるための書類としてだけでなく、不法投棄の防止に繋がるよう有効活用し、委託業務の内容の見直しや意見交換に役立てていただきたい。

令和 3 年度より、より効果的なパトロールとなるよう受注者の現場担当者と宮崎市職員による合同パトロールを実施するなど新たな取組みが行われており、その効果を期待したい。

【意見 4 8】

高額な委託料のほとんどが受注者の人件費で構成されているので、同業他社の単価実績等を比較検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性を検証されたい。

不法投棄防止パトロール業務実施要領では、民間事業者は定期パトロール以外にも住民に対する啓発や指導等の業務があり、宮崎市もこれまで独自に宮崎市民への不法投棄未然防止の啓発等のために、不法投棄禁止の呼びかけや自治会等への不法投棄禁止のチラシ配布などの取組みをしている。今後さらに、受注者と宮崎市各部局等と連携を図れる体制を整備し、宮崎市民への啓発活動や地元警察との連携による不法投棄追跡の実施、不法投棄常習地区

への看板支給や監視カメラの設置を仕様書の業務内容に追加し、パトロール業務のみならず幅広い業務を積極的に行うことを検討されたい。またこれらの業務による限られた予算の中での費用対効果を再検証されたい。

【意見 49】

宮崎市は監視カメラの設置については令和2年度当初予算において、ダミーカメラの購入費を計上していたが、今後、土地所有者等と協議しながら不法投棄の状況に応じてダミーカメラの設置が必要と判断した場合に順次設置する予定としている。また不法投棄物を撤去しても繰り返し不法投棄が行われる場所や地域で大切にしている場所については、ダミーカメラではなく動画撮影可能なカメラ（本物）を設置するよう地元から強い要望等が挙げられている（市議会常任委員会においても監視強化を求める意見あり）。繰り返し行う悪質な不法投棄者を特定し、適切な指導等を行うためには、証拠資料としての記録が必要であり、警察との連携強化を図る上でも動画撮影機能があるカメラの導入が必要との判断に至っている。

宮崎市としては、原則的には、まずはダミーカメラを設置して不法投棄の抑制を図っていきたいと考えているが、なかなか改善の見られない場所や地域からは監視体制の強化を求められており、一層の強化が必要であると判断した場所については、本物のカメラを設置することとしたいということである。

この対応として、事前に具体的な設置場所や利用方法等が決定されていないうちに、期末にカメラの購入実績があるが、現状では限られた予算の中で設置箇所の調査及び管理者との協議に時間を要しており、詳細決定なく本物のカメラを購入することは再検討されたい。

【意見 50】

監視カメラ購入に関し、担当課は見積書をいくつかの業者から取っているが、最も見積金額の低い業者から購入していなかった。その理由を尋ねたところ「参考として見積りを取得したが、契約課が執行する中ではその業者を指名業者として取得していない。」という回答を得た。限られた予算の中で最も見積金額の低い業者から購入することが妥当と思われる。契約課と協議の上、検討されたい。

1 4 資源物処理事業

(1) 概要

資源物の適正処理を行うため、エコクリーンプラザみやざきに持ち込まれた使用済乾電池や使用済蛍光灯の運搬及び処分を委託している。

またプラスチック製容器包装等は、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者へ引き渡し、資源化を実施している。

(2) 根拠法令等

容器包装リサイクル法

業務実施契約書覚え書(特定事業者負担分)

業務実施契約書覚え書(市町村負担分)

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	17,000	12,900	15,300
決算額	10,793	13,917	14,031

(4) 実施状況

ア 缶・びん・金属類

平成 3 年 5 月に民間業者が宮崎市たらのき台不燃物埋立場内に宮崎市リサイクルセンターを開設したのを機に、缶・びん・金属類の資源物の回収を開始した。開設当初は、宮崎市たらのき台不燃物埋立場へ搬入された燃やせないごみの中から、缶・びん・金属類を回収し資源化を行っていたが、平成 3 年 10 月からは 88 か所のモデル地区において資源物回収を開始している。平成 4 年 4 月には市内全域を対象に月 1 回「資源の日」を設定して本格的な分別収集を開始し、平成 5 年 4 月には「資源の日」を月 2 回に変更している。なお、金属類については平成 17 年 7 月のエコクリーンプラザみやざき開設に伴い、収集効率の観点から燃やせないごみとの混載にて回収している。また、選別や圧縮などの中間処理は宮崎市リサイクルセンターに委託して行ってきたが、びん類については、平成 14 年度から公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約に基づき、再商品化事業所へ引き渡している。

平成 17 年 7 月からは中間処理をエコクリーンプラザみやぎきりサイクル施設で行っている。

なお、回収した金属は売却して収入となっているが、びん類は売却できないため処分費用を支払い、処理している。

缶・びん・金属類資源回収量

(単位：t)

年度	量 搬入量	資源化量			
		缶量	びん類	その他金属類	計
平成 30	10,620	1,243	1,143	1,565	3,951
平成 31	10,481	1,051	1,015	1,751	3,817
令和 2	11,254	1,059	1,116	1,953	4,129

※「搬入量」とは、集団回収量を除くごみの量である。

※「搬入量」及び「その他金属類」の資源化量には、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみによる資源化量も含んでいる。以下の資源化実績も同様。

<参考> 令和 2 年度 区域別缶・びん資源化実績

(単位：t)

区域	量 搬入量	資源化量		
		缶類	びん類	計
旧宮崎市	3,407	863	834	1,697
佐土原町	278	70	67	137
田野町	106	27	26	53
高岡町	109	28	27	55
清武町	249	64	61	125
計	4,148	1,051	1,015	2,066

※「搬入量」とは、集団回収量を除くごみの量である。

<参考>令和2年度

区域別燃やせないごみ・金属類・不燃性粗大ごみ資源化実績

(単位：t)

区域	搬入量		資源化量 (金属回収量)
	燃やせないごみ・金属類	不燃性粗大ごみ	
旧宮崎市	4,603	886	1,597
佐土原町	655	123	210
田野町	155	31	49
高岡町	178	37	60
清武町	420	66	127
計	6,011	1,143	1,953

※「搬入量」とは、集団回収量を除くごみの量である。

イ ペットボトル・プラスチック製容器包装

平成12年4月の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、平成12年度からペットボトル及びプラスチック製容器包装の一部について分別収集を開始した。

分別収集したこれらの資源物は、民間業者が開設した宮崎資源化施設に圧縮・梱包の中間処理を委託し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との契約に基づき、再商品化事業所へ引き渡してきた。

平成17年7月からは、中間処理委託先をエコクリーンプラザみやざきへ移行した。これに伴い、白色・色柄トレイ、発泡スチロールのみを対象としてきた「その他プラスチック製容器包装」の分別を変更し、従来燃やせないごみとして埋立処理を行ってきたプラスチック製容器包装リサイクルの完全実施を開始した。

このことにより、直接埋立量の大幅な減少が見られ、分別の徹底が更に進むことにより、更なる最終処分量の低減が図られている。

なお、回収したペットボトルは売却して収入となっているが、プラスチック製容器包装は売却できないため、処分費用を負担し処理を委託している。

ペットボトル・プラスチック製容器包装 資源回収量

(単位：t)

年度	搬入量	資源化量		
		ペットボトル	プラスチック製容器包装	計
平成 30	5,447	1,327	2,718	4,045
平成 31	5,448	1,252	2,893	4,145
令和 2	5,625	1,267	2,935	4,202

※搬入量とは、集団回収量を除くごみの量のことである。

<参考>令和2年度区域別実績内訳

(単位：t)

年度	搬入量	資源化量		
		ペットボトル	プラスチック製容器包装	計
旧宮崎市	4,584	1,027	2,406	3,433
佐土原町	435	91	235	325
田野町	124	31	59	90
高岡町	145	35	68	103
清武町	337	84	168	251
計	5,625	1,267	2,935	4,202

ウ 乾電池・蛍光管

乾電池は平成11年3月までは市民一斉清掃などにより年2回の回収であったが、平成11年4月からは毎月1回、市役所や地域センター、地域事務所、公立公民館や小中学校などでの拠点回収に変更している。さらに、平成27年4月からは「その他の資源物」として収集を開始した。

蛍光管は、平成17年7月から月1回の回収を開始している。

回収した乾電池、蛍光管はともにエコクリーンプラザみやざきで一時保管し、定期的に処理委託業者へ搬出し、水銀の適正処理を図りつつ、再生利用を行っている。

乾電池回収量 (単位：t)

年度 \ 量	回収量	資源化量
平成 30	77	82
平成 31	108	115
令和 2	102	114

蛍光管回収量 (単位：t)

年度 \ 量	回収量	資源化量
平成 30	28	24
平成 31	25	26
令和 2	22	21

<参考> 令和 2 年度区域別実績内訳

乾電池回収量 (単位：t)

年度 \ 量	回収量	資源化量
旧宮崎市	84	95
佐土原町	6	6
田野町	3	4
高岡町	3	3
清武町	6	7
計	102	114

蛍光管回収量 (単位：t)

年度 \ 量	回収量	資源化量
旧宮崎市	18	17
佐土原町	2	1
田野町	0	0
高岡町	1	1
清武町	1	1
計	22	21

※回収後、資源化について翌年度に行うことがあるため、資源化量が回収量を上回ることがある。

(5) 監査結果

【指摘事項 3 1】

プラスチック製容器包装処理について

契約変更支出負担行為となった要因は、ガラス類の回収方法の一部を変更し、回収率が向上したためである。契約上、実績数量に応じて処理することになっているので、2,560,264 円から 2,842,197 円に増加した。

引渡数量に大幅な変更がある際には、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という）へ通知を行うことになっており、通知を受け、容リ協が必要に応じて協議調整を行うこととなる。容リ協からは「契約量に対し、実績が大幅に乖離すると入札条件や契約が守られないことと

なり、再商品化事業者の事業運営に支障を与えるなど諸々の問題が生じる」ということを理由として、予定引渡量の正確な算定を依頼されている。

令和 2 年度容リ協契約予定量（業務実施契約書覚え書より）と実績量

（単位：kg）

	びん			PET ボトル	プラスチック製 容器包装
	無色	茶色	その他		
予定量	209,950	266,280	364,500	1,310,000	2,880,900
実績量	217,180	310,800	587,940	1,267,340	2,935,140

業務実施契約書覚え書（特定事業者負担分）の第 5 条第 5 項において、「宮崎市は引き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれる時は、遅延なくその変更に関する合理的な理由を付した書面で容リ協に通知する。容リ協はその連絡を踏まえ、必要に応じて宮崎市と容リ協の間で協議を行った上で、容リ協としての対応を判断する」と規定している。

これに関し、変更に関する合理的な理由を付した書面があるのかを担当課に問い合わせたところ「書面による通知を失念していた。」ということであった。これは第 5 条第 5 項違反に該当し、容リ協から次年度の引き取りを拒まれる可能性があった。幸い、容リ協から次年度の引き取りを拒まれることなく、令和 3 年度も申込量通りで契約を締結している。今後このようなことがないよう注意喚起されたい。

【意見 5 1】

使用済蛍光管の運搬業務委託契約書について

蛍光管は収集の段階から種類ごとに分別の上、エコクリーンプラザみやぎに搬入され保管する。その後、保管量が一定数（運送量）に達するごとに運搬し再生事業者へ引き渡している。

搬出された蛍光管重量やコンテナ箱数については、受託事業者による計量報告が行われ、これに基づき宮崎市は、9 月 15 日搬出分の支払処理を行ったが、受託事業者が新旧コンテナの混在を誤認していたことから蛍光管重量や運搬箱数の調整が必要となり、本調整分を 11 月 17 日搬出分に加算又は差引し支払うことにより調整を行っている。

業務実施上の留意事項として、使用済蛍光管の運搬業務委託仕様書 3(1)において「処理施設から保管施設までの運搬は、指定箱（134 cm×100 cm×91 cm）1箱あたりの費用とする。ただし、1回の運搬につき34箱を運搬するものとする。保管施設から処理施設までの運搬は、指定箱（134 cm×100 cm×91 cm）1箱あたりの費用とする。ただし、1回の運搬における指定箱の個数に変更が生じる場合、事前に宮崎市と運搬業者で協議するものとする」と規定しているため、重量80サイズの異なる新たな箱が利用される場合、事前に処理受託業者または運搬業務受託者が宮崎市に報告すべきである。今後、指定箱の個数の変更は協議し、議事録に記載し保存されたい。

また、年度内の抛出予定量は203（箱/年）となっているが、本年度の抛出货量は149箱である。仕様書には1回の運搬につき34箱を運搬するものとなっている。203（箱/年）を34箱とすると、予定通りならば最後の運搬は33箱となり、1回あたりの運搬箱数が減少する。1回あたりの運搬箱数が減少した場合、少量であっても運搬コストを要し、受託者の負担が大きくなるために1回あたりの運搬箱数を仕様書に記載しているのであるならば、34箱の倍数で1回の運搬における指定箱数は守り、予定量を決定すべきであると考え。変更する可能性があるのであれば、仕様書の見直しが必要と考える。

さらに宮崎市は年度内の抛出予定量の変更について、宮崎市民が蛍光管をいつどの程度排出するかにより蛍光管の保管状況が変わるため、毎回の運搬日や運搬量について保管状況を見ながら協議することとしているが、電話連絡による打ち合わせ協議だけでなく、議事録等に記載し保存されたい。

【意見52】

使用済蛍光管の処理処分業務委託について

指定箱の空重量については、使用済蛍光管の処理処分業務委託仕様書 4において「使用済蛍光管を運搬する際に使用する指定箱の空重量については、指定箱1箱あたり50kgとする」と規定しているにもかかわらず、50kgと45kgが併用されているように思われるが、45kgの可能性があれば仕様書に記載すべきであると考え。

【意見 5 3】

仕様書 4 において、処理予定量が 30,284 kg と記載があるが、実際は 20,530 kg となっており、予算額と決算額の差額がかなり生じている。その理由については変更支出負担行為明細書に実績確定による変更としか記載がなく、具体的な理由が記載されていない。

担当課は「処理予定量は、事業費の算定及び受託施設の処理能力で対応可能か判断するための材料として、過去実績等を考慮して定めています。実際の処理量が予定処理量より少なかったため実績確定による減額を行ったものですが、予定処理量を上回るものではなく、受託施設の処理能力を圧迫するものではないため、事前協議等は不要である。」と回答している。

しかしながら、半期（11 月）において 13,670 kg（達成率 45%）しか達成していないため、この時点で減少が見込まれる場合、今後の予算の有効活用のために、具体的な理由の記載と全体の年間計画変更を含め協議され、議事録等に保存されたい。

【意見 5 4】

随意契約理由の合理性について

随意契約理由の概要は以下のとおりである。

1. 破碎から分別、資源化まで一括して行い、なおかつ分離・回収したガラス・蛍光体などを蛍光管へ再利用している九州で唯一の業者である。
2. 安価な運搬が見込める九州内で適正な資源化実績がある業者である。
3. 宮崎市同等都市の処理実績があり、適正な処理が確実である。平成 28 年度：196 自治体から受託しており、九州主要都市（福岡市、北九州市、大分市、長崎市、佐賀市、鹿児島市、那覇市等）も含まれている。

当業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用して随意契約している。

この号においては「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって、随意契約の適否が決定されることとなる。ここで「その性質又は目的」とは通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

具体的には、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契

約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定（1者）されるなど、競争入札を実施することが不可能または著しく困難な場合及び価格競争がなじまない企画競争による場合であっておおむね次の場合が該当する。

ア 秘密保持の必要があるもの

イ 契約の目的に代替性がないもの

ウ 契約内容の特殊性により、契約の相手が特定されるもの

本委託契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを考えてみると、「安価な運搬が見込める」「適正な資源化実績がある」「適正な処理が確実である」等をもって、当該契約者を限定しているところは疑問の余地が残る。

特に過去からの経過によって特定の者に随意契約を継続しているケースについては、知識や経験等の実績の必要性の観点から履行者の唯一性を検証し、他の者では履行し得ないかどうかについて同業他社に確認するなど1者に限られる理由を客観的に明確にするべきである。また、九州唯一の業者とあるが、九州に限定することは理由にはならないと考える。

以上のことから、随意契約によるならば、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められるため、競争入札も検討されたい。

【意見55】

業務実施契約書（市町村負担分）にある第13条の引き渡し総量、業務実施覚え書（特定事業者負担分）にある第11条の引き渡し総量を容り協指定の報告様式により引き渡しが行われた日の翌月5日までに容り協に報告することとなっている。その報告書の提出を担当課に求めたが、提出された報告書の作成日が令和3年になっており、令和2年度の報告書が保存されていないと考えられる。必要書類の保存を守るよう注意喚起されたい。

1 5 し尿収集運搬事業・し尿収集手数料徴収事業

(1) 概要

旧宮崎市域におけるし尿汲取業務については、昭和 16 年から直営にて収集を開始した。昭和 33 年には汲み取り需要の増加に対応するため、3 業者に対しし尿汲取事業の許可を行ったが、昭和 39 年には、同 3 社が合併することで 1 業者体制となった。昭和 43 年には行政の責任体制を確立するため、許可から委託に切り替えた。また、昭和 58 年には直営で対応していた公共施設のし尿収集についても委託することとなったため、し尿汲取業務のすべてを委託にて実施することとなった。1 市 4 町の合併以後は、佐土原町域を 1 業者へ、田野・高岡・清武町域については 1 業者へそれぞれ委託しており、従前の体制をそれぞれ引き継いでいる。

旧宮崎市域におけるし尿汲取手数料の徴収については、昭和 43 年し尿汲取事業の許可業者であった者へ委託し個別に集金していたが、収納率及び集金制の効率の向上のために平成元年から口座振替による収納を開始し、平成 19 年度には直営での徴収に変更した。1 市 4 町の合併以後は、佐土原町域で 1 業者、田野・高岡・清武町域で 1 業者、現在もし尿汲取事業を行っている業者へ委託し個別集金及び口座振替を行っており、従前の体制をそれぞれ引き継いでいる。

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）における収集運搬計画をもとに、旧宮崎市域内、佐土原町域内及び田野、高岡、清武町域で排出されるし尿について安定的な適正処理体制を確保し、適宜適切に収集及び運搬を行い、快適な住環境の保全を図ることを目的とする。

なお、本事業における仕様書は委託業務の大要を示すものとし、宮崎市が業務運営上必要と認めた作業については、本仕様書に直接示されないものであっても、特別な事由がない限り宮崎市の指示に従って実施するものとする。

さらに、廃棄物処理法の規定に基づき実施したし尿汲取について、宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例に規定するし尿汲取手数料の徴収を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

車両台数 (令和3年4月1日現在)

(単位:台)

区分	車種	バキューム車			ローリー車	その他		合計
		1.6KL	2.7KL	3.7KL	6.5KL	10KL	4t	
し尿汲取		—	11	—	—	2	—	13
浄化槽汚泥収集		2	11	10	3	3	0	29
合計		2	22	10	3	5	0	42

し尿処理人口及び処理量

年度	人口(人)						年間処理量(KL)			
	行政 区域	し尿 汲取	浄化槽	水洗化			し尿	浄化槽		合計
				浄化槽	公共	農業		汚泥	脱水 汚泥	
			単独	合併	下水道	集落				
30	401,987	11,876	17,016	24,906	336,999	11,190	10,356	27,094	0	37,450
31	401,293	11,190	15,278	22,363	341,281	11,181	9,335	27,394	0	36,729
2	400,816	10,171	14,842	22,561	342,146	11,097	8,446	28,472	0	36,918

※浄化槽汚泥の汚泥には、農業集落排水事業の濃縮汚泥を含む。

※人口は、各年度末住民基本台帳を基に計上。(不明人口もあるため一致しない)

※年間処理量は、搬入量を計上。

<参考> 令和2年度し尿処理人口及び処理量内訳

①人口

(単位：人)

区域	行政区域	し尿 汲取	浄化槽	水洗化		
				浄化槽	公共	農業集落
			単独	合併	下水道	排水
旧宮崎市域	315,411	1,735	6,729	6,338	294,748	5,860
佐土原町域	34,350	2,530	2,415	5,603	23,040	762
田野町域	11,346	1,434	1,338	1,405	5,490	1,679
高岡町域	11,117	2,784	957	2,928	4,102	346
清武町域	28,592	1,668	3,403	6,287	14,765	2,450
計	400,816	10,171	14,842	22,561	342,145	11,097

※人口は、各年度末住民基本台帳を基に計上。(不明人口もあるため合計値は一致しない)

②年間処理量

(単位：KL)

区域	し尿	浄化槽汚泥	脱水ケーキ
旧宮崎市域	3,528	5,600	0
佐土原町域	1,841	6,670	0
田野町域	733	3,273	0
高岡町域	1,579	4,614	0
清武町域	1,288	9,577	0
計	8,970	29,734	0

(2) 根拠法令等

廃棄物処理法

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例

し尿収集運搬業務委託仕様書

(3) し尿収集運搬・手数料徴収業務 委託料推移

(単位:千円)

区域	業務内容	区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
旧宮崎市域	収集	予算	95,005	92,284	94,392
	運搬	決算	90,720	93,086	94,270
佐土原町域	収集	予算	71,100	71,744	71,662
	運搬	決算	71,394	71,211	71,568
	手数料 徴収	予算	16,340	14,532	13,633
		決算	14,374	14,482	13,611
	計	予算	87,440	86,276	85,295
		決算	85,769	85,693	85,179
旧 3 町域	収集	予算	—	—	74,558
	運搬	決算	—	—	73,833
	手数料 徴収	予算	—	—	15,875
		決算	—	—	15,266
	計	予算	—	—	90,433
		決算	—	—	89,100

(4) 監査結果

【意見 5 6】

し尿収集運搬業務委託及びし尿汲取手数料徴収業務委託について

平成 15 年度包括外部監査において、「委託料設計書の積算基準の問題点の所在として積算については、環境部全課に共通した一定の積算方法はなく、各期にばらつきがあり、かつ課の中でも一定の明文化した基準や内規等はなく管財課資料等を参考に受託者との協議等により決定しているのが実情である」という監査意見が述べられている。それについて、担当課に問い合わせたところ、平成 18 年に合併等があり、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況を一定期間維持する必要がある、そのことを踏まえ合併から一定期間経過後に、新市で統一的な算定要領を作成し、委託料の算定に関し必要な事項を定めている。」という回答を得た。

設計書を確認したところ、一定の基準により設計されていたが、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況が続いており、し尿業務システムの管理費にばらつきが見られた。その理由を尋ねたところ「旧市旧町の全てのシステムを統合させるのは困難であり、統合させることにより新たな費用が発生することは出来るだけ避けたい。」との回答を得た。合併後 10 年以上も経過しているので、リース料や運用経費の金額について更新時に検討されたい。

また、し尿処理人口及び処理量は年々減少しているため、宮崎市としてはし尿収集運搬等に係る費用については縮小したいと考えている。

事業費はほぼ毎年変わっていない。仕様書には留意事項として、「本業務の実施は原則として平日に行うこととする」と規定されているが、設計には休日割増等も含まれていた。そのことについて担当課からは「休日に行われるイベント等もあり、その日のうちに収集運搬をしなければいけない場合もある。」と説明を受けた。その点を加味し、仕様書に休日対応の場合についても追加し、設計においても休日割増など再検討の上、費用の縮小へつなげられたい。

さらにし尿汲取手数料徴収業務委託についても、その費用のほとんどが直接人件費である。近年、し尿汲取世帯・汲取件数が減少しており、利用者の点在化が進んでいるため、今後は戸別訪問による集金ではなく、納付書発送による自主納付を促して口座振替の勧奨を実施していく方向へと転換することを検討いただきたい。

1 6 し尿処理施設管理費

(1) 概要

し尿処理は、昭和 30 年代までそのほとんどを肥料として農地還元していたが、化学肥料の普及や環境衛生上の問題等により、し尿処理への本格的な取組が必至となってきたことから、昭和 40 年 3 月、100KL/日の処理能力を持つ施設を建設した。

さらに、収集区域の拡大に伴う処理人口の増加により施設の処理能力が不足してきたことから、昭和 42 年に 220KL/日へ、54 年には 400KL/日へと処理能力の向上を図った。

その後、公共下水道及び農業集落排水の普及に伴い、し尿等の処理量は年々減少していたが、公共下水道等の区域外のし尿等の処理については、継続して安定的に行う必要があるため、日処理能力 107KL を有する宮崎市衛生処理センターを建設し、平成 11 年 10 月から供用を開始した。

その後、し尿等の処理量の減少が止まらないため、効率的な施設運用と維持管理費の低減を目的として、平成 26 年に施設の改修を行い、し尿等を希釈して下水道へ投入する方式に変更した。

なお 1 市 4 町の合併以後は、従前の体制をそれぞれ引き継ぎ、佐土原町域は、宮崎市の直営施設である宮崎市佐土原クリーンパーク、田野・高岡・清武町域は、一部事務組合である宮崎県中部地区衛生組合が運営する内之八重処理場においてそれぞれ処理を行ってきた。

宮崎県中部地区衛生組合は令和 2 年 3 月 31 日に解散し、内之八重処理場も廃止された。このため、田野・高岡・清武町域の処理は宮崎市に引き継がれ、令和 2 年度からは宮崎市衛生処理センターにおいて処理している。

し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を図るため、施設の効率的な管理運営を実施している。

(2) 根拠法令等

衛生処理センター各槽清掃河泥処分業務委託（単価契約）特記仕様書
産業廃棄物の処分委託契約に関する基本事項（別表）

(3) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	237,800	259,500	361,200
決算額	208,790	248,625	311,273

(4) 実施状況

ア 衛生処理センター運転管理等維持について

施設の適正な運転管理及び環境美化等の維持管理を行うが、対象業務は施設の運転管理（操作及び監視）に関する業務

(ア) 各施設の運転状況を確認し、適切な操作を行う。

(イ) 電力、薬品使用量等を監視し、適切な操作を行う。

- (ウ) 市が行う修繕、工事等の受注業者に協力し、運転停止、試運転立ち会い及び再立ち上げ運転作業を行う。
- (エ) 沈砂及びスクリーンかす（し渣）の排出、運搬作業を行う。
- (オ) 大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、し尿及び浄化槽汚泥の漏洩及び機器異常）等の緊急事態に対しては、施設能力の範囲において適切な運転変更を行う。なお、緊急時の運転等に対して、市は運転方法の変更その他を指示する場合がある。
- (カ) 停電の発生に対して、適切な運転対応、復電作業を行う。
- (キ) 大淀処理場内関連施設の運転について、大淀処理場維持管理業者の監督の下、適切な運転管理を行う。
- (ク) 施設内水槽に貯留されている汚水の排水作業等を行う。
- (ケ) 本業務を再委託することはできない。

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設の維持管理に関する業務は、各種法律に基づく法定検査用点検・整備、性能維持用の専門点検（以下「専門点検」という）のほか、施設の美観・安全・衛生的環境維持のため実施する。
- (イ) 再委託を行う場合の委託先事業者は、原則として、専門点検においては、製造業者又は専門の資格を有するものとし、それ以外の業務においては、市内に本店のある事業者のうち、十分に公平性及び競争性のある方法により選定した事業者とすること。
- (ウ) 再委託を行う場合は、受注者自らの責任において委託先事業者への指導監督を行うこと。なお、実施状況等について市に報告すること。
- (エ) 受注者は、継続的な業務にあつては実施ごとに、また継続的な業務を含めて各業務完了時に、その実施結果を市に報告し、確認を受けること。

① 運転管理業務

② トラックスケール点検業務

③ 自動ドア点検業務

④ 消防設備点検業務

⑤ 造園管理業務

⑥ 清掃業務

①の運転管理業務以外は再委託している。

ウ 衛生処理センター各槽清掃河泥処分業務委託（単価契約）について

衛生処理センターのし尿、浄化受入槽は沈殿物が堆積し水処理に悪影響を及ぼすため、各槽に沈殿した汚泥の処分を行う必要があるため、各槽清掃で発生する汚泥の処分をしている。

(5) 監査結果

【意見 5 7】

衛生処理センター運転管理等維持について

再委託については委託契約書第 6 条において「受注者は委託業務の処理を他に委託又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た時は、この限りではない」と規定されている。原則として、地方公共団体との契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、再委託によりその相手方以外の者に契約を履行させることは適正な履行の確保の観点から認めることはできない。

宮崎市は、設計の段階でパッケージ委託の査定率で設計額を決めているが、その査定率の 3 ヶ年の平均も 5 年以上前のもので、計算されているものである。特記仕様書にも再委託に関して規定があるが、最初から再委託ありきの契約を認めていると思われる。

再委託の承認に係る審査や適正に実施しているかの確認はしているか疑問が残るので、ガイドライン等を作成し、それに従って手続きされたい。

【意見 5 8】

衛生処理センター各槽清掃河泥処分業務委託（単価契約）について

特記仕様書 8 において、「この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること」となっている。

実際の許可証を見てみると、有効期限が切れているので、速やかにその旨を通知するとともに、更新後の許可証の写しを提出しているかについて確認したところ、許可事項に係る変更の通知は口頭で受けた上で、変更後の許可証を求め提示を受けていたため提出された。速やかに変更後の許可証の写しを発注者に提出するよう求め本契約書に添付されたい。契約事務にあたって

は、適正な事務処理を行われたい。

【意見 5 9】

産業廃棄物の処分委託契約に関する基本事項（別表）について

別表 8 には、契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項には、「発注者は受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知すること」とある。

別表 3 には、委託する産業廃棄物の数量が予定処分量 84.8 m³と記載されているが、実績処分量は 189.3 m³となっている。

この点につき担当課に確認したところ「搬入されたし尿等に大量に夾雑物が含まれており、想定以上の清掃が必要になった。今後は搬入時増加後、実績から予定処分量を算出するので、乖離されないと考えており、単価契約なので最終的な総量での支払いとなるため、問題ないと考えている。」という回答を得た。

特記仕様書では対象汚泥の処分を 6 期において予定しており、実績処分数量表として、受注者から 6 期分の提出があった。

(単位：m³)

	1	2	3	4	5	6	合計
数量	36.0	35.0	32.0	27.3	22.0	37.0	189.3
処分日	5月7日	7月7日	8月31日	11月4日	1月25日	3月15・16日	

この表を見ると、3 期で予定数量 84.8 m³を超えている。そのため、遅くとも、この時点で発注者と協議する必要があると考える。

地方公共団体の契約は、契約内容の総額を契約金額として締結する総価契約が原則とされているが、あらかじめ数量を確定することができないものについては予定数量を算定した上で単価を決め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた数量を乗じて得た金額の代金を支払う単価契約を締結することができる。

また、一定期間に同様の契約を締結しているのであれば、単価契約とすることで、契約手続等の事務の効率化やスケールメリットによる低廉化を図ることができる。

単価契約によった場合、発注予定数量や予定価格の積算は契約額に影響

を与えることから、乖離が生じないよう適正な契約手続を行うとともに、経済性、効率性の観点からも単価契約のメリットが十分に発揮されるよう努められたい。契約時は印紙税 400 円だが実績額で印紙税を当てはめると 2,000 円になるので租税にも影響がある。

このようなことから、予定数量を超過する場合は、予定数量に達した時点で契約の見直し等、超過する部分について新たな契約を締結することも検討されたい。

1 7 浄化槽管理事業

(1) 概要

水は、宮崎市民の生活に欠くことのできない大切な資源であり、これまで以上に河川浄化に対する意識を高揚し、きれいで豊かな水資源を後世に伝えていくことが今の世代に課せられた責務である。

河川等の水質汚濁は、家庭からの生活排水がその原因の一つであり、快適な生活環境を形成するためにも、公共下水道や農業集落排水の整備とともに、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図る必要がある。

特に、宮崎市内に設置されている浄化槽のうち、トイレのみの排水処理を目的とした単独処理浄化槽が今なお過半数を占めているため、下水道及び農業集落排水処理区域以外については、生活排水全般を処理できる合併処理浄化槽への転換が求められている。

このようなことから、宮崎市では家庭からの生活排水を適正に処理し、公共用水域の保全を目的として、平成元年から個人が設置する浄化槽に対して補助する浄化槽設置整備事業を開始するとともに、平成 17 年度から旧佐土原町において、町が合併処理浄化槽を設置し、その使用料を基に維持管理までを行う公設合併処理浄化槽事業に着手した。1 市 4 町合併後は、宮崎市で各事業を継承し、公設合併処理浄化槽事業については、平成 23 年 5 月から宮崎市内全域における対象区域で事業を実施している。

また、浄化槽の処理能力を低下させないためには適正な維持管理が必要であることから、浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検や清掃の実施及び年 1 回の法定検査の受検を周知するとともに、適宜、浄化槽の改善に

向けた対応に努めている。

(2) 浄化槽の設置審査・浄化槽管理者への指導等

浄化槽法及び宮崎市浄化槽指導要領に基づき、浄化槽の設置届等の審査及び浄化槽の維持管理の指導を行っている。

ア 各年度末浄化槽設置基数

(単位：基)

		旧宮崎市	佐土原町	田野町	高岡町	清武町	計
30 年 度	単独浄化槽	1,674	1,487	886	735	1,410	6,192
	合併浄化槽	927	2,062	471	1,420	1,211	6,091
	合計	2,601	3,549	1,357	2,155	2,621	12,283
31 年 度	単独浄化槽	1,642	1,432	878	715	1,424	6,091
	合併浄化槽	946	2,151	487	1,422	1,152	6,158
	合計	2,588	3,583	1,365	2,137	2,576	12,249
2 年 度	単独浄化槽	1,593	1,363	870	698	1,333	5,857
	合併浄化槽	962	2,225	503	1,420	1,101	6,211
	合計	2,555	3,588	1,373	2,118	2,434	12,068

イ 各年度浄化槽新規設置数

(単位：基)

	旧宮崎市	佐土原町	田野町	高岡町	清武町	計
平成 30 年度全設置基数	21	102	13	23	26	185
平成 31 年度全設置基数	21	97	13	38	18	187
令和 2 年度全設置基数	24	87	16	29	25	181

ウ 法定検査

浄化槽法では、第 7 条（使用開始後に行う法定検査）及び第 11 条（年 1 回行う法定検査）に基づく検査が義務付けられている。平成 31 年度は 7 条検査 181 基、11 条検査 7,194 基の受検となった。

検査の結果、「不適正」と判定されたものは、7 条検査で 8.8%、11 条検査で 13.8%となっており、浄化槽管理者に対する意識の醸成を図っている。

浄化槽の適正な維持管理が行われない場合、公共用水域に重大な悪影響

を及ぼすことから、とりわけ11条検査の受検率向上を重点目標として定め、未受検者を対象にした啓発に努めている。

(ア) 11条検査受検率の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
対象基数	11,422	11,207	11,035
受検数	7,343	7,236	7,245
受検率	64.3%	64.6%	65.7%
県平均	54.8%	55.6%	—
全国平均	43.1%	43.8%	—

(イ) 令和2年度法定検査結果

(単位：基)

	適正	概ね適正	不適正	計
7条	157 (78.9%)	26 (13.1%)	16 (8.0%)	199
11条	3,965 (54.7%)	2,358 (32.6%)	922 (12.7%)	7,245
計	4,122 (55.4%)	2,384 (32.0%)	938 (12.6%)	7,444

(3) 事業内容

浄化槽の機能を適正に保つため、宮崎市内に設置された浄化槽の台帳管理を行い、浄化槽管理者（所有者等）に対し、浄化槽法で義務付けされている保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検を啓発・指導している。

主な事業内容

- ア 保守点検、清掃の実施（法第10条）及び法定検査の受検（法第11条）に関する啓発・指導
- イ 法定検査で不適正と判定された浄化槽の改善指導、助言、命令
- ウ 浄化槽台帳システムの管理・運用及び改修

(4) 根拠法令等

浄化槽法

宮崎市浄化槽指導要領

(5) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	2,096	2,070	3,130
決算額	910	912	2,156

(6) 監査結果

【意見 6 0】

予算額と決算額の乖離について

予算額と決算額の差の原因を担当課に質問したところ「平成 30 年度と平成 31 年度は、通信運搬費の不用額。」という回答を得た。具体的には、通信運搬費は県下統一浄化台帳システムの利用料であり、同システムは全国浄化槽団体連合会と宮崎県が中心となり開発が進められたもので、最大のメリットは、県内自治体に加え、清掃、保守点検事業者や指定検査機関が使用し情報を集約することにより、浄化槽の適正管理の指導等に活用できるというものである。しかし、清掃、保守点検事業者が使用する状態には至らず、宮崎市として必要な情報が得られるシステムにはならなかったため、使用を見送ったことで不用額となったものである。よって令和 2 年度も宮崎市が使用できる状態ではないため見送っている。

浄化槽台帳システムの整備促進は、浄化槽台帳システムの整備による維持管理と災害対応力の強化のため必要となっている。浄化槽台帳システム整備の効果として、平常時は維持管理体制の適正化が図られ、浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ。また災害時においては、被災浄化槽の早期復旧策に貢献する。今後は、計画的に浄化槽台帳システムを整備し、早急に活用できるよう浄化槽維持管理の履行確認を行える体制を構築されたい。

【意見 6 1】

法定検査実施状況について

文書啓発等の取組みの成果により、法定検査の重要性が着実に浸透し、

受検率は 6 割を超えるまで向上しており、全国平均を上回っている。とは言え、他の自治体では 8 割を超えているところもあり、ここ数年の宮崎市の受検率は横ばい状態が続いているので、受検率を高めるための更なる対応が望まれる。

宮崎市は「今後も引き続き、受検の定着化を図るとともに法定検査の結果を踏まえた浄化槽の更なる適正管理が図られるよう効果的な指導方法について関係団体と連携した事業展開を図る。」としているが、適切に維持管理を行っている浄化槽管理者がいる一方で、清掃、保守点検の必要性を十分認識せずに法定検査を過怠している浄化槽管理者を放置することは、浄化槽行政に対する信頼性を損なうものであり、宮崎市民に対する公平性確保の観点からも問題となる。

未受検者に対し、直接の指導や勧告、さらには改善命令等を行い、法定検査料の見直しも含め、関係団体と連携して浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化されたい。

さらに、未受検者の内訳として、単独処理浄化槽の割合が高いため、単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽への転換を促進することが重要であり、未受検者の把握が必要なことから浄化槽台帳システムの整備を推進されたい。

【意見 6 2】

浄化槽管理システム改修業務委託について

浄化槽管理システムの業務を実施する上で、より効率良く運用していくためシステム改修の必要性がある。改修を行うことで、スムーズかつ正確な管理を行うことを目的としている。

ア 受注者は回収範囲やその影響について十分な調査を実施する。

イ 受注者は発注者のシステム管理者に対し、システム改修内容や回収後の試験結果を宮崎市に報告する。

システム保守点検を行っているにもかかわらず、機能不足等により事務が煩雑となっている項目を改修したものであり、通常業務の中で事務作業の効率化と正確性が向上しているのであるならば、システム改修が必要である理由として、システム改修によってどの程度の費用対効果が図られるのかを検

討していただきたい。

今後、浄化槽管理システムの整備促進手法の普及活動、より効果的な法定検査体制の構築手法の検討、浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業として、システム管理を強化されたい。

1.8 単独処理浄化槽転換促進事業

(1) 概要

生活排水の適正処理を推進し、公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽へ転換を行う際の宅内配管工事費用の一部を助成する。

補助対象は単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽への転換を申請する者で、公設合併処理浄化槽事業対象区域の単独処理浄化槽が1,600基となっている。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金等交付規則

宮崎市単独処理浄化槽転換補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
予算額	—	3,000	3,000
決算額	—	3,245	3,334

※平成31年度より開始のため、平成30年度は予算額・決算額なし

(4) 監査結果

【意見63】

宮崎市単独処理浄化槽転換補助金交付要綱は、宮崎市補助金等交付規則(以下「規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするため、この要綱には不交付の決定の規定はあるが、交付決定通知及び交付確定通知については、規則に定められているという理由で規定されていない。

さらに交付確定通知書には受け取りについては記載されているが、要綱

には補助対象者の請求書の提出期限の規定はない。

それに関して宮崎市は「必要に応じて未請求者への確認を行うため、規定する必要はないと判断しており、また期限が守られなかった場合においても、補助金交付の目的が補助事業者の支援であるため、直ちに交付確定を取り消すことはできないことであり、期限設定によって得られる効果は小さいと判断している。」との回答であった。

しかしながら、期限設定と補助金交付の目的とは違う問題であると考えられるため、期限を設けることにより事務処理の迅速化と負担軽減を促し、補助対象者への即座の処理と早急な入金に繋げるためにも要綱内に規定を追加することを検討されたい。

【意見 6 4】

要綱第 11 条実績報告として、工事事業者に提出書類の様式を渡す際、様式番号の誤ったものを渡してしまっているようだが、地方公共団体の事務は、宮崎市民や関係者の権利義務等、影響を及ぼすものが多い。その取扱いは慎重に行い、正しい文書によって処理することが重要であるため注意されたい。

【意見 6 5】

補助金交付を受けた補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くようにその維持管理に努めなければならないと思うが、そのことに関して要綱には規定がない。また補助事業者がその後の法定検査を受検していない、もしくは検査結果で不適合とされたまま放置するというような場合も想定される。

今後は、浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して、適正な指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合には「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどして、設置後のフォローも明確にしておくことが望まれる。

1 9 公設合併処理浄化槽事業

(1) 概要

公共用水域の水質保全を目的とする生活排水対策として、平成 17 年度から旧佐土原町西上那珂で開始し、合併後、平成 21 年度に田野町域、平成 22 年度に旧宮崎市域、高岡町域、佐土原町全域に対象区域を拡大し、平成 23 年度からは清武町域を含めた市内全域の対象地域による合併処理浄化槽の設置、維持管理事業を行っている。

なお、平成 29 年度から民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく事業方式（事業期間 10 年間）へ移行し、地元企業のノウハウを生かしたさらなる整備促進及び水質保全に努めている。

(2) 根拠法令等

PFI 法

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
予算額	293	324	342
決算額	336	353	382

(4) 実施状況

ア 事業実績及び事業計画

公設合併処理浄化槽の設置基数については年間 150 基の整備を目標に掲げ、令和 2 年度末時点で 1,844 基の整備をしている。

事業実績

(単位：基)

年度 \ 人槽区分	人槽区分					計
	5	6～7	8～10	11～20	21～30	
平成 30 年度	127	28	7	3	—	165
平成 31 年度	131	23	7	1	1	163
令和 2 年度	135	27	4	1	—	167
累計	1,368	403	59	11	3	1,844

<参考> 区域別事業実績総数内訳

(単位：基)

年度 \ 人槽区分	人槽区分					計
	5	6～7	8～10	11～20	21～30	
旧宮崎市	130	25	1	2	1	159
佐土原町	693	281	47	5	—	1,026
田野町	164	35	3	—	—	202
高岡町	254	39	6	4	2	305
清武町	127	23	2	—	—	152
計	1,368	403	59	11	3	1,844

<参考> 令和 2 年度区域別事業実績内訳

(単位：基)

年度 \ 人槽区分	人槽区分					計
	5	6～7	8～10	11～20	21～30	
旧宮崎市	15	5	—	—	—	20
佐土原町	69	15	3	—	—	87
田野町	12	1	—	—	—	13
高岡町	20	3	—	1	—	24
清武町	19	3	1	—	—	23
計	135	27	4	1	—	167

イ 事業の概要

宮崎市が申請者の土地に浄化槽を設置し、維持管理を行う事業である。

(ア) 事業の特徴

- ①従来と比べ少ない費用（分担金のみ）で浄化槽を設置できること。
- ②使用料以外には費用負担がなく、経年劣化に伴って発生する修繕費用などを考慮すると住民の費用負担が軽減されること。
- ③宮崎市がすべての維持管理を行うため、確実な維持管理のもとで公共水域の水質保全が図られること。

(イ) 設置申請の主な条件

- ①公共下水道事業計画区域、農業集落排水施設の処理区域を除く区域で、宮崎市が定めた処理区域内であること。
- ②専用住宅及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する供用住宅であり、設置する浄化槽の算定人員が30人槽以下の住宅。
- ③浄化槽を設置する土地を無償で使用できること。
- ④放流先が確保されていること。
- ⑤申請者と土地所有者が異なる場合、関係者の同意が得られていること。

(ウ) 工事の区分

①PFI事業者が行う工事

- ・浄化槽本体の設置工事
- ・浄化槽本体から排水先までの放流管工事
- ・送風機（ブローア）設置工事

②申請者が行う工事

- ・浄化槽本体までの宅内配管工事（排水設備）
- ・水洗トイレの改造工事（必要な場合）
- ・障害物等の撤去工事（必要な場合）
- ・送風機（ブローア）電源設備工事（必要な場合）

(エ) 分担金及び使用料

分担金は、浄化槽設置に係る工事費の一割相当を受益者負担金（分担金）として、1回だけ納入する。使用料は年間の保守点検、清掃、法定検査の平均額と同額程度で、毎月納入する。

令和元年 10 月には消費税の引き上げに伴い、金額を訂正した。

人槽区分		分担金 (1 回)	使用料 (毎月)	
			令和元年 9 月まで	令和元年 10 月から
延べ床面積 ≤ 130 m ²	5 人槽	89,000 円	3,810 円	3,880 円
延べ床面積 > 130 m ²	6～7 人槽	103,000 円	4,010 円	4,080 円
2 世帯住宅など	8～10 人槽	130,000 円	4,940 円	5,030 円
住宅用途により算定	11～15 人槽	201,000 円	6,580 円	6,700 円
	16～20 人槽	309,000 円	7,610 円	7,750 円
	21～25 人槽	389,000 円	10,080 円	10,260 円
	26～30 人槽	452,000 円	12,040 円	12,260 円

(オ) 浄化槽の維持管理

保守点検、清掃、法定検査、修善のいずれも宮崎市が実施する。

- ・保守点検…浄化槽の機能を正常に保つよう浄化槽の点検、バルブ、薬剤の調整、またこれらに伴う修理を行う作業。(通常 1 か月から 2 か月に 1 回実施)
- ・清掃………浄化槽内に生じた汚泥の引き出し、各装置の洗浄を行う作業。(年 1 回以上実施)
- ・法定検査…宮崎県が指定した検査機関が公正中立に検査するもので、日頃の保守点検や清掃の状況、使用者の使用状態、放流水の水質、槽内の処理設備の稼働状況など、浄化槽により異なる。約 50～65 項目を検査し、適正、おおむね適正、不適正のいずれかを判定する検査。(年 1 回実施)
- ・修繕………浄化槽本体から放流先に係る機器が破損した場合に限り修理を実施する。(宅内配管の修繕は行わない)

(カ) 申請から使用開始まで

- ①事前協議 公設合併処理浄化槽事業の区域に該当するか確認
- ②現地調査 浄化槽は設置できるか、放流先はあるかなど現地調査
- ③申請受付
- ④工事計画書作成

浄化槽設置工事の内容や工期等について、宮崎市が工事計画書を作成

⑤工事計画承諾書提出

工事計画に異議がなければ申請者が承諾書を提出

⑥分担金の納付

浄化槽の人槽規模に応じた分担金の納付（1回のみ）

⑦工事の施工 工事計画に基づいた浄化槽の設置工事

⑧工事完成検査（排水設備工事の検査）

⑨使用開始 完成検査日の翌日から使用開始（新築の場合は入居日）

⑩使用料の納付

維持管理に係る費用として毎月使用料の納付（原則口座振替）

（5）監査結果

【意見66】

宮崎市公設浄化槽整備推進事業契約書について

別表2-1 標準浄化槽の維持管理に関する人槽別委託費単価

人槽別	価格（※税抜き）	備考
5人槽	2,700円/基・回	・保守点検実施1回あたりの単価 ・30人槽未満の点検は、2ヶ月に1回（年6回）とする。
7人槽		
10人槽		
12人槽	2,800円/基・回	・30人槽の点検は、1ヶ月に1回（年12回）とする。
15人槽	3,000円/基・回	
18人槽	3,300円/基・回	
20人槽	3,500円/基・回	
25人槽	4,000円/基・回	
30人槽	2,500円/基・回	

浄化槽維持管理業務実施細目（別表）においては、人槽別に9区分で分けてあるが、請求書ではこの区分とは異なり8区分となっている。担当課からは「実績で保守点検を行っている浄化槽の人槽が8区分となっているため。」

という回答を得たが、今後も実績が8区分であるなら、誤解を招かれないよう8区分に統一されたい。

その後、担当課から区分が一致していない理由は、別表2-1が標準的な浄化槽の人槽区分に対して単価設定を行っているのに対して、実際に保守点検を行っている浄化槽にはその区分の中間の人槽があるためであるが、区分の中間の人槽の支払いは、下位区分の単価を適用していることを踏まえ、別表2-1の人槽別を下記のように修正する旨を受けた。

人槽別	価格(※税抜き)	備考
5～11人槽	2,700円/基・回	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検実施1回あたりの単価 ・30人槽未満の点検は、2ヶ月に1回(年6回)とする。 ・30人槽の点検は、1ヶ月に1回(年12回)とする。
12～14人槽	2,800円/基・回	
15～17人槽	3,000円/基・回	
18～19人槽	3,300円/基・回	
20～24人槽	3,500円/基・回	
25～29人槽	4,000円/基・回	
30人槽	2,500円/基・回	

【意見67】

PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法のことで、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する、つまり税金の対価として最も価値あるサービスを提供することを目的としている。

PFI事業を導入することによって、以下に示すような効果が期待される。

- ・整備速度の向上(申請から完成までの期間短縮化)
- ・事業コストの低減
- ・市町村の事務量、人件費の低減
- ・営業成果により事業量が増え、地元経済面への波及効果
- ・水質保全、生活環境の改善に貢献

なお、宮崎市では令和2年度までの設置実績は640基で、目標基数600基

(150基/年)を上回り、整備促進等の効果が得られている。

さらに、市町村のメリットとして、積極的な普及活動を行うことができる。PFI事業者にとっては、浄化槽の設置が営業利益に直結していることから、積極的に営業活動を展開することになる。市町村にとっては、この営業活動が普及活動そのものであり、民間ならではの普及活動が展開されたという結果を得ることになる。

課題は、PFI事業の認知度や理解度、委託期間の後半における設置基数減少の懸念があり、特に高齢世帯における整備が進まない傾向があるので、その点を注視し、今後もPFI事業者と緊密に連携を図りたい。

宮崎市においては、宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資のあっせん及び利子補給制度があるが、宮崎市民への案内は行っておらず、公設合併処理浄化槽の設置申請を受け付ける際に、申請者が費用負担への懸念を示された場合に制度の説明を行う程度にとどまっているようである。

よって、ホームページ掲載だけではなく、幅広い案内を宮崎市民へ行っていただきたい。

【意見68】

公設浄化槽清掃業務委託について

この業務委託は随意契約によって委託されており、旧宮崎市、佐土原、田野、高岡、清武町の旧市町域ごとに浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可事業者を特定して各地区に分担している。

この設計金額について、各浄化槽ごとに見積りを3者から取り、その平均値を設計単価としている。

設計金額は設計単価に各地区の清掃予定基準を乗じた金額としている。各者の見積りを確認すると、各槽の見積り単価の最高金額と最低金額に隔たりがあり、3者の見積りのばらつきについて担当課に問い合わせたところ「宮崎市単価決定要領に準じて設定しており、見積りの平均値の±30%を超えるもの（異常値）はないため問題ない。」と回答を得た。

各地区の浄化槽清掃業務の内容は、設置された浄化槽の維持管理（清掃）を行うことであって特段の違いは無く、各地区の特殊性があるとも考えられ

ない。

各者の見積りの違いの原因や内容を詳細に検討し、平均値を使うのであれば、検証されたい。